

鳥取県 教育振興基本計画

(2024年度～2028年度)

～未来を拓く教育プラン～



表紙写真

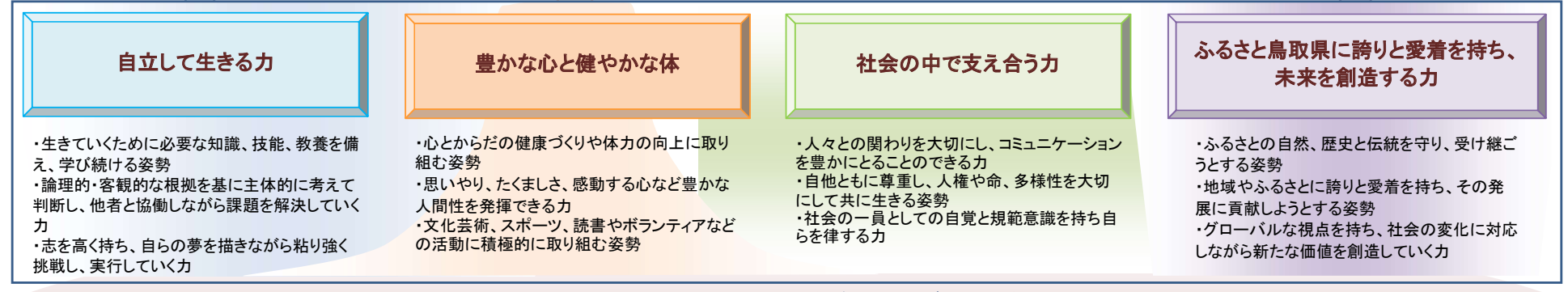
①田植え実習 (倉吉農業高校)	②地域課題解決に向けた プレゼンテーション (鳥取市立江山学園)	③チェーンソー実習 (智頭農林高校)
④広場が大きなキャンパスに！ワークショップ 「らくがきばんざい！」 (県立博物館)	⑤英語の授業 (米子市立福米西小学校)	⑧梨の袋かけ (鳥取市立江山学園)
⑥タブレットを活用した ペア学習 (鳥取市立倉田小学校)	⑦けんべい祭 (米子養護学校)	

目 次

第一章	鳥取県教育振興基本計画の改定にあたって	1
第二章	目指す鳥取県の姿	5
第三章	鳥取県教育の基本理念	9
第四章	6つの目標と特に力を入れたい25の施策	12
目標1	社会全体で学び続ける環境づくり	16
施策1	(1) 社会全体で取り組む教育の推進	17
1	(2) 家庭教育の充実	19
1	(3) 生涯学習の環境整備と活動支援	21
目標2	主体的に学ぶ力を育む学校教育の推進	24
施策2	(4) 豊かな人間性、社会性を育む教育の推進	25
2	(5) ふるさとキャリア教育の充実	27
2	(6) 幼児教育の充実	29
2	(7) 確かな学力の育成	31
2	(8) 教育DXの推進	35
2	(9) 社会の変革期に対応できる教育の推進	38
目標3	多様な教育ニーズに応じた誰一人取り残さない学びの創造	40
施策3	(10) 特別支援教育の充実	41
3	(11) いじめ、不登校等に対する対応強化	46
3	(12) 多様なニーズに応える学びのセーフティネットの構築	49
3	(13) 県立夜間中学における自分らしい学びの展開	52
目標4	学びを支える教育環境の充実	53
施策4	(14) 魅力ある学校づくり、特色ある学校運営の推進	54
4	(15) 次代の学校教育を担う使命感・実践力を備えた教職員の確保・育成	56
4	(16) 安全、安心で質の高い教育環境の整備	59
4	(17) 私立学校への支援の充実	61
目標5	生涯にわたる健やかな体づくりと運動、スポーツの推進	62
施策5	(18) 健やかな心と体づくりの推進	63
5	(19) ライフステージに応じた運動、スポーツ活動の充実	65
5	(20) トップアスリートの育成(競技力向上)	68
5	(21) 子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の機会確保に係る環境 の整備・充実	70
目標6	文化、伝統、豊かな自然の継承、再発見、芸術の創造	71
施策6	(22) 文化芸術活動の一層の振興	72
6	(23) 美術館整備による文化芸術の創造・発展	74
6	(24) 文化芸術の発展を担う人材の育成	76
6	(25) 文化財の保存、活用、伝承	77
第五章	鳥取県教育振興基本計画の推進に向けた体制	79
参考資料		81

基本理念 自立して心豊かに 幸せな未来を創造する ふるさとととっとりの人づくり

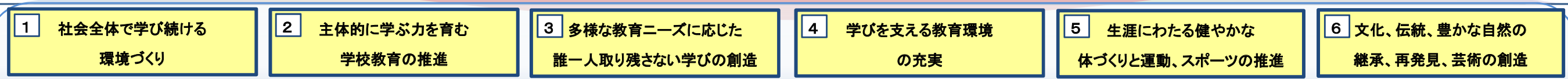
●基本理念を支える4つの「力と姿勢」



〔「ふるさとキャリア教育」のめざす人間像〕

- ふるさと鳥取に根差して、グローバルな視点で考え行動することができる人材
- 鳥取県に誇りと愛着を持ち、ふるさと鳥取をさらに継承・発展させようとする意欲や態度を身につけた人材
- 社会の変化に対応しながら新たな価値を創造することができる人材
- 自立し、自分らしい生き方を実現するとともに、将来にわたりふるさと鳥取を思い、様々な場面でふるさと鳥取を支えていくことができる人材

●6つの目標 と特に力を入れたい 25の施策と重点取組



鳥取県の豊かで特色ある地域資源（人、自然、文化、歴史、産業）を基盤として社会の変革期に対応する施策を推進



第一章 鳥取県教育振興基本計画の改定にあたって

改定の趣旨

鳥取県教育振興基本計画（以下「計画」という。）は、中長期的に取り組むべき鳥取県の教育課題や目指すべき姿の共通認識と、その解決や実現に向けた取組の方向性を示すものです。

鳥取県では、平成18年度に改正された教育基本法を踏まえ、平成21年3月に、平成21年度から平成25年度を計画期間とする第一期の計画（以下「第一期計画」という。）を策定し、その後、平成26年度から平成30年度を計画期間とする第二期の計画（以下「第二期計画」という。）、さらに平成31年度（令和元年度）から令和5年度までを計画期間とする第三期の計画（以下「第三期計画」という。）に改定し、「自立して心豊かに生きる 未来を創造する 鳥取県の人づくり」を基本理念として、鳥取県の教育を推進してきました。

令和5年度末で第三期計画の計画期間が終了することに伴い、第三期計画の成果と課題を踏まえ、続く5年間の本県の教育施策の方向性を示すため、計画を改定します。

計画の性格

本計画は、鳥取県教育が中長期的に目指すべき姿や取組の方向性について示したものであり、鳥取県教育の基本方針であるとともに、県民、NPO、住民団体や地域活動を行う団体、企業、大学、市町村等の様々な取組主体と連携、協働して取り組むための共通の指針となるものです。

本計画は教育基本法第17条第2項の規定に基づく鳥取県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

また、国が令和5年6月16日に閣議決定した第四期教育振興基本計画を参酌するとともに、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針について定めた「鳥取県の『教育に関する大綱』」や鳥取県が定める各種計画（鳥取県の将来ビジョン、鳥取県令和新時代創生戦略など）の方向性も踏まえた計画としています。

計画期間

計画期間は、令和6年4月1日から5年間とします。

なお、計画期間内であっても、必要があれば、見直しを行うなど、柔軟な対応を行います。

計画の構成

- ・ 鳥取県教育が中長期的に目指すべき姿を「基本理念」として示し、基本理念を踏まえて鳥取県教育で育てたい、具体的な能力などを「基本理念を支える4つの『力と姿勢』」として示しています。
- ・ 鳥取県教育の抱える諸課題を解決するため、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき方向性を「目標」としてまとめました。
- ・ 具体的な施策を実施するに当たり、「目標」ごとに、5年間に達成しようとする施策や数値目標を設定するとともに、毎年度、取り組む行動計画をアクションプランとして別に定め、取組を検証、評価するとともに、新たな取組へ反映させていくこととします。

第三期計画における取組と成果等

第三期計画においては、基本理念の実現に向け、「社会全体で学び続ける環境づくり」「学ぶ意欲を高める学校教育の推進」「学校を支える教育環境の充実」「生涯にわたる健やかな体づくりと運動、ス

ポーツの推進」「文化、伝統、豊かな自然の継承、再発見、芸術の創造」の5つの目標ごとに、具体的な取組を進めてきました。

第三期計画における5つの目標ごとの取組と成果等は次のとおりであり、これまでの状況を踏まえ、第四期計画への取組につなげていきます。

目標1 社会全体で学び続ける環境づくり

- ・ 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を9割近い学校（うち、県立学校では全校）に導入するとともに、地域学校協働活動との一体的な取組の推進を図り、学校と地域住民等が育てたい子ども像や学校・地域の課題を共有し、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、地域とともにある学校づくりや学校を核とした地域づくりを推進した。
- ・ 図書館ではデジタルアーカイブシステム「とっとりデジタルコレクション」の構築により資料の保存・活用を進め、博物館は開館50周年を迎えての企画展が入場者数新記録を達成した。

目標2 学ぶ意欲を高める学校教育の推進

- ・ 幼・保、小、中、高での学びを縦につなげることを目指し、キャリア・パスポートを用いた「ふるさとキャリア教育」を基軸とした取組を推進し、ふるさと鳥取県に誇りと愛着を持ち、郷土を支える人材の育成を行った。
- ・ 中学生、地域の大人、大学生が少人数のグループで語り合う「中学校トークプログラム」の実施により、中学生の地域に対する貢献意識の向上が見られた。また、生徒の自己肯定感を高め、将来の夢や目標を持つきっかけとなった。
- ・ 鳥取県版の学力・学習状況調査（とっとり学力・学習状況調査）を実施し、対象地域及び学年を拡充するとともに、調査結果を活用し、学力の伸びや非認知能力、学習方略の変化を可視化し、個別最適な指導に生かす分析シートを作成するシステムを構築した。
- ・ 分身ロボット OriHime（オリヒメ）の活用により、入院や自宅療養中の児童生徒の学習を保障するとともに、特別な支援を必要とする子ども一人一人の障がいの状態や発達段階に応じた学びを充実させ個々が有する力を最大限に引き出すことができるよう、eラーニング教材やアプリなどのICT活用を進めた。
- ・ 学齢期から手話言語への興味・関心を持ち、主体的に手話言語を学ぼうとする意欲を高めるため鳥取県版児童用手話検定「手話チャレ」や手話ダンス動画「手話のWA」を作成し、児童自らが手話の習得状況を実感し、進んで学べる環境を作った。
- ・ 英語教育の推進に向け、県内全中学2年生を対象にした外部試験（英検I B A）について、公立学校の全学年の中学生を対象に外部試験が実施できるよう検討を行い、令和5年度からは中学3年生に4技能型、中学1・2年生に2技能型の英検I B Aを実施した。
- ・ G I G Aスクール構想により、県内すべての小中義務教育学校において1人1台端末が整備され、学習への活用を図るとともに、県立高等学校においても全日制課程において令和4年度から学年進行で1人1台端末を導入し、ICT環境の整備を図った。また、STEAM Lab の設置により、STEAM教育等の教科等横断的な学びやものづくり、地域貢献活動へとつなげた。
- ・ 成年年齢引き下げに伴い、主権者教育、消費者教育を専門家と連携しながら行った。
- ・ 新型コロナウイルス感染症により臨時休業や分散登校となっても遠隔学習等を実施する等、整備した機器を日常から積極的に活用し、学校全体で柔軟な対応を行うことで、学びを止めない体制づくりの推進を図った。

目標3 学校を支える教育環境の充実

- ・ 中山間地域の高等学校においては、県外からの生徒募集に係る中学生や保護者向け学校説明会の開催、ラジオ番組を活用した全国PRの実施、地元自治体と連携した学生寮の確保・整備に取り組むとともに、地域や企業等と連携した取組を行い、地域資源を生かした魅力化・特色化を図った。
倉吉東高校においては、国際バカロレア教育の導入に向けた体制づくりや施設整備等を行い、令和4年に国際バカロレア認定校となり、世界基準での学びを提供し、グローバル社会で活躍できる人材の育成を目指した教育を開始した。
- ・ 進級時の学級規模拡大による学級の不安定化解消、一人一台端末環境下での個別最適な学びや多様な学習環境に対応するため、すでに実施している小学校1、2年生の30人学級に加え、令和4年度から段階的に小学校3年生から小学校6年生の少人数学級（35人→30人）を導入することとした。
- ・ 島根大学と協働した「未来の教師」育成プロジェクトを開始し、教職志向性の高い生徒の開拓から教員採用まで一つのベクトル上に乗るような取組を展開するとともに、教員採用試験における関西会場の設置、試験内容の見直し、広報活動の拡充などの工夫を行うことで、志願者の増加を図った。
- ・ eラーニング教材「すらら」や自宅学習支援員を活用した自宅学習支援及び不登校の未然防止、早期支援のための学校生活適応支援員の配置や校内サポート教室の設置、拡充を行い、不登校児童生徒等の学習機会を確保した。
- ・ 令和6年4月開校予定の県立まなびの森学園（夜間中学）の設置に向けて、様々な理由により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方や小学校や中学校を卒業していない方等の学び直しのために「いろとりどり [色鳥取] に、ともに自分らしく学ぶ」をコンセプトに、安心して学ぶことができる機会を保障するため、柔軟な時間割の設定や施設整備等の開校準備を進めた。

目標4 生涯にわたる健やかな体づくりと運動、スポーツの推進

- ・ 柔軟性の向上、新型コロナウイルス感染症による運動機会の減少への対応として、柔軟運動のためのプログラム「ワンミニッツ・エクササイズ」を普及・啓発するとともに、運動遊びにチームで挑戦し、ほかのチームとオンライン上で記録を競うことができる運動遊びサイト「遊びの王様ランキング」を活用した運動機会の提供を行った。
- ・ 国から示された令和5年度以降の部活動の地域移行の方向性やスケジュールを受けて、「鳥取県部活動在り方検討会」を設置し検討を重ねるとともに、国の委託事業を活用した地域移行のモデル事業を実施し検証を行った。また、「鳥取県公立中学校等における部活動の地域連携・地域移行に向けた推進計画」を策定し、令和5年度から令和7年度までの国の「改革推進期間」において、休日に公立中学校の生徒がスポーツ・文化活動に親しむことができる環境を学校や地域に持続可能なものとして段階的に構築する市町村の取組を支援することとした。

目標5 文化、伝統、豊かな自然の継承、再発見、芸術の創造

- ・ 令和7年3月開館予定の県立美術館の建設を進めるとともに、県立美術館の目的やコンセプト、作品の魅力等の説明会、県民参画の仕組みづくりや利用に関する対話会、建設現場見学会、地元団体等が行う県立美術館応援事業への支援等による県民周知により、「県民立美術館」の実現を進めるとともに、開館に向けての機運を醸成した。
- ・ 子どもたちをはじめすべての人たちの「アートを通じた学び」を支援するアート・ラーニング・ラボ(A.L.L)の開設に向けて、県立博物館美術展への小学生バス招待、年齢や障がいの状況等に合わせた多様な鑑賞プログラムやワークショップの開発を行った。また、県内高等教育機関と連携したファシリテーター養成の専門研修等を実施し、ファシリテーターによる県内小学生を対象とした対話型

鑑賞を行うことで、「アートを通じた学び」を深める機会を創出した。

改定の主な内容

(1)「基本理念」の改定

教育は、県民一人一人の豊かな生き方を作ると同時に、ふるさと鳥取県の豊かな未来づくりの基礎であることから、大きな社会情勢の変化にも対応でき、自らの未来を切り拓いていける人材を育成するため、第二期計画、第三期計画では「自立して心豊かに生きる 未来を創造する 鳥取県の人づくり」を基本理念として取り組んできました。国の第四期教育振興基本計画では「日本社会に根差したウェルビーイング※の向上」をコンセプトの一つとして掲げられたことから、第二期計画、第三期計画の基本理念を踏まえつつ、個人のみならず地域や社会全体が幸せや豊かさを感じられる未来を実現するための教育を実施するため、基本理念を改定しました。

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念

(2)「目標」と「施策」の見直し

目標については、増加する特別な支援を要したり不登校の児童生徒、いじめ問題、困難な家庭環境にある児童生徒への対応や十分な教育を受けられなかった方の学び直しの機会の提供など、様々な教育ニーズに重点的に対応するため、新たな目標を設置しました。また、教育DX、夜間中学、中学校休日部活動の地域移行等の新たな教育ニーズに対応するため、「施策」を見直しました。

(3)「重点取組」の見直し

本計画は、教育施策全般についての取組を掲げていますが、メリハリをつけた施策の推進を図るため、重点的に取り組むものを、「重点取組」として示しています。

「重点取組」は、計画期間内における施策の達成状況や新たな教育課題への対応等により変わることが考えられますが、計画策定の段階で、特に力を入れたい取組を「重点取組」に位置付けました。

(4)「数値目標」の見直し

数値目標は、新たに19項目の指標を設定するとともに、目標を達成した指標の見直しや削除するなど、進捗状況を測るためにふさわしい指標、数値目標に見直しました。(65項目→73項目)

第二章 目指す鳥取県の姿

本県においては、県政運営の基本となる「鳥取県の将来ビジョン」、人口減少等の課題に対する地方創生に向けた「鳥取県令和新时代創生戦略」を策定し、県民が心の豊かさを実感しながら、充実した生活を送るとともに、鳥取県及び県内市町村が活力を持ち、発展していくための取組を進めています。

鳥取県教育振興基本計画の推進にあたっては、鳥取県の将来ビジョン、鳥取県令和新时代創生戦略等、鳥取県の各種計画と方向性を共有し、取組を進めていきます。

鳥取県の将来ビジョン（H20.12月作成、R2.10月改訂）

【基本理念】

未来への挑戦 ～ 持続可能な地域の発展を目指して ～

地域の関わる多様な主体の知恵と力を結集して、本県の強みを伸ばし、持続可能な地域の発展をめざすとともに、人生のあらゆるステージにおいて、心の豊かさを実感しながら充実した生活を安心して送ることのできる鳥取県を県民の皆様とともに創る。

【2030年の鳥取県の姿】

- 1 ひらく 地域で・県外で・国外で新时代に向かって扉をひらく
 - ・産学官の連携により、新たな産業の需要に対応できる、高度かつ多能的な人材が育成されている。
- 2 つなげる 力をつなげ、結集して、持続可能で魅力あふれる地域を創る
 - ・中山間地域の歴史と風土の中で育まれた伝統行事、伝統文化等が、地域の誇りとして維持・継承されている。
- 3 守る 豊かな恵み・生活を守り、次代につなぐ
 - ・通学路の安全対策や歩道のバリアフリー化などが進み、安全・安心な歩行空間が確保されている。
- 4 楽しむ いきいきと楽しみながら充実した生活を送る
 - ・本県の豊かな自然、食、郷土芸能や伝統行事、民芸などの地域文化が大切に守られ受け継がれ、県民誰もが楽しむ機会が充実している。
 - ・青谷上寺地遺跡公園（仮称）がオープンし、むきばんだ史跡公園とともに弥生時代の重要な文化財を知る学習拠点として利活用されるとともに、観光資源として活用されている。
 - ・県立美術館等での体験、学習や、鳥取県を拠点に活動するアーティストとの交流等を通じて、幼少期から豊かな創造性が生まれ、誰もが文化・芸術に親しんでいる。
 - ・ICTを活用した多様な形で、県民誰もが文化・芸術に係る活動や体験、鑑賞ができるようになっていく。
 - ・多くの県民が世代を超えてスポーツの楽しさを理解し、実際に身体を動かすことで健康づくりにつながっている。
 - ・年齢や体力、関心や目的に応じて、いつでも、どこでも安全にスポーツ活動を楽しむことができる環境が実現している。
 - ・アスリートを育成する環境が充実し、日本や世界のトップを目指す子どもたちが出てきている。
 - ・子どもだけでなく、大人もICTを学習する機会が充実するなど、誰もが生涯にわたって学び直しができることで、生活の充実や地域の活性化につながっている。
 - ・図書館、美術館、博物館等の社会教育施設を活用して、県民が学びの活動を続け、学んだことを活かせるボランティア活動や学校での子どもたちと交流するなど、地域で活躍できる機会が充実している。
- 5 支え合う お互いを認め、尊重して、支え合う
 - ・鳥取ならではの絆社会を活かし、地域の見守りなどによりDV、性暴力や児童虐待が未然に防止

されている。

- ・DVや性暴力、児童虐待などの被害者、ひとり親家庭や生活困窮者などが相談できる体制や支援が充実し、安心して生活できる環境が整っている

6 育む 次代に向けて、躍動する「ひと」を育む

- ・保育・幼児教育の質が向上し、友達との集団生活や遊びを通じて健康な体づくりや豊かな人間性が育まれている。
- ・学校・地域と連携した保護者への学習機会の提供、家庭教育支援が充実している。
- ・生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもたちを含め、希望する子どもが夜間や休日に地域の大人や友達と食事や学習ができる子どもの居場所が整っている。
- ・地域を題材とした体験活動や地域課題解決に向けた探究的な学習の充実により、社会を力強く生き抜く力が育成され、地域が求める人材が育成されている。
- ・地域の特色を活かした魅力的な高等学校・高等教育機関づくりにより、県内外から多くの学生が集まっている。
- ・子どもたちが鳥取県の豊かな自然や文化、地域で活躍している人や先人の生き方等を通して鳥取県に愛着と誇りを持ち、ふるさと鳥取をさらに継承・発展させようとする意欲や態度が育成されている。
- ・ふるさとキャリア教育により、子どもたちの自立や自分らしい生き方が実現するとともに、将来にわたり様々な場面で鳥取を支えていくことができる人材が育っている。
- ・「主体的・対話的で深い学び」を推進することにより、子どもたちの学ぶ意欲が高まり、学力が定着するとともに、思考力、判断力、表現力等が養われ、他者と協働して課題解決することができる力が育成されている。
- ・学校へのICT普及（GIGAスクール構想）やオンライン学習の充実など、AI等の技術革新に対応したICT活用教育の実践などにより、変化の激しい社会を生き抜く力を身に付けた子どもたちが育っている。
- ・キャリア教育やグローバル人材の育成等により、社会に貢献する資質・能力を身に付け、世界で活躍できる若者たちが育っている。
- ・ESD教育が推進され、若者たちが持続可能な発展を目指して様々な領域で地域社会に貢献している。
- ・特別な支援を必要とする子どもたちが、就学前から就労に至るまでの切れ目のない一人ひとりの教育ニーズに応じた適切な指導と支援を受け、能力と可能性を最大限に伸ばすことができている。

鳥取県令和新时代創生戦略 （R2.3月作成、R3.4月改訂）

【鳥取県の地方創生の目指す姿】

とっとり創生による持続可能な地域社会の実現

第1期戦略において、東京圏に集中している人の流れを変えるとともに、子どもが増え「人口減少に歯止めをかける」対策と「人口減でも持続的で活力ある地域をつくる」対策に取り組んできました。

第1期戦略の基本的な考え方を継承するとともに、地域に暮らす一人ひとりが幸せを感じ、活気あふれる地域の持続を目指して、『とっとり創生による持続可能な地域社会の実現』を目指す姿として掲げ、新たな課題に立ち向かい、鳥取発の地方創生を推進していきます。

【基本方針及び政策分野】

1 豊かな自然でのびのび鳥取らしく生きる 鳥取+ism

(1) 観光・交流

(2) 農林水産業

- ・農林水産業を学ぶ高校生を対象により実践的な職業教育に取り組み、将来の本県農林水産業を

支える人材を育成します。

(3) エコスタイル

- 子どもたちが鳥取の山や海などの自然の恵みの中で“学び、遊びきる”ことを体験し、自然の魅力を満喫できる取組を進めます。

2 人々の絆が結ばれた鳥取のまちに住む 鳥取+住む

(1) 出会い・子育て

- 高等学校の通学費等の就学期の子どもに関する費用も含めた子育て世帯の経済的負担の軽減を進めます。
- 医療的ケア児とその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、子どもの成長に合わせた切れ目のない支援を行うとともに、ICT機器を活用した遠隔教育の定着により病気療養児や不登校児童生徒などへの支援を進めます。
- 全ての子どもたちが経済的な環境に左右されず、現在から将来にわたって成長していけるよう、学習環境や相談・支援体制の整備等の子どもの貧困対策を推進します。

(2) 人材とっとり

- 主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）の実現に向けた授業改善、プログラミング的思考や情報活用能力の育成に向けた児童生徒1人1台の端末整備（GIGAスクール構想）を踏まえた外部企業等と連携したICT活用教育の推進等、市町村・企業等と連携して学力向上をはじめとする子どもたちの学びの質の向上に取り組みます。
- 予測困難で複雑化・多様化する今後の社会において、生きて働く知識・技能を習得させ、未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力等を育成するとともに、学びを人生や社会に活かそうとする学びに向かう力を養います。
- 海外高等教育機関との連携など、豊かな国際感覚や外国語によるコミュニケーション能力を培うグローバル化に対応した英語教育を推進します。
- 子どもたちの豊かな人間性を育むため、鳥取の豊かな自然を活かした様々な体験活動の充実を図ります。
- 子どもたちが、鳥取県の豊かな自然、文化、地域で活躍している人や先人の生き方等を通して、鳥取県に誇りと愛着を持ち、ふるさと鳥取をさらに継承・発展させようとする意欲や態度を養います。
- 子どもたちが自立し、自分らしい生き方を実現するとともに、将来にわたりふるさと鳥取を思い、様々な場面でふるさと鳥取を支えていくことができる人材を育成します。
- 高等学校を地域振興の核と捉え、生徒や保護者、地域等のニーズに応える学校づくりを進めます。
- 学校、家庭、地域の連携・協働体制を構築することにより、学校を核とした地域づくりを推進します。
- 学校運営協議会の導入・充実と地域学校協働活動の一体的な取組により、地域とともにある学校づくりを推進します。
- あいサポート条例（愛称）に基づき、県民の障がい者への理解を深める県民運動を推進するため、あいサポーター及びあいサポート企業・団体を増加させるとともに、あいサポートキッズ制度や講師派遣事業などの活用により、小学校・中学校・高等学校へ取組を拡大するなど、幅広い世代であいサポート運動の普及を図ります。

3 幸せを感じながら鳥取の時を楽しむ 鳥取+rhythm

(1) 移住・定住

- 県内企業の魅力を伝えるふるさとキャリア教育の推進、大学生と県内社会人とのネットワークづくりへの支援、アプリ等を通じた情報発信を通じて、県内就職やとっとり暮らしの魅力を伝

えるとともに、県内に就職する大学生等が借り入れた奨学金の返還助成により、若者の地元就職、I J Uターンの促進につなげます。

(2) 働く場

- ・建設分野における県内高校生インターンシップや国家資格の取得を支援し、建設業の入職者の確保と技術者の育成を進めます。

(3) まちづくり

- ・感染症等の影響下においても、文化芸術活動を支える人材の育成や誰もが文化芸術に親しめる環境を整え、アートによるまちづくりを進めます。
- ・I C Tの活用等による多様な形での文化芸術活動を支援し、継続的な文化芸術活動及び発表機会の確保を図ります。
- ・まんがや民芸、伝統芸能等の地域の文化資源を守り伝え磨き上げながら、内外に発信することにより、観光等への活用を推進します。
- ・青谷上寺地遺跡、妻木晩田遺跡、たたら、鉄道遺産、城跡など文化遺産の魅力をI C Tも活用しながら発信し、地域の活性化を進めます。
- ・誰もが芸術・文化に親しむことのできる拠点づくりの一つとして、県立美術館の整備を着実に進めます。

基本理念

自立して心豊かに 幸せな未来を創造する
ふるさとととっとりの人づくり

～基本理念を支える4つの「力と姿勢」～

▽ 自立して生きる力

- ・生きていくために必要な知識、技能、教養を備え、学び続ける姿勢
- ・論理的・客観的な根拠を基に主体的に考えて判断し、他者と協働しながら課題を解決していく力
- ・志を高く持ち、自らの夢を描きながら粘り強く挑戦し、実行していく力

▽ 豊かな心と健やかな体

- ・心とからだの健康づくりや体力の向上に取り組む姿勢
- ・思いやり、たくましさ、感動する心など豊かな人間性を発揮できる力
- ・文化芸術、スポーツ、読書やボランティアなどの活動に積極的に取り組む姿勢

▽ 社会の中で支え合う力

- ・人々との関りを大切にし、コミュニケーションを豊かにとることのできる力
- ・自他ともに尊重し、人権や命、多様性を大切にして共に生きる姿勢
- ・社会の一員としての自覚と規範意識を持ち自らを律する力

▽ ふるさと鳥取県に誇りと愛着を持ち、未来を創造する力

- ・ふるさとの自然、歴史と伝統を守り、受け継ごうとする姿勢
- ・地域やふるさとに誇りと愛着を持ち、その発展に貢献しようとする姿勢
- ・グローバルな視点を持ち、社会の変化に対応しながら新たな価値を創造していく力

「基本理念」及び基本理念を支える4つの「力と姿勢」を実現するための取組に対する考え方は、以下のとおりです。

(1) 基本理念

鳥取県教育を進める上では、県民一人一人が、それぞれの立場で、教育に主体的に取り組んでいくことが重要です。このため、県民と方向性を共有しながら、その実現に向けた取組を推進していくため、本県教育の目指すべき「基本理念」を設定しています。

「教育」は、人格の完成を目指し、個性を尊重しつつ、個人の能力を伸長し、自立した人間を育て、幸福な生涯を実現するために不可欠なものです。

そして、県民が、幸福で充実した人生、より良い社会を創っていく責任は自分たち一人一人にあるという公共の精神を自覚し、これからの社会の在り方について考え、社会の中で互いを認め合いながら、協働、協調して、主体的に行動（自立）し、豊かな未来を自ら切り拓き、創造していく力が重要です。

第三期計画では、少子・高齢化やグローバル化、さらなる技術革新の進展、雇用・経済情勢の変化、平均寿命の延伸による人生100年時代の到来等、これまで以上に大きな変革が予想されていました。このような社会においても、子どもたちが力強く生きていくために必要となる力は、誰も見たことのないような特殊な力ではなく、これまでも必要とされてきた「主体的な学びや多様な人との協働を通じ、新たな価値を創造していく力」であり、その根本は変わるものではないことから、第二期計画の基本理念「自立して心豊かに生きる 未来を創造する 鳥取県の人づくり」を継承し、取組を進めてきました。

第三期計画の終了を迎え、今後の社会では、少子化やグローバル化、AI等の技術革新のさらなる進展、雇用・経済情勢の変化、増加する自然災害や世界的な感染症などのリスクへの対応など、子どもたちはこれまで以上に、世界の中で力強く生きていく力が求められています。

第四期計画では、第三期計画の基本理念を承継しつつ、ふるさとキャリア教育をさらに推進し、学校や地域でのつながりの中で利他性や協働性、自己肯定感を高め、子どもたちが幸せや生きがいを感じ、複雑化、多様化する今後の社会においても力強く生き、幸せな未来を作り上げていく力を持った人づくりを目指すこととしています。

(2) 基本理念を支える4つの「力と姿勢」

「基本理念」の実現に向けて、鳥取県教育で育てたい能力、資質、技能、姿勢、意識などを、『基本理念を支える4つの「力と姿勢」』として定め、さらに、4つの「力と姿勢」をより具体的に分かりやすく表現するため、それぞれ説明を付けています。

(3) 基本理念を実現するための取組

鳥取県では、地域の魅力を学ぶ「ふるさと教育」の視点と自らの生き方・在り方について考える「キャリア教育」の視点を合わせた「ふるさとキャリア教育」をすべての教育施策の基軸として推進しています。鳥取県に誇りと愛着を持ち、「ふるさととっとり」をさらに継承・発展させていこうという意欲と気概を持った人材を育成するとともに、子どもたちの活動を積極的に発信し、多くの人にその活動が認められることによって、子どもたちの自己肯定感や自己有用感を向上させることを目指しています。

一方、国の第4期教育振興基本計画では、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」をコンセプトとし、今後の教育施策に関する基本的な方針として、「グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」や「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」などが示されています。

基本理念の実現に向けては、「ふるさとキャリア教育」をさらに進め、地域とも連携して子どもた

ちの「ふるさととっとり」への理解を深めるとともに、自らの将来に夢や目標を持って主体的に学習し、グローバルな視点で考え行動できる子どもの育成に取り組みます。また、子どもたち一人一人に目を向けて、子どもたちの持つ多様な個性や能力を十分に把握し、個々に応じた教育を心身の発達段階を踏まえて行うとともに、子どもたちのウェルビーイングの向上のため、子どもたちの自己肯定感を醸成する取組を推進します。

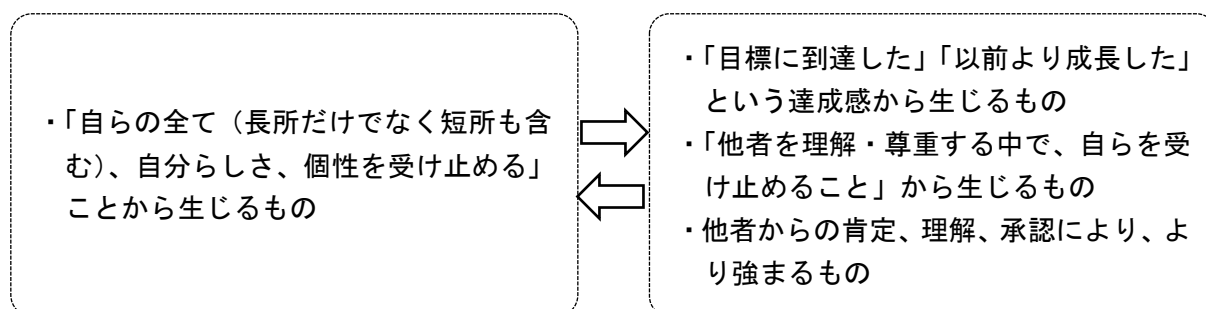
【鳥取県における「ふるさとキャリア教育」の目指す人間像】

- 1 ふるさと鳥取に根差して、グローバルな視点で考え行動することができる人材
- 2 鳥取県に誇りと愛着を持ち、ふるさと鳥取をさらに継承・発展させようとする意欲や態度を身につけた人材
- 3 社会の変化に対応しながら新たな価値を創造することができる人材
- 4 自立し、自分らしい生き方を実現するとともに、将来にわたりふるさと鳥取を思い、様々な場面でふるさと鳥取を支えていくことが出来る人材

【鳥取県における「自己肯定感」の考え方】

- 「自分の存在全てを受け入れ、自分を大切な存在である」と捉えることから生じる感情
- 「目標を持って、自ら高めようとする姿勢」から生じる感情であるとともに、「他者を理解・尊重することにより、自分も大切な存在である」と捉えることから生じる感情

(自己肯定感の二つの側面)



※それぞれの側面が相互に関連しており、双方の自己肯定感の側面を醸成していくことが重要

一人一人の子どもの「幸せ」につながる
(ウェルビーイングの向上)

第四章 6つの目標と特に力を入れたい25の施策

基本理念の実現に向けて、今後5年間で、総合的かつ計画的に取り組むべき施策として、6つの目標と特に力を入れたい25の施策を定めて取り組みます。

また、それぞれの施策のより具体的な方向性を示し、特に重点的に取り組むものを、「重点取組」として位置づけます。

目標1 社会全体で学び続ける環境づくり

○施策1－(1) 社会全体で取り組む教育の推進

【重点取組】

- ・学校、家庭、地域の連携・協働の推進
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- ・学校、地域の連携による、ふるさとへの誇りと愛着を高める教育の充実

○施策1－(2) 家庭教育の充実

【重点取組】

- ・保護者同士のつながりづくりの推進
- ・保護者の学習機会の創出
- ・届ける家庭教育支援の推進

○施策1－(3) 生涯学習の環境整備と活動支援

【重点取組】

- ・全ての人が生涯学び、活躍できる機会の充実
- ・図書館、博物館、美術館等の社会教育施設の機能の充実
- ・人権尊重の心を育む教育の充実

目標2 主体的に学ぶ力を育む学校教育の推進

○施策2－(4) 豊かな人間性、社会性を育む教育の推進

【重点取組】

- ・子どもの情操、道徳心、自他を尊重する力の育成
- ・読書活動の推進

○施策2－(5) ふるさとキャリア教育の充実

【重点取組】

- ・ふるさと鳥取に根差して、グローバルな視点で考え行動できる人材の育成
- ・地域を題材とした体験活動、探究的な学習の充実による社会を力強く生き抜く力の育成

○施策2－(6) 幼児教育の充実

【重点取組】

- ・鳥取県幼児教育センター、市町村、園・小学校の連携・協力による発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の推進

○施策2－(7) 確かな学力の育成

【重点取組】

- 習得した知識等を活用し、主体的に課題の解決に生かしていく力の育成
- 自ら学ぶ意欲を高め、自らの意志で進路を選択する力を養うふるさとキャリア教育の充実

○施策2－(8) 教育DXの推進

【重点取組】

- ・ 1人1台端末を活用したICT活用教育の推進
- ・ 児童生徒の情報活用能力の育成と教師の指導力向上
- ・ 教育の質を高める教育データの分析・利活用

○施策2－(9) 社会の変革期に対応できる教育の推進

【重点取組】

- ・ 国際バカロレア教育手法の全県への普及・展開及び英語教育の充実によるグローバルマインドの育成
- ・ 児童生徒の発達段階に応じた主権者教育の推進
- ・ 成年年齢引下げによる消費者教育の推進

目標3 多様な教育ニーズに応じた誰一人取り残さない学びの創造

○施策3－(10) 特別支援教育の充実

【重点取組】

- ・ 障がいの状態や発達段階に応じた教育の充実と専門性の向上
- ・ インクルーシブ教育システムの推進に向けた基礎的環境整備及び合理的配慮の充実
- ・ 障がいに対する理解を深め共生の心を育む取組の実践

○施策3－(11) いじめ、不登校等に対する対応強化

【重点取組】

- ・ いじめ、不登校等の未然防止、早期発見・早期支援

○施策3－(12) 多様なニーズに応える学びのセーフティネットの構築

【重点取組】

- ・ 貧困・格差等の社会課題への対応、不登校生徒等に対する多様な学びの場の確保

○施策3－(13) 県立夜間中学における自分らしい学びの展開

【重点取組】

- ・ 県立夜間中学における学び直しの機会の提供

目標4 学びを支える教育環境の充実

○施策4－(14) 魅力ある学校づくり、特色ある学校運営の推進

【重点取組】

- ・ 県立高校の在り方の抜本的な検討
- ・ 県立高校の魅力化・特色化
- ・ 地域とともにある学校づくり・魅力発信

○施策4－(15) 次代の学校教育を担う使命感・実践力を備えた教職員の確保・育成

【重点取組】

- ・ 大量退職期における、魅力ある教員の確保・育成
- ・ 校務DXを通じた学校における働き方改革の推進
- ・ 学校を支える教員業務支援員や部活動指導員など専門スタッフの充実

○施策4－(16) 安全、安心で質の高い教育環境の整備

【重点取組】

- ・学校の施設整備の充実
- ・鳥取県中部地震等を踏まえた学校の防災力強化等、安全・安心な教育環境づくりの推進

○施策4－(17) 私立学校への支援の充実

【重点取組】

- ・私立学校の多様な取組への支援

目標5 生涯にわたる健やかな体づくりと運動、スポーツの推進

○施策5－(18) 健やかな心と体づくりの推進

【重点取組】

- ・子どもの体力・運動能力の向上、健康教育及び食育の推進

○施策5－(19) ライフステージに応じた運動、スポーツ活動の充実

【重点取組】

- ・幼児期からの年齢・成長に合わせた運動習慣づくり
- ・障がい者スポーツの推進

○施策5－(20) トップアスリートの育成（競技力向上）

【重点取組】

- ・ジュニア期からトップレベルに至る体系的な指導体制等の充実

○施策5－(21) 子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の機会確保に係る環境の整備・充実

【重点取組】

- ・児童生徒が地域においてスポーツ・文化芸術に親しむ環境の充実

目標6 文化、伝統、豊かな自然の継承、再発見、芸術の創造

○施策6－(22) 文化芸術活動の一層の振興

【重点取組】

- ・子どもたちや若者が文化芸術に触れ、感性を高める機会の提供
- ・障がい者による文化芸術活動の推進

○施策6－(23) 美術館整備による文化芸術の創造・発展

【重点取組】

- ・子どもたちをはじめとしたすべての人たちの「アートを通じた学び」の支援

○施策6－(24) 文化芸術の発展を担う人材の育成

【重点取組】

- ・質の高い文化芸術に触れる機会や体験をとおり、優れた才能や個性を引き出し、鳥取県の文化芸術の発展を担う人材の育成

○施策6－(25) 文化財の保存、活用、伝承

【重点取組】

- ・祭り、行事などを地域で伝承していく活動の支援
- ・ふるさとの自然、歴史に触れ学ぶ機会の充実
- ・弥生二大遺跡の活用の推進

◎標記のルール

1 同じ取組を複数の項目に記載する場合は、「再掲」と表記します。

〈例〉

施策項目 2-(5)-①と同じ取組が、施策 1-(1)-②にもある場合

- ・施策 1-(1)-②の取組に【再掲 2-(5)-①】と表記
- ・施策 2-(5)-①の取組に【再掲 1-(1)-②】と表記

2 学校に関するデータは、主に公立学校のデータです。私立学校のデータを表記する場合は、「私立学校」と表記します。

3 数値目標の表記

- ・「現況値」は令和 4 年度の数値。ただし、全国学力・学習状況調査項目関係（各指標に「◇」を付記）などは令和 5 年度の数値（数値の後ろに「*」を付記）。それ以外の場合は括弧書きで年度を記載。
- ・「目標値」は計画最終年度の目標値。それ以外の場合は補足を記載。
- ・数値目標は、推進しようとする施策の状況や計画期間内における施策の達成状況等を踏まえ、見直す場合があります。

社会全体で学び続ける環境づくり

【社会、教育をめぐる状況等】

- 我が国の総人口は長期にわたって減少が続き、鳥取県においても 2045 年の総人口は 44.9 万人（2015 年比 78.2%）まで減少すると推計されています。人口減少とともに、少子・高齢化の進行や個人それぞれの価値観やライフスタイルの多様化を背景に、地域における人と人とのつながりが希薄になり、地域の支え合い機能の低下や地域コミュニティの弱体化が進んでいます。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域活動が大きく制限され、地域コミュニティは大きな打撃を受けました。
- 地域における子どもの教育に関しても、地域活動の担い手の固定化・高齢化や、「地域で子どもを育てる」という当事者意識が希薄化し、地域の教育力の低下が課題となっています。
また、核家族化など世帯構造の変化や家庭環境の多様化に伴い、子育ての悩みや不安を抱える家庭、悩みや不安を相談する相手がなく地域から孤立している家庭、経済的な困窮や子どもが親や兄弟姉妹の介護・世話をするなど困難な環境にある家庭の増加など、家庭における教育についても課題が生じています。
- 学校においては、子どもたちが自ら課題を発見し、解決に向けて主体的・対話的に学ぶ学習や授業改善への対応、いじめ・不登校や困難な環境にある子どもへの対応、特別支援教育の充実、教職員の働き方改革など、学校や子どもたちを取り巻く課題は複雑化・多様化しています。
- 国の教育振興基本計画（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）では、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」をコンセプトの一つとし、子どもだけでなく、地域や社会がウェルビーイングを感じられる教育の在り方が求められています。子どもたちのウェルビーイングの向上や、心豊かにたくましく成長し、夢や目標をもち、自立していくために、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動など、学校、家庭、地域がお互いの役割を認識し、連携・協働して地域の教育力を高め、教育課題に対応していくとともに、その活動を通して、子どものみならず学校に携わる全ての人々や地域のウェルビーイングの実現を目指すことが重要です。

施 策

- 1 - (1) 社会全体で取り組む教育の推進
- 1 - (2) 家庭教育の充実
- 1 - (3) 生涯学習の環境整備と活動支援

施策1－(1) 社会全体で取り組む教育の推進

(目指すところ)

- 学校、家庭、地域が相互の連携・協働を進め、それぞれが、子どもたちの育ちに積極的に関わり、子どもたちの自己肯定感、生きる力、ふるさとへの愛着や社会へ貢献しようとする力を育成します。
- 地域住民や保護者が一定の権限と責任をもって学校運営に参画する学校運営協議会(コミュニティ・スクール) ※1 の充実と、学校、家庭、地域が目標やビジョンを共有しながら、連携、協働して取り組む地域学校協働活動※2 (学校支援ボランティア等による放課後子供教室※3、地域未来塾※4、外部人材を活用した教育支援活動※5) を一体的に推進すること等により、社会総掛かりで子どもたちの成長を支える体制づくりを進めます。
- 社会教育による「学び」を通して、一人一人の生涯にわたる学びを推進するとともに、地域での活動をコーディネートできる人材を育成し、地域づくり、人づくり、住民と地域の団体のつながりづくりを進めます。

【施策項目】

- ① 地域の教育力の向上
 - ・ 学校運営協議会(コミュニティ・スクール)と地域学校協働活動を一体的に推進することにより、地域住民等が学校と育てたい子ども像や学校・地域の課題を共有しながら課題解決に取り組み、当事者として子どもの育ちに関わる地域とともにある学校づくりを実現します。
 - ・ 地域学校協働活動の充実や、それらの取組を促進させる地域学校協働活動推進員、地域コーディネーターの配置等により、学校を核とした地域づくりを推進します。
 - ・ 子どもたちの基本的な生活習慣や自己肯定感、規範意識等、豊かな心と体を社会全体で育ていくため、啓発活動に取り組みます。【再掲 1-(2)】
- ② ふるさと鳥取県に誇りと愛着を持ち、郷土を支える人材の育成
 - ・ 子どもたちが、地域の史跡、自然、まちなみ、建築物、民俗芸能、民芸等、鳥取県の貴重な地域資源に触れ、ふるさと鳥取の良さを感じ、誇りに思う心や態度を、学校と地域が連携して育成します。【再掲 2-(5)-①】
 - ・ 子どもたちが地域に愛着を持つとともに、社会的・職業的自立に向けた能力や態度を育成するために、地域の大人の多様な価値観を知り、地域や社会への興味関心を高め、郷土を支える人材となるよう取組を進めます。【再掲 2-(5)-①】
 - ・ ボランティア活動、地域を学ぶ体験等に、学校と地域が連携して取り組み、地域を維持し、より良いものにしていく責任は自分たち一人一人にあるという自覚を持ち、今後の社会の在り方について主体的に考え、行動する子どもたちの育成を図ります。【再掲 2-(5)-①】
- ③ 社会教育を推進する人材の育成と団体支援
 - ・ 社会教育の専門知識やファシリテーション、コーディネートのノウハウを学んだ社会教育主事や社会教育士※6、鳥取県地域コーディネーターの養成と資質向上を図るとともに、関係者のネットワークを構築することにより、地域づくり、人づくり、つながりづくりを進めます。
 - ・ 市町村の社会教育担当者や公民館の職員、地域学校協働活動推進員等に対する研修会の開催、社会教育関係団体への支援や、関係機関と連携した取組の実施等により、社会教育活動の振興を図ります。
 - ・ 学校、家庭、地域等あらゆる場において「参加型」学習や多様な体験活動、交流活動等による人権学習を実践できる推進者を養成し、人権尊重の社会づくりを進めます。

【数値目標】

指 標	現況値	目標値
学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を導入している学校の割合（幼稚園を除く）	88.7% (R5.5.1)	100%
地域学校協働本部※7を設置している学校の割合（幼稚園を除く）	74.0 % (R5.5.1)	100%

【現状と課題】

- 少子・高齢化、核家族化、価値観の多様化や個人主義の浸透等により、住民の地域社会への帰属意識や地縁的なつながりが弱まり、地域の教育力の低下が課題となっているとともに、子どもたちにおいては社会や地域の問題への関心が弱くなっている現状があります。
- 学校教育を通して、よりよい社会を創るという理念を学校と社会が共有する「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校、家庭、地域が連携・協働し、子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題に対して、社会総掛かりで解決に向けた取組を展開するとともに、地域住民が自らの知識や技術、経験を生かして、地域コミュニティのつながりづくりを進める必要があります。
- 各地域で住民が安心・安全に暮らしていくためには、相互に人権を尊重するとともに、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めることが大切です。そのために、市町村では各地域の住民が人権に関する学びを深め、その学びを日頃の生活に生かせるようにすることを目指して、小地域懇談会をはじめとする住民学習を行っています。様々な学習方法で住民学習を実践できる推進者がどの地域でも不足しており、推進者の養成が急務となっています。

※1 〈学校運営協議会（コミュニティ・スクール）〉

保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する協議会のこと。学校と地域が一体となって、子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を実現するための仕組み。

※2 〈地域学校協働活動〉

幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや育ちを支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校がパートナーとして連携・協働し行う様々な活動。

※3 〈放課後子供教室〉

子どもの安全、安心な居場所づくり推進のため、原則として小学校区において、放課後や週末・長期休業等に小学校の余裕教室等を活用し、地域の方々の参画を得て行う、勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取組。

※4 〈地域未来塾〉

学習が遅れがちな中高生等に対する地域住民の協力等により行われる学習支援。

※5 〈外部人材を活用した教育支援活動〉

民間企業等の多様な経験や技能を持つ外部人材を活用するなど、土曜日や休日等に実施する特色・魅力ある教育プログラム。

※6 〈社会教育士〉

「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」（平成 29 年 8 月社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会）等の提言内容を踏まえ、社会教育主事が人づくりや地域づくりに中核的な役割を担うことができるよう、その職務遂行に必要な基礎的な資質・能力を養成するため、社会教育主事講習（以下「講習」という。）の科目の改善を図るとともに、講習等における学習成果が広く社会における教育活動に生かされるよう、講習の修了証書授与者は「社会教育士」と称することができる。（文部科学省「社会教育主事講習等規程の一部を改訂する省令案の概要」より抜粋）

※7 〈地域学校協働本部〉

幅広い層の地域住民、団体等の参画を得て、ネットワークを形成し、地域学校協働活動を推進する体制。

施策1－(2) 家庭教育の充実

（目指すところ）

- 子育てについての悩みや不安等を抱える保護者に対し、家庭が置かれている状況や家庭環境に応じた支援を進めます。
- 子どもの教育に第一義的に責任を有する保護者に対し、学校、家庭、地域が連携して支援を行い、子どもたちが安心できる家庭環境づくりや子どもたちの自己肯定感、基本的な生活習慣、健やかな心と体を育むための取組を進めます。

【施策項目】

① 家庭の教育力の向上、家庭教育支援の充実

- ・ 保護者同士のつながりづくりを進めるとともに、保護者への多様な学習機会の提供、関係機関と連携した相談体制の整備や家庭教育支援チーム等による「届ける家庭教育支援」※1体制の構築をめざすなど、知事部局の子育て支援部門と連携して家庭教育への支援を充実します。
- ・ 保護者が子育てしやすく、地域活動に参加しやすい職場環境づくりを推進するため、鳥取県家庭教育推進協力企業※2の活動を支援します。
- ・ 幼稚園、認定こども園、保育所等（以下「園」という。）及び地域子育て支援センターが有する人的、物的資源を活用した施設の開放、保護者同士の交流、情報の提供、子育てに関する相談、助言などにより、子育て支援を進めます。
- ・ 子どもたちの基本的な生活習慣や自己肯定感、規範意識等、豊かな心と体を社会全体で育ていくため、啓発活動に取り組みます。【再掲 1-(1)-①】

② 学校と家庭、地域が協働した教育力の向上

- ・ 社会教育関係団体や地域の企業・団体、住民ボランティア等と連携して、家庭・地域の教育力の向上を促進します。
- ・ 子育ての悩みや不安を抱えた保護者への家庭教育に関する学習機会の提供や相談支援体制の整備などにより家庭教育の充実を図ります。
- ・ 授業と宿題を含めた家庭学習との連動を意識した学習サイクルを構築し、子どもの学習習慣の定着などにつながる授業改善等を進めます。

③ 子育て支援等の充実と連携

- ・ 子どもを主体とした園等における子育て支援を充実します。
- ・ 家庭における教育の重要性や子育てに関する保護者の意識を高めるとともに、幼児期の教育についての関心を深めます。
- ・ 子育てに関し、特に支援が必要な家庭への対応を強化します。
- ・ 保護者同士の仲間づくりを進めます。
- ・ 切れ目のない支援を実施するため、福祉部門の子育て支援関係者と教育部門の家庭教育支援関係者の連携を強化する取組を進めます。

【数値目標】

指 標	現況値	目標値
多様な手法によって家庭教育支援を届ける市町村数	12 市町村	全市町村
毎日、同じくらいの時刻に寝ている児童生徒の割合 ◇	(小6) 81.5%*	(小6) 85%
	(中3) 83.0%*	(中3) 85%
毎日、同じくらいの時刻に起きている児童生徒の割合 ◇	(小6) 91.2%*	(小6) 93%
	(中3) 92.0%*	(中3) 95%

【現状と課題】

- 社会が急激に変化する中、核家族化、少子・高齢化、価値観の多様化、ライフスタイルや就業状況の変化などにより、親子の育ちを支える人間関係が弱まり、家庭教育が困難になっている状況があります。一時預かりや病児・病後児保育などを含めた様々な保育環境の充実や、見守りや相談、仲間づくりなど、園や地域での子育て支援が重要となっています。【再掲 2-(6)】
- 親子の育ちを応援する学習機会の充実や保護者同士の仲間づくり、家庭教育支援のネットワークを広げる取組を推進することが必要です。
- ものの豊かさや便利さ、ICT技術の進歩に伴うメディアの多様化、実体験不足等により、子どもたちの規範意識や体力への影響が懸念されており、子どもたちの基本的な生活習慣の定着に向けた取組が一層重要となっています。
- 保護者が子どもや地域との関わりを持つことができるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）も踏まえ、企業と協力して子育てに対する支援を充実させ、子育てをしながら働くことができる環境づくりを進めることが必要です。

※1 〈届ける家庭教育支援〉

子育て経験者をはじめとする地域人材を中心として、教員OB、民生委員・児童委員などの参画を得て、保護者の身近な地域で子育てや家庭教育を支援する活動を行う家庭教育支援チームをつくり、チーム員が家庭を訪問して個別の相談に対応したり、情報提供等を行う活動。

※2 〈鳥取県家庭教育推進協力企業〉

企業・従業員をあげて家庭教育の充実に向けた職場環境づくりに取り組む企業（協力企業）と鳥取県教育委員会が協定を結び、協力しながら鳥取県の家庭教育を推進。

〔協定締結企業の取組（2つ以上を取組）〕

- ① 「学校へ行ってみよう」
- ② 「仕事を語ろう、仕事を見せよう」
- ③ 「子どもの体験活動をひろげよう」
- ④ 「我が社の子育て支援」

施策1－(3) 生涯学習の環境整備と活動支援

(目指すところ)

- 人生100年時代をよりよく生きるため、生涯を通じて自らの人生を設計し、「いつでも、どこでも、誰でも」学び、学んだことを生かして活躍できる環境づくりを進めます。
- 生涯を通じ、学校、家庭、地域、職場等あらゆる場において、様々な人権学習に主体的に参加できる機会を提供し、豊かな人権文化を築く資質を備えた人間を育成する取組を推進します。
- 図書館、博物館、美術館等の社会教育施設に関する多様なニーズの把握に努め、全ての人に開かれた施設として、機能の充実等に取り組みます。

【施策項目】

① 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

- ・ 誰もが、とっとり県民カレッジ※1 など様々な学びの機会に参加し、他者とつながって活動できるよう取り組みます。
- ・ 個人の自立や住民の学習活動を通じた地域の活性化に重要な役割を果たす図書館や博物館、公民館、美術館等の地域の社会教育施設の活用を促進します。
- ・ 障がいの有無にかかわらず、誰もが生涯を通じて、自らの可能性を追求することができ、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、スポーツ、文化等を含めた様々な学習活動の機会の提供と環境の整備に取り組みます。

② 人権学習の推進

- ・ 社会全体で人権教育に取り組み、学校、家庭、地域、職場等あらゆる場において県民一人一人がより良い生き方や社会の在り方について考え、自らが「人権尊重の社会づくりの担い手」であることの認識を深めることができるよう支援します。
- ・ SDGs※2の理念である「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現を踏まえた人権教育、インターネット等の特性を理解して情報モラルやメディアリテラシーを育む教育、一人一人の人権が尊重されるユニバーサル社会の実現をめざして、様々な人の立場に立つことによって普遍性に近づいていくことを重視した教育など、社会情勢の変化に対応した取組を推進します。

③ 社会教育施設の機能の強化と利用促進

- ・ 船上山少年自然の家や大山青年の家などの青少年社会教育施設において、幅広い年齢層の利用促進を図るとともに、学校等と連携しながら、自然体験活動の充実や、不登校傾向の児童・生徒への対応など、現代的な課題に対応した取組等を進めます。
- ・ 公民館をはじめとする社会教育施設が、『個人の要望』や『社会の要請』に応えながら、地域の課題解決の場となるよう、多様な主体と連携・協働して「学び」と「地域づくり」をつなぐ取組や、デジタル技術を活用した学びの機会の充実に対して支援します。

④ 図書館機能の充実

- ・ 「県民に役立ち、地域に貢献する図書館」を目指して、県立図書館の「仕事とくらしに役立つ図書館」「人の成長・学びを支える図書館」「鳥取県の文化を育み世界に発信する図書館」「知の拠点としての図書館」としての機能を充実します。
- ・ 哲学、歴史、芸術、文学など知的好奇心を刺激し、多様な価値観に触れられる資料を提供するとともに、様々な場面で求められる情報を予め準備し、機会をとらえて、ライフステージに合わせた情報を提供していきます。

- ・ 県立図書館と各分野の専門機関におけるタイアップによる相談会・セミナー・講座等の開催や高等教育機関の公開講座との連携など、県民の学習機会の拡大を図るとともに、現代的な課題に対応するための学習機会を積極的に提供します。
- ・ 県立図書館を核に、市町村立図書館、学校図書館や関係機関と連携し、より多くの県民の図書館活用を推進します。

⑤ 博物館機能の充実

- ・ 県民が、自然、歴史・民俗、美術等について、常設展示、企画展、講演、体験活動等を通じて、教養を高め、感動や新たな発見が生まれる「魅力ある博物館」づくりを推進します。
- ・ 県立博物館と学校教育との連携を強化し、子どもたちの体験を通じた学習を支援するとともに、授業の充実に資する講座の提供に努めます。
- ・ 県立美術館の開館に伴い、美術分野が美術館に移転した後は、博物館の在り方を見直し、施設設備の改修整備を進めます。

⑥ 美術館機能の充実、「アートを通じた学び」の支援

- ・ 令和7年3月30日の県立美術館開館により子どもたちをはじめすべての人がアートを身近に感じて楽しめることを目指して、PFI※3事業者と一体となり着実に開館準備業務を進めるとともに、開館後は、県とPFI事業者のノウハウを活かしながら運営を行っていきます。
- ・ 博物館が収集してきた美術作品等を引き継ぐとともに、県立美術館等での企画展を含む展示事業にあたり、鳥取県にゆかりのある優れた美術作品等を中心としながら、より広範な国内外の優れた美術作品等の収集を継続し、魅力的なコレクションの形成を進めます。
- ・ 子どもたちがアートに触れ、「アートを通じた学び」を深めるための「アート・ラーニング・ラボ(A.L.L.)」を設置し、対話鑑賞をはじめとする多様な鑑賞教育に有効な各種コンテンツの試行・効果検証、小学4年生全員を毎年招待する「MUSEUM START BUS」プログラム、教員に対する研修などを実施する体制の充実に努めます。

【数値目標】

指 標	現況値	目標値
県立博物館の年間入館者数	10.8万人 (H30～R4 年間平均)	11万人
青少年社会教育施設の年間利用者数(上山少年自然の家、大山青年の家)	29,853人	46,000人
県立美術館の年間利用者数【再掲 6-(23)】	—	20万人

【現状と課題】

- 人生100年時代は、子育て、高齢期の生き方など、ライフステージや社会の変化に応じた学びの場と、学んだ成果を生かす場の確保が求められています。
- 人権学習においては、組織の活性化や小地域懇談会の充実など各市町村が抱える諸課題の解決に向けた情報交換や検討を行い、市町村における人権学習が充実するよう支援していくことが求められています。
- 子どもの読書活動については、司書教諭の全小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校への配置のほか、学校司書を配置して学校図書館の充実に努めています。

なお、小学生に比べ中高生は本を読まない割合が高く、中高生の読書習慣の形成につながる働きか

けが求められるとともに、幼いころからの読書習慣を定着させるため、読み聞かせ等、乳幼児期の保護者に対する啓発が必要です。

- 公民館等の社会教育施設は、様々な学習活動や地域づくりの拠点として、地域課題に対応した魅力ある事業の実施や、県民のデジタルリテラシー向上につながる教育の実施、障がい者や高齢者、外国人等、誰一人取り残すことなく学習機会を提供することが求められています。
- 今後の社会教育施設等の改修、整備に当たっては、障がいのある方等への合理的配慮が求められています。
- 長引くコロナ禍の影響もあり子どもたちの自然体験活動の機会が大きく減少しており、青少年社会教育施設での自然体験活動や宿泊体験活動を充実するとともに、学校や関係機関、民間と連携して、時代の変化に対応した取組を進めることが必要となっています。
- 県立博物館は、開館後 50 年以上経過し、施設の老朽化や資料の増加による収蔵庫の狭隘化が進むなか、美術分野を移転するよう、新たな美術館を整備しています。この美術館の整備スケジュール等を踏まえながら、現施設の老朽化、収蔵庫の狭隘化、慢性的な駐車場不足への対応が必要となっています。
- 令和 7 年 3 月 30 日に開館する県立美術館は、全国初で公立美術館の設計・建設・維持管理・運営の P F I 手法を導入しており、県と民間のノウハウを活かし効果的で効率的な事業を推進していくことが求められています。
- 県立美術館の運営に県民参加の仕組みを導入し、これまでのオープンな美術館づくりを継続して、「県民が『つくる』」機会や地域づくりに貢献する役割を果たしていくことが求められます。
- 県立美術館での教育普及機能を充実させ、子どもたちの「アートを通じた学び」を学校教育と連携して行うことで、子どもたちが優れたアートと触れ合い、子どもたちの想像力・創造性や、これからの時代に求められる他者理解等のコミュニケーション力を育てていくことが求められています。

※1 〈とっとり県民カレッジ〉

県民の多様なニーズに応え、また県民が生涯学習に関わるきっかけづくりとなるよう、様々な教育機関と連携しながら、総合的な学習機会を提供。

※2 〈SDG s〉

「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称。平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されている 2030 年を期限とする開発目標。

※3 〈P F I〉

P F I (Private Finance Initiative)とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

主体的に学ぶ力を育む学校教育の推進

【社会、教育をめぐる状況等】

- Society5.0や生成AIなど急激なデジタル技術革新、グローバル化の進展、ロシアによるウクライナ侵略などによる国際情勢の不安定化などを受け、現代は、将来の予測が困難な「VUCA※」の時代といわれています。このような状況において、急激な技術革新等がいかに進展しようとも、人間ならではの感性や創造性を発揮させながら、社会の変化を受け止め、複雑化・多様化した現代社会の課題に対して、主体的な学びや多様な人々との協働を通じ、その課題を解決して新たな価値を創造することができる人材の育成が求められています。

※VUCA：Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）の頭文字

- これからの持続可能な社会の創り手となる子どもたちに対しては、次の3つの力を育成していくことが必要であり、学習指導要領に基づき、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善等に取り組んでいくことが求められています。

- ・何を理解しているか、何ができるか（生きて働く「知識・技能」の習得）
- ・理解していること、できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」
- ・どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養）

また、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、子どもたちが社会に向き合い、自らの未来を創造していくために必要な資質・能力を育てていくことが必要となっています。

- 本県教育の基軸である「ふるさとキャリア教育」をさらに充実するとともに、教育DXやカリキュラム・マネジメントによる探究的な学び、STEAM教育などの推進、英語教育の充実や国際バカロレア教育によるグローバルに活躍できる人材の育成が求められています。

施策

- 2－（4）豊かな人間性、社会性を育む教育の推進
- 2－（5）ふるさとキャリア教育の充実
- 2－（6）幼児教育の充実
- 2－（7）確かな学力の育成
- 2－（8）教育DXの推進
- 2－（9）社会の変革期に対応できる教育の推進

施策2－(4) 豊かな人間性、社会性を育む教育の推進

【目指すところ】

- 道徳教育や人権教育を充実させ、子どもたちの豊かな心を養い、自他の命を大切にし、互いの違いを認め合うことで個人の価値を尊重し、他者と協働することができる態度を育成します。
- 子どもたちの読書習慣の定着により、子どもたちの読解力や思考力を養い、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするため、学校、家庭、地域が一体となって、読書活動の推進に取り組みます。

【施策項目】

① 道徳教育や人権教育の充実

- ・ 子どもたちの豊かな心の育成、規範意識の向上に向けて、道徳教育の充実を図ります。
- ・ 小学校、中学校、義務教育学校では、学校、家庭、地域社会の相互の連携を生かした一体的な道徳教育を目指します。
- ・ 「鳥取県人権教育基本方針」に基づいて、子どもたちが「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、人権が尊重される社会づくりに向けた実践行動につながる人権教育の充実を図ります。
- ・ 教育活動全体を通じて、子どもたちの自己肯定感などを育み、子どもたちが本来持っている能力を発揮し、多様な人々と豊かにつながり、「人権尊重の社会づくりの担い手」となる資質・能力の育成を目指します。

② 子どもの読書活動の推進

- ・ 「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン」※1に基づき、子どもが読書に親しむための機会の充実、環境の整備等を図り、関係機関と連携して、子どもの読書活動を推進します。
- ・ 学校司書や司書教諭の資質向上につながる研修や訪問相談を充実します。【再掲 4-(14)-④】

【数値目標】

指 標	現況値	目標値
「参加型」(協力・参加・体験)人権学習に取り組んだ学校の割合	(小) 80%* (中) 64%* (高) 93%* (特) 100%*	全校種 100%
人権教育を通して育てたい資質・能力(知識・技能・態度)を指標とした評価を実施した学校の割合	(小) 90%* (中) 75%* (高) 100%* (特) 86%*	全校種 100%
「読書が好きである」児童生徒の割合 ◇	(小6) 70.8%* (中3) 67.9%* (高2) 61.8%*	(小6) 77% (中3) 75% (高2) 70%
「一斉読書に取り組む」学校の割合	(小) 99.2% (中) 96.4% (高) 70.8%*	(小・中) 現状を維持する (高) 87%
「自分には、よいところがあると思う」児童生徒の割合 ◇	(小6) 84.3%* (中3) 80.5%*	(小6) 85% (中3) 85%

【現状と課題】

- ロシアのウクライナ侵攻やパレスチナ自治区ガザにおけるイスラエルとイスラム組織ハマスの紛争により、子どもたちを含む多くの市民の命が失われています。また、日本国内でも、不特定の方が犠牲となる殺人事件も発生しており、改めて、自他の「命」の尊さを考えることが必要となっています。
- 「性的マイノリティ」という言葉が認知され、社会的関心が高まる中、様々な学習機会を通して性的マイノリティについて理解され始めましたが、根強い偏見や差別、周囲から心ない好奇の目で見られて苦しんでいる方もあります。思春期を迎え、男女の性差を意識し始めた子どもたちにおいても、「身体の性別」と本人が自覚する「心の性」が一致していないこと等に悩む子どもが少なからずあると考えられます。自他の「性」を認め、お互いに尊重し合い、また、社会的性別にとらわれず誰もが平等で活躍する社会の実現に向けた学びや取組が必要です。
- 各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道德教育と特別の教科 道德との綿密な連携を図りながら、発達段階に応じた道徳的实践力を育成するとともに、教育活動全体を通じて、子どもたちの人権尊重の社会づくりにつながる資質・能力を育成する必要があります。
- 小学生に比べ、中高生で本を読まない割合が高く、校種が上がるにつれて読書から離れてしまう傾向がみられます。読書は、子どもたちの豊かな情操を培うとともに、読解力や思考力を養い、感性を磨き、想像力を豊かにし、自ら考え、行動し、社会に参画するための必要な知識を得られ、さらに生涯にわたる学習の礎となるものであり、子どもたちの読書活動を推進することが重要です。

※1 〈鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン〉

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、子どもの読書活動を全県的に推進するために、平成 31 年 3 月に第 4 次計画を策定。

施策2－(5) ふるさとキャリア教育の充実

【目指すところ】

- 学校における教育活動全体を通して、鳥取県における「ふるさとキャリア教育」※1を充実させ、子どもたちがふるさと鳥取について学び、自らのアイデンティティの確立や自己肯定感を醸成することで、ふるさと鳥取に根差して、グローバルな視点で考え行動することができる人材を育成します。
- 子どもたちが、鳥取県の豊かな自然、文化、地域で活躍している人や先人の生き方等を通して、鳥取県に誇りと愛着を持ち、ふるさと鳥取をさらに継承・発展させようとする意欲や態度を養います。
- 子どもたちがふるさと鳥取について学び、人口減少や地域活力の低下等、地域が抱える課題を自ら考え、解決に向けて主体的に取り組む態度を育むことで、社会の変化に対応しながら新たな価値を創造することができる人材を育成します。
- ふるさとキャリア教育を充実させることで、子どもたちが自立し、自分らしい生き方を実現するとともに、将来にわたりふるさと鳥取を思い、様々な場面でふるさと鳥取を支えていくことができる人材を育成します。

【施策項目】

- ① ふるさと鳥取県に誇りと愛着を持ち、郷土を支える人材の育成
 - ・ 子どもたちが、地域の史跡、自然、まちなみ、建築物、民俗芸能、民芸等、鳥取県の貴重な地域資源に触れ、ふるさと鳥取の良さを感じ、誇りに思う心や態度を、学校と地域が連携して育成します。【再掲 1-(1)-①】
 - ・ 子どもたちが地域に愛着を持つとともに、社会的・職業的自立に向けた能力や態度を育成するために、地域の大人の多様な価値観を知り、地域や社会への興味関心を高め、郷土を支える人材となるよう取組を進めます。【再掲 1-(1)-②】
 - ・ 地域で活躍する人材、企業、団体等と連携して、職場体験、インターンシップを充実するなど、自らの生き方・在り方を考えるキャリア教育に取り組み、子どもたちが将来に夢や目標を抱き、実現に向けて取り組む意欲を高めます。【再掲 2-(7)-①】
 - ・ ボランティア活動、地域を学ぶ体験等に、学校と地域が連携して取り組み、地域を維持し、より良いものにしていく責任は自分たち一人一人にあるという自覚を持ち、今後の社会の在り方について主体的に考え、行動する子どもたちの育成を図ります。【再掲 1-(1)-②】
- ② 地域の自然、歴史、文化等から学ぶ体験活動、探究的な学習の充実
 - ・ 各教科や総合的な学習の時間・総合的な探究の時間等において、高等教育機関等とも連携しながら、探究的な学習や自然体験活動、集団宿泊体験等を充実し、子どもたちの豊かな人間性や自己肯定感を育みます。【再掲 6-(25)-③】
 - ・ 関係諸国との教育分野における交流により、異文化に対する理解、アイデンティティを培っていくなど、子どもたちが世界に視野を広げる取組を充実します。【再掲 6-(25)-③】
 - ・ 図書館において鳥取県の歴史や文化を深く理解するための展示を行うとともに、調べ方案内の提供や郷土学習等の授業に対する資料による支援を行います。
 - ・ 博物館等が保管する資料を活用した授業、伝統工芸品の制作体験、民俗芸能の鑑賞、史跡や、山陰海岸ジオパーク等のフィールドを活用した実体験を伴う講座など、子どもたちが地域の自然、歴史・民俗、美術への理解を深め、豊かな感性を育む機会を提供します。【再掲 6-(25)-③】

【数値目標】

指 標	現況値	目標値
児童生徒に対して、教科等の指導に当たって、地域や社会で起こっている問題や出来事を学習の題材として取り扱った学校の割合	(小) 90.8% (中) 76.8%	(小) 92% (中) 80%
「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う」児童生徒の割合 ◇	(小6) 79.9%* (中3) 68.1%*	(小6) 85% (中3) 75%
「今住んでいる地域の行事に参加している」児童生徒の割合 ◇	(小6) 73.3%* (中3) 46.6%* (高2) 48.4%*	(小6) 85% (中3) 59% (高2) 50%
「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がある」高校生の割合	(高2) 65%*	70%
「将来は今住んでいる地域や鳥取県で働きたい」高校生の割合	(高2) 54.1%*	60%

【現状と課題】

- 全国学力・学習状況調査質問紙の結果から、「地域行事に参加している児童生徒」や「地域や社会をよりよくしようとする考えを持つ児童生徒」の割合は全国に比べて高いですが、「将来の夢や希望を持っている児童生徒」の割合は全国並みであり、より高めていく必要があります。
- 若者の県外流出など、人口減少が本県における大きな課題となっています。そのため、地域の誇りとして大切に守られてきた伝統行事等の担い手不足が深刻化しており、伝統的な文化・文化財の継承が危ぶまれている状況です。小学校から高等学校までの各段階を通じた体系的なふるさとキャリア教育等を推進し、地域に愛着を持ち、地域を支える人材を育成していくことが必要となっています。
- 少子・高齢化、核家族化、価値観の多様化や個人主義の浸透等により、住民の地域社会への帰属意識や地縁的なつながりが弱まるとともに、子どもたちにおいては社会や地域の問題への関心が弱く、地域の大人との関わりも多くない現状にあります。地域社会の中で人とつながり、地域を知ること、社会の一員として自分の生き方や働き方について考えを深め、社会的・職業的自立に向けた能力や態度を育成することが必要です。
- 鳥取県の豊かな自然環境を生かして、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むことが求められています。長く続いたコロナ禍の影響もあり子どもたちの自然体験活動の機会が大きく減少しており、青少年社会教育施設で地域の自然を身近に感じる体験活動や宿泊体験活動を充実するとともに、学校や関係機関、民間と連携して、多くの子どもたちに自然体験等を行う機会を提供することが必要です。

※1〈鳥取県における「ふるさとキャリア教育」〉

教育を通して地域の魅力を学ぶ「ふるさと教育」と自らの生き方や将来について考える「キャリア教育」を合わせた本県教育施策の基軸となる教育。学校や地域で取り組むことにより、ふるさと鳥取に誇りと愛着を持ち、さらに継承・発展させていく意欲や気概を持った人材を育成する。

施策2－(6) 幼児教育の充実

【目指すところ】

- 幼児期の教育は、自己肯定感、基本的な生活習慣など、生きる力の基礎が培われる極めて重要な時期であるため、園の取組を支援し、幼児期にふさわしい遊びや生活を充実させ、「遊びきる子ども」の育成を進めます。
- 園種の違い等に関わらず、全ての子どもたちが質の高い教育を受け、健やかに成長することができるよう幼児教育、子育て支援の質の向上に取り組みます。

【施策項目】

- ①「遊びきる子ども」を育む体験活動を通じた幼児教育の充実、幼保小連携・接続の推進
- ・ 生涯にわたる人格形成の基礎を培うため、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育を充実します。
 - ・ 幼児教育の拠点機能を強化するために設置している鳥取県幼児教育センターの取組等を通じて、園の現状等の把握、園内研修支援、園と小学校との連携・接続を推進していきます。
 - ・ 円滑な幼保小連携・接続に向けて、子どもの育ちを中心に据えた対話を通して、幼児期から児童期の子どもの発達を見通しつつ、幼児教育と小学校教育の関係者が連携して、カリキュラム・教育方法の充実・改善にあたることを推進していきます。
 - ・ 園を対象とした新規採用教員研修や希望制による専門研修を実施し、教員の指導力向上を図ります。
 - ・ 「鳥取県幼児教育振興プログラム」や「鳥取県保育者キャリアガイドライン」「幼保小接続リーフレット」等を活用した取組を展開し、幼児教育の充実に取り組みます。
 - ・ 地域の豊かな自然や文化・伝統との触れ合い等、地域資源を活用した体験活動の充実や、子どもたちの体力の向上、感性、探究心、集中力、自ら考える力などを育成するため、自然体験活動の推進等を図ります。

【数値目標】

指 標	現況値	目標値
架け橋期のカリキュラムに係る園と小学校の協議の実施割合	64.5%	全ての小学校区で実施
園と小学校の合同研修会・保育体験等の実施割合	42.1%	全ての小学校区で実施
園と小学校の管理職同士の連絡協議会の設置割合	81.8%	全ての小学校区で実施

【現状と課題】

- 子どもたちのコミュニケーション能力の不足、自制心や規範意識の低下、運動能力の低下、生活習慣の乱れなど、子どもの育ちの変化が指摘されています。多様化する社会環境の中で育つ子どもたちへの幼児教育の課題に対応するため、園での教育の質の向上及び園での育ちを小学校へ引き継ぐことが必要です。
- 社会が急激に変化する中、核家族化、少子・高齢化、価値観の多様化、ライフスタイルや就業状況形態の変化などにより、親子の育ちを支える人間関係が弱まり、家庭教育が困難になっている状況があります。一時預かりや病児・病後児保育などを含めた様々な保育環境の充実や、見守りや相談、仲間

づくりなど、園や地域での子育て支援が重要となっています。【再掲 1-(2)】

- インターネットの急速な普及など子どもを取り巻く環境の変化に伴い、子どもが自然の中で体験活動をする機会が減少しています。子どもたちが心豊かにたくましく成長し、「生きる力」を育むためには、子どもの頃から自然体験や野外活動を行うことが重要となっています。

施策2－(7) 確かな学力の育成

【目指すところ】

- 予測困難で複雑化・多様化する今後の社会において、子どもたちが力強く生きていくため、子どもたちが主体的に学び、多様な人々との協働を通じて、課題を解決し、未来を創造する力を育むことができるよう、生きて働く知識・技能や確かな学力、学びに向かう力を育成します。
- 全国学力・学習状況調査の結果等により課題を把握するとともに、とっとり学力・学習状況調査※1の結果等では子どもたち一人一人の学力の伸びを把握し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進します。
- 学校における教育活動全体を通じて、発達段階に応じたキャリア教育を行い、子どもたちの自己肯定感や生きる力を育み、自分らしい生き方を実現するための力の育成に取り組みます。

【施策項目】

- ① 自らの将来に夢や目標を持ち、主体的に学習する児童生徒の育成
 - ・ 地域で活躍する人材、企業、団体等と連携して、職場体験、インターンシップを充実するなど、自らの生き方・在り方を考えるキャリア教育に取り組み、子どもたちが将来に夢や目標を抱き、実現に向けて取り組む意欲を高めます。【再掲 2-(5)-①】
 - ・ 様々な体験活動、探究活動、学び合う環境づくりを進め、子どもたちが、様々な社会問題を、自ら発見し、自ら学び、他者と協働して解決することができる力を育成します。
- ② 学習指導要領を踏まえつつ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実
 - ・ 子どもたちに基礎的な知識・技能を確実に習得させ、社会の様々な場面で変化する状況や課題に応じて主体的に判断しながら、他者と協働し、課題を解決することができる「確かな学力」や「学びに向かう力」を育成していきます。
 - ・ 全国学力・学習状況調査の結果等を有効に活用し、現状分析に基づいて、課題解決に向けた授業実践に取り組むなど、学校でのP D C Aサイクルの確立を目指し、子どもたちの個に応じた学力の伸長を図ります。
 - ・ とっとり学力・学習状況調査の実施により、学力の伸びや学力を支える力等を継続的に把握し、教育施策や指導の工夫改善を図ることで、子どもたち一人一人の学力を確実に伸ばす教育を推進します。
 - ・ 外国語を使って何ができるようになるかを明確にし、言語活動を通じた指導を充実させることで、子どもたちの外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を着実に育成します。
- ③ カリキュラム・マネジメントによる探究的な学びやS T E A M教育など新しい時代に求められる資質・能力を育成する授業づくりの推進
 - ・ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、教員研修の充実や授業改善に取り組みます。【再掲 4-(15)-②】
 - ・ I C T※2活用による探究的な学びやS T E A M教育※3、課題解決型の学びを積極的に取り入れた授業改革等を進め、生徒が目指す進路の実現に向けた取組を進めます。
 - ・ 各学校における教育目標の実現に向け、教科等横断的な視点で博物館や美術館と連携しながら教育内容を組み立て、評価・改善を図っていくカリキュラム・マネジメント※4による特色ある教育活動の実施を推進します。

④ 学校と家庭、地域が協働した学力向上【再掲 1-(2)-②】

- ・ 社会教育関係団体や地域の企業・団体と連携して、家庭・地域の教育力の向上を促進するとともに、学校運営協議会の機能を十分に生かし、充実した地域学校協働活動を展開します。
- ・ 授業と宿題を含めた家庭学習との連動を意識した学習サイクルを構築し、子どもの学習習慣の定着などにつながる授業改善等を進めます。

⑤ 科学やものづくりの楽しさを知る機会の充実、算数・数学、理科教育の推進

- ・ 子どもたちの科学やものづくりに対する興味・関心を高め、「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）」事業※5などの活用を通して、先進的な科学技術に触れ、理科・数学教育を充実させることで、探究心や創造性に優れた人材を育成します。
- ・ 理数系の課題研究発表会の開催等を通して、理数に関する探究活動を推進します。
- ・ 学芸員の派遣や博物館資料の貸出し、野外観察会や講演会の開催などにより、子どもたちに科学やものづくりの楽しさを伝えるとともに、教員への教材づくり支援、観察、実験など体験を通じた学習の充実に取り組みます。

【数値目標】

指 標	現況値	目標値
全国学力・学習状況調査結果の各教科の県平均 ◇	(小6) 国語 県 67%* 全国 67.2%* 算数 県 61%* 全国 62.5%* (中3) 国語 県 69%* 全国 69.8%* 数学 県 50%* 全国 51.0%* 英語 県 42%* 全国 45.6%*	全学年全教科で全国平均を上回る
全国学力・学習状況調査結果の各教科の「思考・判断・表現」に関する問題の県平均 ◇	(小6) 国語 県 65.6%* 全国 65.5%* 算数 県 55.1%* 全国 56.5%* (中3) 国語 県 68.1%* 全国 69.7%* 数学 県 39.0%* 全国 41.6%* 英語 県 35.3%* 全国 38.8%*	全学年全教科で全国平均を上回る

指 標	現況値	目標値
とっとり学力・学習状況調査結果の各教科の学力レベルを伸ばした児童生徒の割合	(小5)国語 87.7%* 算数 70.8%* (小6)国語 78.9%* 算数 64.4%* (中1)国語 65.4%* 数学 60.2%* (中2)国語 66.8%* 数学 61.8%* (中3)国語 55.8%* 数学 68.1%*	全学年全教科で 65%を上回る
「将来の夢や目標を持っている」児童生徒の割合 ◇	(小6) 81.2%* (中3) 66.3%* (高2) 75.0%*	(小6) 90% (中3) 75% (高2) 80%
「家で、自分で計画を立てて勉強している」児童生徒の割合 ◇	(小6) 70.5%* (中3) 56.1%* (高2) 50.7%*	(小6) 74% (中3) 65% (高2) 55%
児童生徒に対して、「将来就きたい仕事や夢について考えさせる指導をした」学校の割合 ◇	(小6) 79.0%* (中3) 96.7%*	(小6) 90% (中3) 100%
児童生徒に対して、「各教科等で身に付けたことを、様々な課題の解決に生かすことができるような機会を設けた」学校の割合 ◇	(小6) 78.9%* (中3) 64.4%*	(小6) 85% (中3) 71%
児童生徒に対して、「家庭学習の課題の与え方について、校内の教職員で共通理解を図った」学校の割合 ◇	(小6) 88.2%* (中3) 72.9%*	(小6) 90% (中3) 82%
「自分の進路を実現するために、目標に向かって努力している」高校生の割合	(高2) 77.7%*	(高2) 80%
「学校の授業の内容がよく分かる」と思う児童生徒の割合	(小6)国語 83.9%* 算数 77.1%* (中3)国語 79.9%* 数学 71.5%* 英語 62.4%*	全学年全教科で 80%を上回る
高等学校卒業後の進路決定率	98%*	100%
高等学校卒業者の大学等進学率	52.1%*	53%
難関国公立大学（医学部含む）の合格者数	108人*	120人

【現状と課題】

- 将来の予測が困難な時代と言われる現代において、学校教育にあっては、個人と社会のウェルビーイング※6を実現するために、社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成が必要です。また、AI※7やロボットによる代替が困難である、新しいものを作り出す創造力や、他者と協働しチームで問題を解決するといった能力が今後一層求められることが予測され、こうした変化に教育も対応していく必要があります。
- 社会の変化に伴って生じる様々な問題について、他者と協調し、協働的に問題を解決する能力を育むことが求められます。学習やボランティア活動、体験活動を進める中で、子どもたちの学ぶ意欲を喚起しながら、協調、協働的な能力を育てていく必要があります。

また、**Society 5.0**※8 という新たな時代において、A I 等と共存していく社会の中で「人間の強み」を發揮し、A I 等を使いこなしていくために「文章や情報を正確に読み解き対話する力」や「科学的に思考・吟味し活用する力」、「価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心・探究力」が求められています。

- 全国学力・学習状況調査の結果から、小、中、義務教育学校児童生徒の思考力・判断力・表現力等に課題が見られ、今後も焦点化した取組が必要です。高等学校では、義務教育段階における学習内容を十分に修得していない生徒も少なからず見られ、基礎学力の確実な定着とさらなる伸長が必要です。
- グローバルな競争の活発化、技術レベルの高度化や情報化が進展する中、高度で専門的な能力や知識の重要性が高まっています。一方、若年労働者には、職業観が確立していない、自分に期待されるものが分からない等、求職者と求人側との職業能力におけるミスマッチが少なからずあります。
- 子どもたちの理科離れが指摘される中、次代を担う科学技術人材の育成は、ますます重要な課題となっています。実験や観察、実物に触れる機会を増やし、子どもたちの興味、関心や知的好奇心を刺激し、科学の楽しさや本質を伝える取組が必要です。

※1 〈とっとり学力・学習状況調査〉

「学習した内容がしっかりと身に付いているのか」という従来の学力調査の視点に、「一人一人の学力がどれだけ伸びているのか」という新たな視点を加えた調査・分析を行い、一人一人の個別最適な指導を行うことで、子どもたちの成長を促す鳥取県独自の学力等調査。

※2 〈ICT〉

情報通信技術(Information and Communication Technology)。学校では、教育用コンピュータ、プロジェクタ、電子黒板などを活用し、子どもたちの情報活用能力の育成のほか、分かりやすく深まる授業等も期待されている。最近では、タブレット端末を活用した取組も進みつつある。

※3 〈STEAM教育〉

Science (科学)、Technology (技術)、Engineering (工学)、Mathematics (数学) 及び Arts (人文科学・リベラルアーツ) の5つの領域を対象とした理数教育に創造性教育を加えた教育理念。知る(探究)とつくる(創造)のサイクルを生み出す、分野横断的な学びのこと。

※4 〈カリキュラム・マネジメント〉

各学校が教育目標を実現するために、教育課程を計画的かつ組織的に編成・実施・評価し、教育の質を向上すること。

※5 〈「スーパーサイエンスハイスクール (SSH)」事業〉

将来の国際的な科学技術人材の育成を図るため、高等学校等において先進的な理数教育に重点を置いた研究実施するとともに、大学との共同研究や国際性を育むための事業(平成14年度から実施)。

※6 〈ウェルビーイング〉

身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

※7 〈AI〉

人工知能(Artificial Intelligence)。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータに行わせる技術。経験から学び、新たな入力に順応することで、人間が行うように柔軟に与えられた課題を実行することができる。

※8 〈Society 5.0〉

I o T、ロボット、人工知能、ビッグデータ等の先進技術を活用することで、新たな価値を創出し、地域、年齢、性別、言語等による格差なく、多様なニーズ、潜在的なニーズにきめ細かく対応したモノやサービスを提供することのできる新たな時代。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く新たな社会を指す。

施策2－(8) 教育DXの推進

(目指すところ)

- Society5.0の到来により、更に技術革新が進んでいく新たな時代において、1人1台端末の特性・強みを生かしながら日常的に活用することにより、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、ICTを学びのツールとして自ら選択し、進んで学習する、自律的な学習者を育成します。
- 子どもたちが、情報を主体的に活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいけるよう、教科等横断的に情報活用能力を育成するとともに、それを支える教員の指導力向上を図ります。
- 教育データを分析・利活用することにより、授業改善、児童生徒理解につなげるとともに、学びの知見の共有・生成や校務の効率化を図ることで教育の質の向上を図ります。

【施策項目】

- ① 学習場面に応じたデジタルとリアル（対面）の最適な組み合わせによるICT活用教育の推進
 - ・ 持続可能な社会の創り手となる資質・能力を持った人材を育成するため、「主体的・対話的で深い学び」の視点からICTを効果的に活用した授業手法を進め、児童生徒の思考力・判断力・表現力等を育成するとともに、基礎学力の定着を図ります。
 - ・ 発達の段階や学習場面等により、一斉学習と個別学習、デジタルとリアル等、ICTをこれまでの実践と最適に組み合わせ有効に活用することで、児童生徒主体の探究的な学びを推進し、持続可能な社会の創り手となる資質・能力をもった人材を育成します。
 - ・ 不登校、病気療養、特別な支援が必要な児童生徒等に対するきめ細やかな支援や中山間地域等への多様な学びの機会提供等におけるICTの効果的な活用を進めます。
- ② 端末の利活用の日常化促進による情報活用能力の育成・向上と情報モラルの涵養
 - ・ 学校、家庭における日常的な端末の利活用を推進し、児童生徒が自ら問題を発見・解決したり、自分の考えを形成したり、持続可能な社会の創り手となることのできるような情報活用能力を育成します。
 - ・ 地域、家庭と連携を図りつつ、学校において発達段階に応じた情報モラル教育等を充実させ、自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任をもつとともに、自律的に行動し、危機を回避しながら情報を正しく安全に利用できるような判断力や態度を育成します。
 - ・ 授業のみならず、家庭等でも日常的に端末を活用した学習をする機会が増えていくことから、視力をはじめ、児童生徒の健康面への影響について配慮及び適切な生活習慣の定着に向けた家庭における取組を推進するなど、正しく安全な活用を進めます。
 - ・ 情報モラル、デジタル・シティズンシップ教育※1等、ICTのよりよい使い手となるための教育に関する指導の充実を図り、児童生徒が情報社会や情報通信ネットワークの特性を理解し、人間関係の構築やコミュニケーションをとる場面において、適切に情報手段を活用することができる判断力や態度を育成します。
 - ・ 家庭でもスマートフォン、ゲーム機等を子どもが安全、適切に使えるよう、関係機関、団体等と連携して、保護者への啓発活動を実施します。
- ③ 教育データを効果的に利活用するための環境整備と教員のICT活用指導力の向上
 - ・ 教育データを分析・利活用することにより、特に指導が必要な児童生徒の早期発見や児童生徒の特性・能力に応じた学習支援等指導の改善につなげるとともに、教育データをもとにした新たな知見の創出や効果的な指導、業務改善を推進することにより、教育の質の向上を図ります。

- ・ 個人情報適切な取扱いと情報セキュリティの確保を図り、安全にICTを活用できる基盤を構築するとともに、学校図書館等と連携し「学習センター」「情報センター」としての機能の充実やネットワーク環境の整備など児童生徒が自ら学べる環境を構築します。
- ・ 教員のICT活用指導力の向上に向けて、研修を充実させるとともに、情報通信技術支援員の充実及び専門性の向上やGIGAスクール※2 運営支援センター等、外部人材を活用した学校支援の充実を図ります。
- ・ 教員のICT活用指導力の向上により、探究学習やSTEAM教育等の教科等横断的な学習を推進します。

④ 技術革新・高度情報化に対応した人材の育成

- ・ STEAM教育、PBL※3等、探究的な学びの充実を図るとともに、プログラミング教育※4をはじめとする情報教育を体系的、教科等横断的に取り組むことで、様々な情報を活用しながらそれらを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造ができる人材を育成します。

【数値目標】

指 標	現況値	目標値
児童生徒のICT活用を指導する能力（学校における教育の情報化の実態等に関する調査※5「大項目C」）の評価に1をつける教員の割合	県 0.4%	0.0%
総合的な学習（探究）の時間で、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいる児童生徒の割合 ◇	(小6)県 74.2%* 全国 74.8%* (中3)県 77.3%* 全国 72.6%* (高2) 81.6%*	全校種 90%
PC・タブレットなどのICT機器を、ほぼ毎日使用している児童生徒の割合 ◇	(小6)県 30.7%* 全国 28.2%* (中3)県 43.5%* 全国 28.1%* (高2) 49.8%*	全校種 100%
1人1台端末を毎日持ち帰り家庭で利用できるようにしている学校の割合 ◇	(小6)県 30.2%* 全国 32.5%* (中3)県 18.7%* 全国 40.9%*	全校種 100%
クラウド※6（保護者連絡、アンケート、会議のオンライン等）を活用した校務改善に取り組んでいる学校の割合 ◇	(小6)県 93.3%* 全国 96.1%* (中3)県 96.6%* 全国 95.9%* (高) 県 70.9%* (特支)県 62.5%*	全校種 100%

【現状と課題】

- 社会の情報化が急速に進展する中で、子どもたちは、課題解決型学習等により、身近な事象から解決すべき課題を見出し、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論し課題を解決するために、学習の基盤となる資質・能力である情報活用能力の育成が重要となっています。

- 小・中・義務教育学校で学んだ生徒が高等学校に進学しても切れ目なく同様の環境で学習できるように、全県共通の学習用ツールを導入しています。個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させていくために、効果的なICT活用を推進するとともに、生徒が主体となる学びへの転換に向けて、生徒の主体的で創造的なICT活用を進める必要があります。また、急速に情報化が進む社会の変革期にあって、AIをはじめとする先端技術があらゆる産業や社会生活に取り入れられるようになっていく中、AIやデータを理解し、使いこなす能力を備え、AI等で代替されることのない分野で、人間ならではの価値を創造する人材が求められています。
- 学校間、教員間においてICT活用指導力に差が生じており、研修、支援体制を充実させる必要があります。
- 1人1台端末から得られる、様々な教育データを可視化することなどにより、学習指導、授業改善、児童生徒理解へ生かすとともに、教育データとこれまでの経験、知見とを組み合わせ、教職員の指導力の向上を図ったり、学校運営の施策改善や教職員の働き方改革につなげたりすることができます。
- これからの情報化社会においては、主体的かつ当事者意識をもって情報を活用し社会や個人の課題を解決する力が一層求められることから、児童生徒が自律的に行動できるような情報モラルの指導が必要です。
- スマートフォン等のインターネット接続機器やネット上のコミュニティサイト※7、動画投稿サイト等の急速な普及に伴い、ネットを利用した犯罪やいじめ、人権侵害等の発生や生活・学習習慣の乱れ、ネット依存症等が社会問題となっています。
- 家庭でスマートフォンやゲーム、SNSなどを子どもが安全、適切に使うために、保護者も学び、親子で使用ルールづくりを進める必要があります。

※1 〈デジタル・シティズンシップ教育〉

優れたデジタル市民になるために必要な能力を身につけることを目的とした教育。

※2 〈GIGAスクール（GIGAスクール構想）〉

児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想。GIGAとはGlobal and Innovation Gateway for Allの略。

※3 〈PBL〉

「問題解決型学習」「課題解決型学習」などと訳される、生徒が自ら問題を見つけ、さらにその問題を自ら解決する能力を身に付ける学習方法。PBLとはProject Based Learningの略。

※4 〈プログラミング教育〉

子どもたちにコンピュータに意図した処理を行うように指示することができるということを体験させながら、時代を超えて普遍的に求められる力としてのプログラミング的思考などを育成するもの。

※5 〈学校における教育の情報化の実態等に関する調査〉

毎年3月1日を基準日に全国の公立学校を対象に学校におけるICT環境の整備状況や教員のICT活用指導力等を調査。「大項目C」の評価「1」の割合は、「児童生徒のICT活用を指導する能力」について「まったくできない」と回答した教員の割合。

※6 〈クラウド〉

ユーザーがインフラやソフトウェアを持たなくても、インターネットを通じて、サービスを利用できるもの。サーバーや記憶装置などのインフラ機能をネットワーク経由で提供するサービス等。

※7 〈コミュニティサイト〉

共通の目的や嗜好をもつ利用者同士が、情報交換や交流を行うことを目的として構築されたWebサイトの総称。

施策2－(9) 社会の変革期に対応できる教育の推進

【目指すところ】

- 日本や地域に愛着と誇りを持つとともに、異文化や多様な価値を理解し、外国語によるコミュニケーション能力を身に付け、グローバルな視点で、自らの生き方を考え、様々な分野・地域で活躍できる人材を育成します。
- 民法の一部改正による成年年齢引下げ等を踏まえ、子どもたちに対して、主権者教育、実践的な消費者教育を実施し、自立した消費者としての育成を関係機関と連携して進めます。

【施策項目】

① グローバル化に対応した人材の育成、英語教育の推進

- ・ 国際的な視野を持ち、多様な文化の理解と尊重の精神を通じて、より良い、より平和な世界の構築に貢献できる、探究心・知識・思いやり・挑戦心に富んだ若者を育成する国際バカロレア教育※1を推進することにより、思考の枠組みを学ぶ世界基準の学びを提供し、探究活動、グループディスカッション、プレゼンテーション等を通じて高度な論理的思考力や表現力、コミュニケーション能力等を身につけ、グローバル社会で活躍できる人材の育成を図ります。
- ・ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校を通じ、豊かな語学力、異なる文化・価値を乗り越えて関係を構築するためのコミュニケーション能力を身につけ、異文化・多様性の理解や社会貢献、国際貢献の精神等を身に付けて国際社会の一員として活躍できる人材の育成を図ります。
- ・ 児童・生徒の英語による発信力の向上を図ることや生涯にわたって外国語の習得に継続して取り組もうとする態度を育成するため、教員の指導力向上や子どもたちが実際に英語によるコミュニケーション活動を体験できる機会の拡充等、先導的な英語教育を推進します。

② 社会の形成者として必要な力の育成

- ・ 学習指導要領に基づいた教育を着実に実施し、社会科、公民科や家庭科等を中心としながら、各教科等、教育活動全体を通して、子どもたちの発達段階に応じた主権者教育、消費者教育を推進します。また、模擬体験等の手法を用いて、実践的な知識の習得につなげる取組を充実します。
- ・ 県・市町村選挙担当部局等とも連携し、児童生徒の発達段階に応じた地方公共団体の業務や地域課題に関する理解の促進、生徒会活動やボランティア活動などを通じた主体的に社会参画する取組等により、主権者としての意義や価値を感得していくための教育を推進します。
- ・ 消費生活、法律、経済・金融等に関する実務経験者を外部講師として活用しながら、主体的に社会に参画する態度や自立した消費者を育成するための教育を推進します。
- ・ 学校の教育活動全体を通して環境や環境問題に関心を持ち、人間と環境との関わりについて理解を深め、環境を大切にすることを育てるとともに、環境保全やよりよい環境の創造のために主体的に行動する実践的な態度や資質・能力の育成を図ります。

【数値目標】

指 標	現況値	目標値
英検準1級以上等の英語力を有する英語科教員の割合	(中) 33.5% (高) 99.1%*	(中) 50% (高) 100%
英検準2級程度以上の英語力を有する高校生の割合	51%*	60%
英検2級程度以上の英語力を有する高校生(高3)の割合	24.8%	30%
英検3級程度以上の英語力を有する中学生の割合	34.6%	55%

【現状と課題】

- グローバル化が加速する中、すべての児童・生徒の外国語によるコミュニケーション能力をより一層向上させることが求められており、グローバルに活躍することが期待される層の拡充が課題となっています。このため、国際的な視野を持ち、探究心・知識・思いやり・挑戦心に富んだ若者を育成する国際バカロレア教育により世界基準の学びを提供し、グローバル社会で活躍できる人材の育成が必要です。また、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校で一貫した英語教育を推進することにより、英語でコミュニケーションを図る資質・能力を着実に育成するとともに、英語を実践的に運用したり、国内外で異文化体験を経験したりする機会の増加などが必要です。
- 平成 28 年より選挙権年齢が満 18 歳以上に引き下げられ、令和 4 年 4 月には民法の定める成年年齢が 18 歳に引き下げられました。これに伴い、正しい知識の獲得やより良い社会を構成する態度の養成が、これまで以上に求められます。

※1 〈国際バカロレア教育〉

世界中どこにいても同水準の教育を受けることができ、国際的に通用する大学入学資格（国際バカロレア資格）を与え、大学進学へのルートを確保することを目的として国際バカロレア機構（本部ジュネーブ）が提供する国際的な教育プログラム。グローバル化に対応できるスキルを身に付け、人類に共通する人間らしさと地球を共に守る責任を認識し、より良い、より平和な世界を築くことに貢献する人材を育成する。

目標 3

多様な教育ニーズに応じた誰一人取り残さない学びの創造

【社会、教育をめぐる状況等】

- 発達障がいと診断された児童生徒は増加傾向にあるなど、特別な教育的支援を必要とする児童生徒は年々増加しています。また、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行により、今後、地域の小学校、中学校、義務教育学校等に在籍する医療的ケア児の増加が想定されるほか、特別支援学校に在籍する子どもたちの障がいの重度・重複化傾向が進んでいます。
- 子どもたちが抱える課題が複雑化・多様化するなかで、増加するいじめや不登校への対応、顕在化してきた子どもの貧困問題やヤングケアラーへの対応など、学校や教職員が取り組むべき教育課題や求められる内容が大きくなっています。
- 様々な理由により義務教育を終了できなかった方や不登校等のため十分に学校に通えなかった方、本国で義務教育を終了できなかったり日本で十分な教育を受けられなかった外国籍の方などに対して、「学び直し」の機会を提供するため、鳥取県立学びの森学園（夜間中学）を令和6年4月に開校しました。

施 策

- 3－(10) 特別支援教育の充実
- 3－(11) いじめ、不登校等に対する対応強化
- 3－(12) 多様な教育ニーズに応える学びのセーフティネットの構築
- 3－(13) 県立夜間中学における自分らしい学びの展開

施策3－(10) 特別支援教育の充実

【目指すところ】

- 子どもたち、一人一人の教育的ニーズに応じた「多様な学びの場」の整備、合理的な配慮の提供、学校における教職員の指導力向上により、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ仕組みの構築を進めます。
- 関係機関とのネットワークづくり、ふるさとキャリア教育・進学、就労・定着支援の充実等により、障がいのある子どもたちの将来の自立と社会参加に向けた取組を推進します。

【施策項目】

① 発達障がいを含む障がいのある子どもへの切れ目ない支援体制の充実

- ・ 特別な支援を必要とする子どもについて、就学前から就労に至るまでの切れ目ない支援体制の整備を促すため、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関が連携して、支援を行います。
- ・ 一人一人の教育的ニーズに基づいた就学先決定と就学先への確実な引継ぎが行われるよう、関係機関及び市町村教育委員会との連携を強化します。
- ・ 各園・学校が、園内・校内委員会を開催し、適切な支援方法の検討をするとともに、学校と保護者が連携・協力して取り組む体制整備等を行います。
- ・ 園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校においては、発達障がいを含めた障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と支援が一層充実するよう、「個別の教育支援計画」※1に基づき、各教科等における配慮事項等を明確にした「個別の指導計画」※2の作成と活用を推進します。小学校、中学校、義務教育学校における通級指導教室の拡充及び市町村の実情に即した体制整備並びに高等学校における自校通級※3 以外の実施形態（巡回指導教員による自校内での通級による指導（巡回指導））の検討を進めます。
- ・ 障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導ができるよう、教職員研修等により教職員の資質向上を図るとともに、免許法認定講習等により「特別支援学校教諭免許状」の保有率、さらには専門性の向上を図ります。
- ・ 全ての教職員が共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの理念や合理的配慮について正しく理解するとともに、障がいの特性や基本的な知識・技能及び支援方法等、特別支援教育に関する指導力を高めるための取組を推進します。
- ・ 鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例※4 において県民運動として位置付けているあいサポート運動※5 を推進し、年少期から障がいについて学ぶ機会として、あいサポートキッズ制度※6 やその他の研修等を通して、普及・啓発を進めます。

② 特別支援学校のセンター的機能と学校間連携の推進

- ・ 地域の学校等で学ぶ子どもたちの障がいの多様化に対応するため、教育相談や研修など、特別支援学校と地域の学校等との連携を強化し、地域におけるセンター的機能のさらなる充実を図ります。また、学校内の関係者や教育、医療、保健、福祉、労働等関係機関との連絡調整、保護者とのよりよい関係づくりを推進することにより、インクルーシブ教育システム※7 の構築に向けた特別支援教育の推進に努めます。
- ・ 子どもたちの社会性を養い、豊かな人間性を育てるために、学校間の連携を推進し、障がいのある者と障がいのない者の交流及び共同学習を計画的、組織的に行うことを推進します。

③ 幼小中高等部のつながりを意識したふるさとキャリア教育と移行支援の充実

- ・ 全ての子どもたちが、自己理解を深め、自らの能力を最大限に発揮し、社会の中で主体的に自立した生活を送っていく力を身に付けるため、ふるさとキャリア教育を推進します。
- ・ 卒業後の生活をより豊かにするために、幼稚部、小学部段階からのふるさとキャリア教育を推進するとともに、卒業後を見据え、在学中から学校と労働や福祉等関係機関が連携しながら、一人一人に応じた自立と社会参加、移行支援の一層の充実を図ります。

④ 医療的ケアの必要な子ども及び保護者への支援体制の充実

- ・ 医療的ケア児が多様な学びの場で安全に教育を受けることができる支援体制を充実させるとともに、医療的ケア実施に係る保護者の負担軽減を図ります。

⑤ ICTを活用した多様な学びの充実

- ・ 障がいのある子ども一人一人がICTを効果的に活用し、個々が有する力を最大限に引き出すことができるよう、特性に応じた個別最適な学びを一層充実させるとともに、ICTを活用した学びの先進事例の情報収集に努め、新たな学習支援の方法の研究・実施や教職員のICT活用に関する能力と指導力の向上に取り組みます。
- ・ 病気療養児が、在籍する病弱教育特別支援学校や院内学級設置校と遠隔授業を通してつながり、学習の充実を図ったり復学支援につなげたりするため、分身ロボット「OriHime」等を活用した学習支援を推進します。

⑥ 障がいの特性及び程度に応じた文化芸術活動及びスポーツ活動の充実

- ・ 在学中における障がいの特性及び程度に応じた文化芸術活動及びスポーツ活動のさらなる充実を進めます。
- ・ 生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう、地域の関係機関と連携し、多様なスポーツや文化芸術活動を体験することができるための取組を推進します。

⑦ 手話教育の推進

- ・ 鳥取県において全国初の手話言語条例が制定されたことに伴い、教職員の手話言語技術の向上や鳥取聾学校における手話普及コーディネーターの配置、地域の学校への手話普及支援員の派遣及び学校や子どもの実情に即した学習教材の作成・活用等を通して、教育面における手話言語に関する取組の充実を進めます。

⑧ 特別支援学校の在り方の検討及び特別支援教育環境の整備

- ・ 障がいのある子どもの自立と社会参加を目指し、個別の教育的ニーズに的確に応える教育を受けることができるよう、教育環境の整備に努めます。
- ・ 施設設備の老朽化や教室の狭隘化等の各学校における課題を解決するため、鳥取県全体の施設整備について、児童生徒等数の見込みや地域の特性等を考慮し、中長期的な視点で検討していきます。

【数値目標】

指 標		現況値	目標値
該当障がい種に関する特別支援学校 免許状保有率の向上	特別支援学校教員	94%	95%
	特別支援学級教員	38%	45%
特別支援学校高等部（専攻科含む）卒業生の就職率（就職希望者に対する割合）		100%	100%

指 標	現況値	目標値
特別支援学校高等部（専攻科含む）卒業生の（1年後）職場定着率	87.2%	90%
学校における手話に関する取組の実施率	（小） 99.2% （中） 82.1% （高） 91.7% （特支） 100%	全校種 100%

【現状と課題】

- 小学校、中学校、義務教育学校における特別支援学級及び通級指導教室の設置数、在籍児童生徒数は増加しており、平成 25 年 9 月の学校教育法施行令の一部改正により、多様な学びの場が必要となっています。
- 特別な教育的支援を必要とする子どもが年々増加しており、早期からの教育的対応が求められています。発達障がいと診断された児童生徒は増加傾向であり、そのうち小学校では 42.2%の児童、中学校では 55.1%の生徒が通常の学級で学んでいます（令和 4 年 5 月 1 日現在）。小学校、中学校、義務教育学校における通級指導教室在籍者数も過去 5 年間で約 1.6 倍に増加しており、希望してもすでに定員に達して入級できなかつたり、保護者の送迎が困難なため利用できなかつたりする等の課題があるため、通級指導教室の拡充、巡回指導等の実施形態の検討が必要です。すべての学校で、子どもの困難さや教育的ニーズをしっかりと把握し、自立と社会参加に向けて特別支援教育を推進する必要があります。
- 県立高等学校において、令和 4 年度の発達障がいと診断された生徒数は 673 人で全ての高等学校に在籍しており、この 10 年間で 3.1 倍増加しています。また、中学校の特別支援学級に在籍していた生徒の約 6 割が高等学校へ進学しており（令和 5 年 3 月卒業者）、高等学校において障がいのある生徒への教育的ニーズに応じた一層の充実、取組が必要です。
- 全ての教職員が障がいに関する正しい知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、障がいの特性や基礎的な知識・技能及び支援方法等、特別支援教育に関する指導力を高めることが必要です。
- 保護者が参画した個別の教育支援計画を早期に作成し、支援会議での見直しと各ライフステージでの引継をより一層徹底し、一人一人の障がいの状態と発達段階に応じた教育を充実することが必要です。また、保護者の状況に応じた切れ目ない支援体制をつくることや教育における保護者の負担を軽減していくことが求められます。
- 令和 4 年度 5 月現在で特別支援学校における特別支援学校教諭免許状の保有率は 94.1%と向上（平成 29 年度：85.9%）しています。令和 5 年度特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状の保有率は 38.5%です。本県で開催する鳥取県教育職員免許法認定講習の受講者数は増えているものの、特別支援学級数の増加、特別支援学級担任が短期的に替わることにより、特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状保有率は向上していません。今後も特別支援学校教諭免許状の未保有者が講習を通して専門性を高め、速やかに免許状を取得できるよう、単位取得の機会等の充実に引き続き努める必要があります。
- 特別支援学校ではこれまで蓄積してきた障がいのある子どもたちへの教育に関する知見を生かし、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校や保護者に対し、特別な支援を必要とする子どもたちの教育についての助言又は援助を行う担当分掌（支援部等）及び担当教員（特別支援教育コーディネーター等）を置き、地域の特別支援教育の拠点としての役割を担っています。障がいの程度が比較的重度である子どもたちが地域の小学校、中学校、義務教育学校に就学する事例が増えつつあることから、特別支援学校の教職員は、障がいのある子どもたちの困難さを理解し、個に応じた様々な手立てを検討し、助言又は援助に当たっていく専門性を高めることが重要です。
- 特別支援学校における過去 5 年間の一般企業への就職率は平均 40%で、全国的にも高い水準にあ

ります。卒業1年後の職場定着率は平均約92%です。

- 就労継続支援事業所等の福祉的就労や、生活介護等の福祉サービスを利用する子ども一人一人のニーズに応じた進路先の確保や、QOL（生活の質）の向上のため、関係機関との連携及び計画的な移行支援が必要です。
- 医療技術の進歩に伴い、人工呼吸器の管理やたんの吸引等の医療的ケアが必要な子どもは今後も一定数以上在籍することが想定されます。高度な医療的ケアが求められる中で、学校における医療的ケアを安全に実施するため、保護者及び教職員と看護師等の医療関係者が十分に連携・協力し、専門性を向上させるとともに、医療的ケアの必要な子どもたちに対する教育を充実させることが必要です。
- 令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、地域の小学校、中学校、義務教育学校等に在籍する医療的ケア児の増加が想定されることから、市町村（学校組合）教育委員会及び各学校に対し、医療的ケアに関する支援や助言のできる体制を整えていく必要があります。
- 特別支援学校では、点字キーボード、拡大読書器等の入出力支援装置や分身ロボット「OriHime」などの活用等、障がい特性や状況に応じたICT機器の活用に取り組んでいますが、今後もより一層、個々の障がいの状態に応じた個別最適化した学びに向けてICTの効果的な活用を進めていく必要があります。
- ICTの活用において、指導に係る教職員の高いスキルが求められることから、日頃より教職員が様々なICTの有効な活用についての専門性を高めることが喫緊の課題です。
- 特別支援学校においては、障がいの特性及び程度に応じた文化芸術活動（神楽、書道パフォーマンス等）やスポーツ（ボッチャ、フロアバレー等）に取り組んでいます。地域における共生社会の実現を目指し、在学中のみならず、卒業後の生涯学習や余暇活動を充実させる必要があります。
- 鳥取県は、全国初の「鳥取県手話言語条例」を平成25年10月に制定し、手話は言語であるという認識に基づき、手話言語の普及を進め、ろう者が手話言語を使いやすい環境をつくるとともに、ろう者とろう者以外の者が互いを理解し共生する社会を築くための取組を進めています。学校では「手話ハンドブック（入門編・活用編）」の活用や手話普及支援員の派遣などに取り組んでおり、令和4年度における手話言語に関する取組実施率は93.8%です。今後も子どもたちが手話を学ぶ大切さや学びの意欲を高めるための取組を進めていく必要があります。
- 近年、特別支援学校に在籍する子どもたちの障がいは重度・重複化傾向が進んでいます。在籍者が減少し集団活動等の機会の確保が難しい、在籍者が多く学習環境等の整備に苦慮している等、各学校の個別の課題に応じた教育環境の整備を検討していく必要があります。また、圏域によっては対応する障がい種（視覚障がい、聴覚障がい、病弱）の特別支援学校がない等の課題があります。
- 「鳥取県教育委員会所管施設長寿命化計画（個別施設計画）」（令和3年3月）や「鳥取県立特別支援学校の教室不足の解消に向けた集中取組計画」（令和4年3月）を策定し、持続可能な施設整備及び維持管理の実現に向けて取り組んでいます。今後の施設設備等は、重複障がい学級の増加等に対応した教室確保、施設設備の老朽化、遠隔地在住、医療的ケア児等の通学困難な児童生徒等に対する通学支援体制を含む支援体制整備等、各学校の課題に対応した効率的かつ充実した特別支援学校の施設整備の方向性を早急に検討する必要があります。

※1 〈個別の教育支援計画〉

特別な支援を必要とする子どもに乳幼児期から学校卒業までを通じて一貫した支援を行うために作成する計画。進級、進学時に引き継いでいく。

※2 〈個別の指導計画〉

障がいのある子ども、一人一人について、指導の目標や内容、配慮事項などを示した計画。

※3 〈高等学校における自校通級〉

平成 28 年 12 月に学校教育法施行規則の一部改正等が行われ、平成 30 年 4 月から高等学校等における通級による指導ができることとなった。

※4 〈鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例〉

障がい者が、その人格と個性を尊重され、障がいの特性に応じた必要な配慮や支援を受けながら、地域社会の中で自分らしく安心して生活することができる社会の実現を目指して平成 29 年 9 月 1 日に施行。

※5 〈あいサポート運動〉

障がいの特性についての理解を深めるとともに、障がい者が配慮又は支援を必要としている場面において、各々が可能な範囲で障がいの特性に応じた必要な配慮又は支援を行うことにより、障がいの有無にかかわらず、全ての人が互いに人格及び個性を尊重し支え合いながら暮らすことのできる社会を目指す運動で、平成 21 年に鳥取県で開始。

※6 〈あいサポートキッズ制度〉

小学校高学年の児童を対象とし、あいサポート運動や障がい理解についての学習を学校の授業として行う制度で、平成 25 年 4 月から開始。

※7 〈インクルーシブ教育システム〉

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。

施策3－(11) いじめ、不登校等に対する対応強化

【目指すところ】

- 子どもたちの抱える「不安」や「悩み」を早期に把握、対応できる体制を整え、いじめや不登校等の課題の未然防止、早期発見、早期支援に取り組み、子どもたちが安心して学べる教育環境づくりを進めます。

【施策項目】

① いじめ問題等への取組

- ・ いじめは個人的な問題だけではなく、集団としての問題にもつながるため、学級等の集団での人間関係づくりが重要です。また、子ども同士が認め合う中で自らいじめの未然防止や解決を図る力を身に付けていくこととなるため、人権学習を充実させ、人権意識を高めるとともに、日々の学校生活の中で学年や発達段階に応じた、集団の一員としての自覚や態度、社会性を育み、子どもたちが安心して学校生活を送ることができる魅力ある学校づくりを目指します。
- ・ いじめの問題に対する教職員の認識を高め、関係機関との連携や専門家の活用など、問題に適切かつ迅速に対応できる体制を整えます。
- ・ いじめの問題は、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであることを踏まえ、いじめ防止対策推進法や鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針等を周知し、いじめの正確な認知を進めるとともに、教職員研修等の充実を図り、いじめの未然防止・早期発見、いじめの解消等に向け、取り組んでいきます。
- ・ 子ども心のSOSに気づき素早く支援を開始できる校内組織体制づくりのため、教職員研修の充実を図ります。また、県独自調査によるいじめの認知案件の分析を行い、市町村教育委員会及び学校の支援に取り組みます。
- ・ 子どもたちが命を大切にすることや互いの違いを認め合い、尊重することの重要性について理解を深めるための啓発や、「SOSの出し方に関する教育」など自殺予防教育に取り組みます。
- ・ 一人一台端末を活用し、子どもが自分の端末からその日の体調や気分等を回答し、教職員は児童生徒の心の状況をリアルタイムに把握できるアプリを導入し、児童生徒の困り感の早期発見及びいじめや不登校への早期対応を強化します。【再掲 3-(11)-②】
- ・ スクールカウンセラー※1やスクールソーシャルワーカー※2の配置を進め、子どもを取り巻く環境への働きかけ等を通して、いじめ、暴力行為、不登校、中途退学などの生徒指導上の諸課題の未然防止、早期対応に向けた取組を強化します。【再掲 3-(11)-②】
- ・ 教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携、協力して組織的に対応できる体制の整備、アセスメントシートを活用した支援会議・ケース会議の実施等により、学校全体の対応力強化を図っていきます。【再掲 3-(12)-②】

② 不登校支援の推進

- ・ 多様化、複雑化する不登校の要因を的確に把握し、学校、家庭、関係機関が連携しながら支援方法を共有し、個々の子どもに応じたきめ細かな支援を行います。
- ・ 一人一台端末を活用し、子どもが自分の端末からその日の体調や気分等を回答し、教職員は児童生徒の心の状況をリアルタイムに把握できるアプリを導入し、児童生徒の困り感の早期発見及びいじめや不登校への早期対応を強化します。【再掲 3-(11)-①】
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を進め、子どもを取り巻く環境への働きかけ等を通して、いじめ、暴力行為、不登校、中途退学などの生徒指導上の諸課題の未然防止、早期対応に向けた取組を強化します。【再掲 3-(11)-①】

- ・ 校内サポート教室の整備を進めるとともに、社会教育施設や地域の人材を活用した不登校の子どもたちの居場所支援、学習支援に取り組みます。

【数値目標】

指 標	現況値	目標値
不登校の出現率	(小) 県 1.74% 全国 1.70% (中) 県 6.06% 全国 5.98% (高) 県 2.14% 全国 2.04%	全国平均を下回るとともに、前年度数値から低減
学校内外の機関において相談・指導等を受けた児童生徒数の割合	県 69.3% 全国 61.8%	全国調査同項目数値を上回る
不登校児童生徒への自宅学習支援事業における「指導要録上の出席扱い」とした児童生徒の割合	—	80%以上
学校いじめ防止基本方針の点検を実施した学校の割合	(小) 88.4% (中) 85.7%	100%
「いじめが解消しているもの」の割合	県 75.6% 全国 77.1%	全国平均を上回る
不登校児童生徒への支援の結果、登校する又はできるようになった児童生徒及び変容が見られるようになった児童生徒の割合	(小) 72.8% (中) 74.7%	各年度で前年度数値を上回る

【現状と課題】

- 平成 25 年 6 月に成立したいじめ防止対策推進法では、国、地方公共団体、学校それぞれのいじめ防止基本方針の策定等について規定され、平成 29 年 3 月には、国は「いじめの防止等のための基本的な方針」を改定し、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定しました。本県においても、平成 25 年に策定した「鳥取県いじめ防止等のための基本的な方針」を地域や学校の実情に応じた内容に見直し、いじめの防止等のための対策を進めています。いじめの認知や組織的な対応、重大事態に対する危機意識など課題もあり、いじめの防止、早期発見、適切な対応が求められています。
- 令和 4 年度に認知されたいじめ件数のうち、いじめの発見のきっかけとなったのは「アンケート調査」が約 35%、「本人の訴え」が約 20%、「保護者の訴え」が約 19%、「教職員の気づき」が約 15% でした。アンケート調査の時期や頻度の検討を引き続き行っていくことや本人が S O S を出しやすくなる校内環境づくりに向けた取組が必要です。
- また、認知されたいじめのうち 75%程度は解消しており、25%程度は解消に向けた取組が継続しています。解消したものも引き続き追跡することや解消に向けた取組が継続しているケースについてもそこにどのような要因・背景があるのかを調査していく必要があります。
- 公立学校における不登校の出現率は、小学校、中学校、高等学校ともに増加傾向が見られます。特に、小学校中学年、中学校 1、2 年生が高い状況であり、発達段階や生活環境の変化などの様々な状況に応じた適切な支援が求められます。
- 不登校やいじめの未然防止にむけて、教職員一人一人の専門性の向上と、子どもたちが自己肯定感等を感じることができる居場所づくり、周りの人と関わりながら主体的に活躍できる場面を実現する絆づくりに取り組むことが重要です。また、普段から子どもと教職員、子ども同士が良好なコミュニ

ケーションを図るとともに、教職員間の連携を密にした組織的な体制を確立することが必要です。

- 令和4年度の不登校児童生徒数は過去最多となっています。また、「病気」「その他」の長期欠席児童生徒数も増加傾向にありました。長期欠席による学びの空白に対する対策は喫緊の課題となっています。「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の理念に基づき一人一人のニーズに応じた多様な学びの場を確保するための環境整備が急がれます。
- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月：文部科学省取りまとめ）では、不登校児童生徒の保護者は一人で悩んでいることが多く、役立つ情報が不足する傾向があり、支援の充実の必要性が明記されています。
- 厚生労働省・警察庁公表の令和4年中の小中高生の自殺者数は514人、文部科学省公表の小中高校から報告があった令和4年度の自殺者数は411人でした。国においては、令和5年6月2日に「子どもの自殺対策緊急強化プラン」として、自殺予防に資する教育や対応、自殺リスクの早期発見、相談体制の整備など、子どもの自殺対策の強化に関する施策が取りまとめられました。

※1 〈スクールカウンセラー〉

臨床心理士など、心の問題の専門家として学校で、児童生徒や保護者の悩みを聞き、教員をサポートする。

※2 〈スクールソーシャルワーカー〉

不登校、いじめなど生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う。

施策3－(12) 多様なニーズに応える学びのセーフティネットの構築

【目指すところ】

- 家庭の経済状況等により、困難な家庭環境にある子どもに対して、子どもたちが夢をあきらめることなく、その能力・適性に応じて希望する進路に進んでいけるよう、経済的支援や学習支援等を充実させ、子どもたちの学びを支えるセーフティネットの構築を進めます。
- 不登校や様々な理由により、就学の機会が提供されなかった方など、多様なニーズに応えることができる「学びの場の提供」に取り組みます。

【施策項目】

① 貧困やヤングケアラーなど困難な家庭環境にある子どもに対する支援

- ・ 経済的な理由により就学を断念する子どもが生じないよう、奨学金の貸与、高校生等奨学給付金※1の給付、高等学校等就学支援金※2の支給、高校における授業料等の減免※3等の修学支援を行います。
- ・ 奨学金については、必要な方に確実に貸与できるよう十分な貸付枠を確保するとともに、将来にわたって安定した事業の継続ができるよう、償還金の回収による財源の確保に努めます。
- ・ 貧困や虐待など、子育てに関し不安や悩み等を抱える家庭やヤングケアラーと呼ばれる状況にある子どもに対して、いち早く気づき、他の相談機関や市町村等と連携した対応を進めます。
- ・ 児童生徒が安心して学べる環境や児童生徒同士の相互のやり取りが促進される環境の構築、小さな変化に気づく教師力の向上に向けて、市町村教育委員会と協働で取り組んでいきます。
- ・ 「地域未来塾」等の地域学校協働活動を行う市町村を支援し、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない子どもたちに対し、子ども食堂と連携するなどの支援を充実します。

② 不登校、高校中退者等への多様な学びの場の提供

- ・ 高校生の不登校（傾向）やひきこもりが心配される生徒・青少年の学校復帰や社会参加に向けた支援を推進するため、関係機関と連携して、支援を必要としている方の潜在的ニーズの把握に努めるとともに、県内3カ所に設置している鳥取県教育支援センター（ハートフルスペース）の周知を行い、相談体制や訪問型（アウトリーチ型）支援を充実します。
- ・ ICT等を活用するなど、不登校児童生徒に対する学習支援を充実することにより、不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立を支援します。
- ・ 校内サポート教室の整備を引き続き進めるとともに、教育支援センター及びフリースクール等と連携を図りながら、不登校児童生徒の学びの場を確保し、個々の学びのニーズに応じた環境を整えます。
- ・ 学校と連携しながら学びを提供するフリースクールへの運営費を支援するとともに、フリースクール等に通う児童生徒の通所費用や交通費等を市町村と連携して支援します。
- ・ 教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携、協力して組織的に対応できる体制の整備、アセスメントシートを活用した支援会議・ケース会議の実施等により、学校全体の対応力強化を図っていきます。【再掲 3-(11)-①】
- ・ 様々な理由により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した人や、小学校や中学校を卒業していない人、本国や日本で十分に小学校や中学校の教育を受けられなかった外国籍の人のうち、中学校での学び直しを希望する人へ、学びの機会の提供に努めます。【再掲 3-(13)-①】

- ・ 国際化の進展や在留外国人の増加等に伴い、帰国・外国人児童生徒等に対する日本語指導の需要が高まっていることを踏まえ、当該児童生徒に対する教育支援など、安心して学べる教育環境づくりを進めます。

【数値目標】

指 標	現況値	目標値
育英奨学資金の現年調定（現在の会計年度における歳入の徴収決定額）の返還率	(高) 94.8% (大) 98.6%	(高) 94% (大) 98%

【現状と課題】

- 高等学校等に通う低所得世帯の子どもたちの修学を支援するため、高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金の支給、授業料等の減免、奨学金の貸与等を行っています。
- 大学等に通う低所得世帯の子どもたちについては、鳥取県育英奨学資金※4 の貸与により修学を支援しています。
- 経済的に困難な状況にある子どもたちの修学を保証するために奨学金制度が果たす役割は大きく、将来の奨学金の原資となる償還金の回収を確実にしながら、これらの制度を安定的に継続していく必要があります。
- 国において高等教育の修学支援新制度について中間層への拡大等の見直しが検討されていることから、その状況を注視しながら必要に応じて県制度の見直し等を検討していきます。
- 子どもの貧困が社会全体の問題となる中、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成 26 年 1 月に施行されました。鳥取県においても、子どもの貧困対策を総合的に推進するための基本指針「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」を策定し（令和 6 年度からは県のこども計画「シン・子育て王国とっとり計画」に統合）、子どもの将来が経済的な環境によって左右されることがなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるよう、取組を進めています。
- 厚生労働省・警察庁公表の令和 4 年中の小中高生の自殺者数は 514 人、文部科学省公表の小中高から報告があった令和 4 年度の自殺者数は 411 人でした。児童期、青年期前期における命を大切にする教育の重要性が高まる中、人間関係を築いていく中で、自己理解・他者理解を深めたり、自己解決力や他者に相談する力を高めたりする指導の充実を図る必要があります。
- 「令和 3 年度鳥取県青少年育成意識調査」により、ヤングケアラーは一定数おり、希望するサポートとして全年代において相談できる場所、情報が得られることなど外部とのつながりを求めていることがわかっています。そのため、SNS による相談体制の確保やオンラインサロンなどの設置を行うことで、ヤングケアラーと呼ばれる子どもの支援体制を整備することと併せて、周囲が気付くことや子ども自身が自認することを促すため、広報・啓発を行っていく必要があります。
- 県内 3 か所に設置している鳥取県教育支援センター（ハートフルスペース）は、高校生の不登校（傾向）やひきこもりが心配される生徒・青少年を学校復帰や社会参加に向けて支援を進めています。支援についての潜在的ニーズは高いと思われますが、実態把握が難しい状況にあります。関係機関の協力を得ながら出張型啓発活動を推進し、潜在的ニーズの把握に努めています。また、相談者の中には、自宅から出られない場合も少なくなく、切れ目のない支援や情報提供ができるよう、定期的な家庭訪問のニーズが高まっています。今後は、高等学校等の関係機関との連携を密にする等、相談者一人一人の状況に合わせて、ハートフルスペースの支援を提供していくことが課題と捉えています。
- ささまざまな状況におかれ悩んでいる困難さを抱える児童生徒にとって、学び方や生き方の選択肢は非常に少ないのが現状です。困難さを抱える児童生徒一人一人の教育的ニーズに合わせた学びの保障や社会的自立や自己実現が図れる環境整備を進める必要があります。

※1 〈高校生等奨学給付金〉

高等学校等に通う低所得世帯（住民税所得割額非課税世帯・生活保護（生業扶助）受給世帯）に対して、授業料以外の教育費に充てるために給付するもの。

※2 〈高等学校等就学支援金〉

年収約 910 万円未満の家庭の高等学校等の生徒の授業料に充てるために支給するもの。

※3 〈高校における授業料等の減免〉

非常災害等により授業料の支払いが困難と認められる家庭の生徒の授業料について減免するもの。

※4 〈鳥取県育英奨学資金〉

大学、短大、専修学校、高等学校、高等専門学校等に通う低所得世帯の子どもたちに対して貸与する奨学金。

施策3－(13) 県立夜間中学における自分らしい学びの展開

【目指すところ】

- 令和6年4月に県立まなびの森学園を開校し、不登校や病気など様々な理由により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した人、小学校や中学校を卒業していない人及び本国や日本で十分に小学校や中学校の教育を受けられなかった外国籍の人に対して、個々の状況に応じた中学校の学びを提供し、安心して学ぶことのできる機会を保障します。
- 世代や国籍、これまでの学びの経験の違いなどを越えた、さまざまな人たちの思いや考え方にふれ、ともに学び合うことをとおして、自分らしい学びを実感でき、「『学ぶ』よろこび、『つながる』よろこび、『社会の中で生きる』よろこび」を実現する教育活動を行っていきます。

【施策項目】

- ① 一人一人の状況に応じた学びの提供
 - ・ 様々な理由により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した人や、小学校や中学校を卒業していない人、本国や日本で十分に小学校や中学校の教育を受けられなかった外国籍の人のうち、中学校での学び直しを希望する人へ、学びの機会の提供に努めます。【再掲3-(12)-②】
 - ・ 生徒一人一人の願いやこれまでの学びの経験に合った学習計画を立て、「学びたい気持ち」に寄り添い、安心して学習できる環境を提供します。
 - ・ ICTを効果的に活用するなどして多様な学びをサポートし、一人一人の理解を大切にした学びを提供します。
- ② 多様性を生かした学び合いの推進
 - ・ お互いの存在を認め合い、ともに学び合う仲間とのつながりを大切にした学びを推進します。
 - ・ 鳥取の歴史や多様な文化などにふれたり、地域等と交流したりするなどの体験的な学びを通じて鳥取の社会（地域）とつながることを推進します。

【現状と課題】

- 夜間中学に関する県民への周知拡大のため、SNSや動画、チラシ等による広報活動に加え、入学対象者と直接つながるために、関係者や関係機関等を訪問するなどしてネットワークを構築するとともに、関係各所を通じて周知拡大を図っています。
- 開校に向けて、令和5年度は、学校説明会や体験授業会（入学希望者説明会）を県内15市町村で開催するとともに、入学希望者と個別の面談を重ねました。
- 入学対象者に情報を届けるためには、より多くの方に県立まなびの森学園を周知していく必要があります。
- 県立まなびの森学園開校後、中・西部地区においても入学のニーズが高まれば、分教室等の設置の検討を行う必要があります。また、県立まなびの森学園は、人と人との繋がりを大切にし、人間性を涵養する観点から通学・対面授業を原則としますが、一時的な理由によるオンラインの活用について検討を行います。

学びを支える教育環境の充実

【社会、教育をめぐる状況等】

- 少子化の進行に伴い、県立高等学校においては段階的に統廃合を進め、平成 11 年度には 28 校あった全日制高校を平成 15 年度には 22 校に再編、その後も学科等の見直しや学級減等を実施し、子どもたちの減少に対応してきています。今後、さらに少子化が進み、本県の中学校卒業生数は、令和 5 年 3 月の 4,927 人から、令和 17 年 3 月には 3,988 人と、約 1,000 人減少すると見込まれています。
こうした状況の中、各校の教育目的や地域性、地理的環境等を考慮し、教育効果が最大限発揮できる特色ある新しい姿の学校に再編・統廃合するとともに、特に中山間地における学校においては地域振興の核と捉え、地元の市町とも連携しながら、魅力化・特色化を推進する必要があります。
- 様々な教育課題に的確に対応し、子どもたちの生きる力を育み、保護者や地域の信頼に応えることができる教育の実践を進めていくためには、教育の直接の担い手である魅力ある教員の確保・育成が最も重要になります。職員の大量退職期が到来し、教員の世代交代が進んでいく中において、使命感や実践力を有した教員の確保が急務となっています。
魅力ある教員を確保し、定年延長等も活かしてベテラン教員の持つ知識・技能や経験を若い世代の教員へ継承するとともに、効果的な研修の実施等により、学校全体の教育力を向上させていくことが求められています。
さらに、教職員の心身の健康を守り、日々の生活の質や教職員人生を豊かにすることで人間性や創造性を高めるとともに、これまでの教育活動で培った経験や知識を元に日々研鑽し、自らの授業を磨き、子どもたちへの教育活動を充実させるためにも、教職員の働き方改革を推進することが求められています。
- 子どもたちが、安全、安心な環境で学び、充実した学校生活を送ることができるよう、学校内外における安全確保、頻発する大規模災害等から子どもたちの命と安全を守るための対応、感染症対策や熱中症対策、老朽化した学校施設の整備などが必要であり、学校を支える教育環境の充実がこれまで以上に求められています。

施 策

- 4－(14) 魅力ある学校づくり、特色ある学校運営の推進
- 4－(15) 次代の学校教育を担う使命感・実践力を備えた教職員の確保・育成
- 4－(16) 安全、安心で質の高い教育環境の整備
- 4－(17) 私立学校への支援の充実

施策4－(14) 魅力ある学校づくり、特色ある学校運営の推進

（目指すところ）

- 高等学校を地域振興の核と捉え、地元自治体と連携しながらその魅力化・特色化を進めるなど、生徒や保護者、地域、地元産業界等のニーズに応える学校づくりを進めるとともに、地域の活性化につなげます。
- 公立小学校、中学校、義務教育学校について、活力ある学校運営に向け、適切な人的配置や学校の在り方を検討する市町村教育委員会に対する支援を行います。

【施策項目】

① 県立高校の魅力化・特色化

- ・ 「今後の県立高等学校の在り方に関する基本方針」（平成28年3月策定：平成31年度から令和7年度までの方針）や、令和6年3月策定予定の新基本方針に基づき、関係者等の意見を聞きながら、その内容を具体化、明確化していくとともに、令和8年度以降の県立高等学校の在り方について、教育目的や地域性、地理的環境等を考慮したうえで教育効果が最大限発揮できる特色ある新しい姿の高等学校を設置するため、再編・統合も含めて段階的に計画を策定します。（※令和8年度以降の具体的な在り方については令和6年度中に実施計画を策定予定）
- ・ 各学校の存在意義や、各学校に期待されている社会的役割、目指すべき学校像を示したスクール・ミッション※1と、学校の教育活動を行ううえでの指針となるスクール・ポリシー※2を策定し、各校の魅力化・特色化をより一層推進するとともに、本県教育施策に係る目標の達成を図ります。
- ・ 地元自治体と連携して各地区における寮整備の検討を進めるなど、県外から本県県立高等学校に進学する生徒の受入を積極的に進め、学校の適正規模を維持するとともに、活性化を図ります。
- ・ 特に中山間地域の高等学校については、立地する地元自治体や地域住民等とも連携し、学校の在り方、活性化の方策等について、さらなる魅力化を進めます。

② 県民に信頼され、地域とともにある学校づくり

- ・ 保護者、地域住民等の参画を得て、学校、家庭、地域の連携・協働による地域とともにある学校づくりを目指します。また、コミュニティ・スクールの効果的運用についての支援を行うとともに、学校支援ボランティア等による地域学校協働活動との一体的な取組を目指します。
- ・ 教職員一人一人のコンプライアンスの意識の徹底を図るとともに、不祥事を起こさない、起こさせない職場風土を構築します。【再掲4-(15)-③】

③ 学校組織運営体制の充実

- ・ 多様化する教育ニーズや課題に対して、迅速かつ適切に対応することができる学校運営組織づくりや必要に応じて専門機関と連携を図る体制の確立、特に今後予想される、児童生徒数の減少に対応できる学校運営組織の構築、強化を目指します。
- ・ 公立小学校、中学校、義務教育学校の在り方について検討する市町村教育委員会に対する支援や適切な人的配置を通して、活力ある学校環境を目指します。
- ・ 国に先行して実施してきた少人数学級について、子どもたち一人一人に応じたきめ細かな指導の充実による学習意欲の向上、学校生活や人間関係への円滑な適応等を図るため、これまでの成果を検証しながら、少人数学級の取組を進めていきます。
- ・ 県立学校の学校裁量予算が、各学校の課題や生徒の実態に応じて、学校長が、より創意あふれる学校経営ができるよう制度の充実、改善を図ります。

④ 学校図書館の整備の推進と教材整備の推進

- ・ 学校司書や司書教諭の資質向上につながる研修や訪問相談を充実します。【再掲 2-(4)-②】
- ・ 県立図書館から学校図書館等へ2日以内に図書が届く物流システムの活用と促進を継続します。
- ・ 県立学校の図書館業務の効率化と利便性を高めるため、図書管理システムの充実に努めます。
- ・ 探究的な学習や授業での図書館活用を推進するための取組を支援します。

【数値目標】

指 標	現況値	目標値
県立高等学校（全日制課程）の定員に対する入学者数の割合	70%を上回った高等学校は 68.2%*	全ての県立高等学校で定員の 70%を上回る
県外からの県立高等学校入学者数	58 人 (R5 入学生)	前年度を上回る
入学した高等学校に満足している高校生の割合	(全日制) 76.1% (定時制) 76.5%	前年度を上回る

【現状と課題】

- 県人口の大幅な減少と少子化の進行は、学校の統廃合など、子どもたちの学習環境に大きな影響を及ぼしています。平成 14 年度に 160 校あった公立小学校は、令和 5 年度には 119 校（義務教育学校前期課程 6 校を含む）と、21 年間で 41 校の学校が統廃合となりました。このような中、公立小・中・義務教育学校の在り方を、住民と共に考えていく必要性が高まっています。
- 県立高等学校においても、平成 11 年度には 28 校あった全日制高校を段階的に平成 15 年度には 22 校に再編、その後も学科等の見直しや、学級減等により、社会や生徒のニーズ、中学校卒業生数の減少に対応してきています
- 平成元年（1989 年）以降の本県中学校卒業生数は、平成元年 3 月の 9,595 人をピークに減少傾向が続いており、令和 5 年 3 月は 4,927 人とピーク時からおよそ半減しています。さらに、令和 17 年 3 月の中学校卒業生数は約 900 人（約 20%）少ない 4,082 人と見込まれています。（令和 5 年 5 月 1 日時点）
- 学校が小規模化することは生徒一人一人に目が届きやすく、きめ細かな指導ができるなどのメリットがある一方、生徒が選択できる科目数が少なくなったり、多くの友人と切磋琢磨する機会を作ることが難しくなったりするなどのデメリットがあることから、教育目的や地域性、地理的環境等を考慮したうえで教育効果が最大限発揮できる特色ある新しい姿の学校を設置するため、再編・統合も含めて段階的に計画を策定することが必要です。
- また、高等学校を地域振興の核と捉え、地元自治体とも連携しながらその魅力化・特色化を推進し、生徒や保護者、地域等のニーズに応えることが必要です。

※1 〈スクール・ミッション〉

スクール・ポリシーの前提として設置者が定めるもので、各高等学校の存在意義や各学校が期待されている社会的役割、目指すべき学校像を示す。

※2 〈スクール・ポリシー〉

学校教育法施行規則に基づき高等学校が定めるもの。学校の教育活動を行う上での教職員や在籍生徒の指針となるもので中学生等が目的を持って高校を選択するための大切なメッセージとなる。グラデュエーション・ポリシー（育成を目指す資質・能力に関する方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成及び実施に関する方針）、アドミッション・ポリシー（入学者の受入れに関する方針）の三つの方針がある。

施策4－(15) 次代の学校教育を担う使命感・実践力を備えた教職員の確保・育成

（目指すところ）

- 我が国における生産年齢人口の減少、教員免許授与件数の低下、国立の教員養成大学・学部卒業者の教員就職率の低下等から、教員不足が全国的・社会的な問題となる中、教員としての使命感や責任感、教育の専門家としての確かな力量、総合的な人間力をもつ魅力ある教員を確保・育成していくため、高等教育機関等とも連携し、養成、採用、育成まで一体的に取り組みます。
- 若手やミドルリーダー育成、学校リーダー育成等を中長期的な視点で行い、様々な教育ニーズや課題に対して、迅速かつ適切に対応することができる教職員の資質や指導力の向上を図るため、「校長及び教員の資質の向上に関する指標」に基づく教員の資質向上、キャリアステージに応じた研修等により、県民に信頼され、鳥取県教育を支える教職員を育成します。

【施策項目】

① 魅力ある教員の確保

- ・ オンラインを含む各種説明会やSNS等のメディアを活用したプロモーション活動により、鳥取県で教員になることの魅力等を志願者目線で情報発信することで、志願者の確保に取り組みます。
- ・ 今日的な教育課題に対応した教員採用試験となるよう創意工夫し、優秀な人材の採用に努めます。
- ・ 高校生、大学生に対してキャリア教育の一環として教員の魅力に触れる機会を設け、教職志向の高い学生を育成するとともに、育成から教員採用まで一つのベクトル上に乗るような取組の構造化を図ることで、将来鳥取県で教員になる人材を育成します。

② 教員の資質向上、指導力・授業力の向上

- ・ 子どもたちをかけがえのない存在として、一人一人の良さや長所を認め、自己肯定感の醸成や個性を伸ばしていく指導を、教育活動全体を通して行い、子どもたちの人格形成とともに、学校生活が子どもたちにとって充実したものとなるよう取り組みます。
- ・ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、教員研修の充実や授業改善に取り組みます。

【再掲 2-(7)-③】

- ・ 教員が自身のキャリアステージに応じて主体的に必要な学びが得られるように、指標を踏まえ、研修履歴を活用した研修受講の奨励に取り組みます。
- ・ エキスパート教員による積極的な授業の公開や研修会の実施などにより、優れた指導技術等を広め、教員の授業力の向上を図ります。
- ・ 外部講師の派遣や授業研究等の機会を通じ、最新の知見を取り入れた授業手法の実践について学ぶとともに、これを広く公開することで児童生徒が「思考力・判断力・表現力等」を育む授業改善の全県的な普及を図ります。
- ・ とっとりメンター方式※1で行う初任者研修の組織体制を活用して校内OJTを進め、若手教員やミドルリーダーをはじめ、学校組織全体での人材育成の推進を図ります。

③ 県民に信頼される教職員の育成

- ・ 教職員一人一人のコンプライアンスの意識の徹底を図るとともに、不祥事を起こさない、起こさせない職場風土を構築します。【再掲 4-(14)-②】

④ 質の高い教育を提供する基盤となる「教職員集団の協働」と「豊かな教職員人生」を支える学校における働き方改革の推進

- ・ 学校における働き方改革の推進により、教員がこれまでの働き方を見直し、これまでの学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職員人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うことを目指します。
- ・ 「新 鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン」に基づき、各校種の長時間勤務となる要因や特徴を踏まえ、学校業務カイゼン活動推進検討会における検討等を通して業務削減や効率化に向けた取組を進め、教職員の負担軽減、多忙解消を図ります。
- ・ 学校現場の状況を踏まえて教職員数の確保に努めるとともに、部活動指導員、外部指導者や教員業務支援員等の教員以外の人材の活用を積極的に進めます。
- ・ 校務DX※2を推進し、保護者連絡、出欠連絡等のデジタル化、教職員の情報共有、テスト採点の自動化、オンライン会議の開催等により業務の効率化・改善を図るとともに、教育データをもとにした新たな知見の創出や効果的な指導等により、教育の質の向上を図ります。

⑤ 教職員のメンタルヘルスケア

- ・ 教職員が心身ともに健康で働くことのできる職場環境を整備し、管理職に対する研修、意識啓発等、それぞれの職場での組織としての対応を進めるとともに、相談体制の充実、ストレスチェック制度の活用、長時間勤務者等に対する医師の面接指導の徹底など、精神性疾患による休職者の減少を図ります。

【数値目標】

指 標	現況値	目標値
時間外業務が月 45 時間以下の教職員の割合	(小) 80.6% (中) 76.3% (義務) 78.1% (高) 95.6% (特支) 98.7%	全校種 100%
教職員の年次有給休暇取得日数 (夏季休暇を含む)	18.8 日	年間 19 日以上
教員の精神性疾患による休職者数の出現率	0.52%	0.5%以下

【現状と課題】

- 小、中、義務教育学校においては、少人数学級の実施や定年延長を踏まえても一定の退職者数が生じるなど、多くの教員の採用や若手教員の育成等、教員の資質向上に係る取組が急務となっています。一方で新規採用職員の数的確保が困難など、課題が顕著となっています。教員としての専門的指導力と人間力を持ち、本県の教育課題に対応でき、子どもたち一人一人の確かな学びと成長を支えることができる魅力ある教員を確保していくことが求められています。
- 教員には、教育に対する使命感や情熱、子どもたちに対する深い理解と子どもたちを引きつける人間的魅力、社会人としての豊かな人間性や授業力、生徒指導力等が必要となります。様々な教育ニーズや課題に対応し、解決するために、教員には、「若い教員の資質、指導力向上や中堅教員のメンターとしての意識の向上」「子どもの科学、ものづくり等への興味関心を高めるための理数教育の指導力向上」「教科の専門的知識を基盤とした実践的指導力の向上」「防災、いじめの発生への対応等危機管理能力の向上」など、多様な資質や高い指導力が求められています。
- 教員の指導力・授業力については、子どもたちの基礎的・基本的な知識及び技能の習得のみならず、

知識及び技能を活用する思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力、人間性等の確かな学力を育成することが求められています。「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や、小中連携、中高連携を意識しながら、組織的に指導力の向上に取り組む学校が増加しています。エキスパート教員等の優れた指導力も活用しながら、取組をさらに広げて行くことが必要です。

- 教職員の不祥事が発生し、県民の厳しい目が教育に向けられています。県民の教育への信頼を回復するため、組織全体で、コンプライアンスを徹底していくとともに、教職員一人一人が、全力で職務を果たすことが求められています。そのための教職員が働きやすい職場環境づくりを進めていくことが必要です。
- 学校教育をめぐるニーズ・課題は、複雑化、多様化しています。このことは、教職員の時間外業務の常態化や、職場におけるメンタルヘルスの不調にもつながってきており、様々な教育ニーズ等への適切な対応と教職員の職場環境整備のためには、個々の教職員の対応力の向上に加え、学校の組織運営体制の充実、組織的な対応が求められます。

※1 〈とっとりメンター方式〉

教職員構成の変化を見据え、持続可能な校内人材育成システム構築を意図して導入した初任者研修の方式。従来方式と同様の校内研修に加えてメンターチーム研修を取り入れることにより、初任者の育成と同時にメンター(先輩教職員)の資質向上を図る。

※2 〈校務DX〉

DXは、Digital Transformation の略。デジタル技術を活用し、教職員の業務フローや組織、プロセスの見直し、データ連携などにより、業務効率化や情報共有化など時代に対応した学校運営を確立すること。

施策4－(16) 安全、安心で質の高い教育環境の整備

【目指すところ】

- 公立学校施設は、子どもたちの命を預かる場所であり、避難場所としても利用されるため、耐震対策、老朽化対策、防災機能強化等を進めます。施設の修繕については、劣化や機能低下への対応だけでなく、省エネ対策やバリアフリー化など、環境への配慮や質的な改善に取り組みます。
- 昨今の大規模地震、大雨等の災害や不審者により子どもが被害者となる事件の発生等を教訓に、子どもたちを取り巻く危険をとらえ、子どもたちが自らの命を守ることができる安全教育に学校、家庭、地域が連携して、取り組むとともに、実効性のある学校安全計画・危機管理マニュアルの点検・見直し、新たな危機事象にも対応した多様で実践的な避難訓練の実施、安全点検の徹底等、学校における危機管理体制の構築に向けた取組を進めます。

【施策項目】

① 公立学校施設の環境整備

- ・ 県立学校の長寿命化改修を中心とした計画的な老朽化対策、薬品棚等を含めた非構造部材の耐震対策、防災機能強化、太陽光発電設備等の環境教育に資する設備の導入など、教育環境の質的向上を進めます。
- ・ 市町村立学校の長寿命化改修を中心とした計画的な老朽化対策、非構造部材の耐震対策、防災機能強化などの教育環境の質的向上を進めるため、国に対し、地方公共団体の負担軽減のための支援策の充実、改善を働きかけます。
- ・ 県立学校の校庭等の芝生化の推進に取り組みます。
- ・ 保育所、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校における芝生化に向けた取組を支援します。

② 学校内外の安全確保、学校危機管理体制の構築

- ・ 地域との協働による学校づくりの観点から、学校支援ボランティアによる子どもの見守り活動を推進します。
- ・ 地震や津波、大雨等の災害から子どもたちを守るために、実践的な防災教育を推進します。
- ・ 自転車乗車中などの交通事故をなくすために、自転車乗車時のヘルメット着用をはじめとした交通ルールの遵守等、交通安全教育の充実を図ります。
- ・ 不審者等の犯罪から子どもたちを守るために、学校、家庭、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。
- ・ 関係機関と連携し、通学路の安全確保を図ります。
- ・ 関係機関と連携し、感染症対策や熱中症対策を推進します。
- ・ 県立学校の施設、設備の点検、修繕等を適時、適切に実施するとともに、環境汚染の防止や省エネ対策及びバリアフリー化にも配慮しながら、安心、安全な学校環境づくりを進めます。

【数値目標】

指 標	現況値	目標値
避難訓練（不審者対応、地震、火災等）を年2回以上（小学校は3回以上）実施した学校の割合	(小) 88.4% (中) 92.9% (高) 100% (特) 100%	全校種 100%
学校危機管理マニュアル（生活安全、交通安全、災害安全の全て）について点検・見直しを実施した学校の割合	(小) 95.0% (中) 96.4% (高) 100% (特) 100%	全校種 100%

【現状と課題】

- 屋外活動の推進による子どもの体力増強や情緒の安定、競技力向上やケガの防止、グラウンドにおける土の流出や砂塵の防止等を目的に、令和5年8月末時点で県立学校17校、保育所124園、幼稚園13園、小学校41校、中学校8校で芝生化に取り組んでいます。
- 東日本大震災、鳥取県中部地震、近年激甚化する大雨等の災害や、不審者により子どもが被害者となる事件、自転車乗車中の事故をはじめとする交通事故等を教訓に、子どもたち自らが、適切に判断し、主体的に行動できるよう安全に関する資質・能力を身に付け、命を守り抜くための防災教育、防犯教育、交通安全教育の充実が必要です。

施策４－（１７）私立学校への支援の充実

【目指すところ】

- 私立学校が、それぞれが実施している多様な取組や特色化の発揮について、私立学校の建学の精神と自主性を尊重しながら、支援します。

【施策項目】

① 私立学校の振興

- ・ 私立学校の特色ある取組を応援するため、優秀な教職員の人材確保や教育環境の維持向上に必要な経費を助成するとともに、就学支援金や授業料減免などによる保護者、生徒の経済的負担軽減を図り、県民に多様で良質な教育の選択肢を提供することを通じて、多彩で優れた人材を養成します。
- ・ 私立学校に通学する特別な教育的支援を必要とする生徒等の教育環境向上を支援します。
- ・ 私立学校の不登校、いじめ等に関する対策を支援します。
- ・ 私立学校の学力向上に向けたICT活用、土曜授業等を支援します。
- ・ 私立学校の生徒等が様々な体験活動が行えるよう支援します。
- ・ 私立学校の情報公開の一層の促進、学校の自己評価及び学校関係者による評価結果の公表の促進を図ります。

② 学校経営の健全性の向上、入学者確保

- ・ 私立学校の魅力向上の取組を財政面や研修等により支援し、入学者確保と学校経営の健全性の向上を図ります。

③ 大規模修繕等の環境整備

- ・ 私立学校における老朽化施設設備の大規模修繕等の取組を支援します。

【現状と課題】

- 各私立学校では、特色ある教育活動の推進や教職員の人材確保・育成、多様な生徒へのきめ細かい教育の提供に努める一方で、全ての私立中・高等学校において教育内容等を情報公開し、何らかのかたちで自己評価を実施しています。私立学校におけるこれらの活動をさらに推進し、教育内容等の改善・充実に資するよう支援する必要があります。
- 少子化の進行に伴う生徒減により、私立学校は運営面で大きな影響を受けるため、入学者の確保をはじめ学校経営の健全性の向上に向けた取組が求められています。授業料の軽減や教育環境の維持向上に必要な経費に対して補助を行うことなどを通じ保護者の授業料負担を軽減させ、県民に多様な教育の選択肢を提供することが、私立学校の振興につながっています。

生涯にわたる健やかな体づくりと運動、スポーツの推進

【社会、教育をめぐる状況等】

- スポーツは、世界共通の人類の文化であり、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人の権利であるという考えに立ったスポーツ基本法を踏まえ、スポーツで「人生」が変わる、スポーツで「社会」を変える、スポーツで「世界」とつながる、スポーツで「未来」を創るという観点から、スポーツ参画人口を拡大し、一億総スポーツ社会の実現に向けて取り組むことが求められます。
- 鳥取県においては、スポーツ基本法の目指す方向性等を踏まえて策定した「鳥取県スポーツ推進計画」に基づき、年齢や性別、障がいの有無などを問わず、誰もがスポーツを楽しみ、人と人がつながり、健康で心豊かな生活を営むことができる、活力あふれる鳥取県を目指して取組が進められています。
- 学校教育においては、子どもたちの心と体を一体としてとらえることを重視し、生涯にわたって、健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することを目指しており、「生涯にわたって運動に親しむ力の育成」、「健康の保持増進のための力の育成」、「体力の向上」について、相互に関連させた取組が必要となっています。
- 中学校の部活動では、少子化の進展により活動に必要な人数が集まらない、経験のある指導者が確保できないなど、生徒が望む活動機会の確保や、学校単位での活動が難しくなっている現状があります。このような状況を踏まえ、文化部も含めて、令和5年度から令和7年度までの3年間で地域連携・地域移行に向けた「改革推進期間」と位置づけ、段階的に取組を推進することとなり、鳥取県においては、令和5年8月に「鳥取県公立中学校等における部活動の地域連携・地域移行に向けた推進計画」を策定しました。今後、各市町村において、地域の実状に合わせた推進計画・方針を策定し、市町村と学校、県、地域、スポーツ・文化団体等が連携して、子どもたちの活動機会の確保に取り組む必要があります。

施 策

- 5－(18) 健やかな心と体づくりの推進
- 5－(19) ライフステージに応じた運動、スポーツ活動の充実
- 5－(20) トップアスリートの育成（競技力向上）
- 5－(21) 子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の機会確保に係る環境の整備・充実

施策5－(18) 健やかな心と体づくりの推進

(目指すところ)

- 学校における体育活動を通じ、生涯にわたる心身の健康保持増進と豊かなスポーツライフを送るために必要な力を育成します。
- 子どもたちが健康等に関する正しい知識を身に付け、健康等の大切さを主体的に考えることができるよう、学校における健康教育や食育を充実します。

【施策項目】

① 学校体育の充実

- ・ 体育・保健体育科の学習に従事する教員の指導力向上、外部授業協力者の派遣により発達段階に応じた適正な指導及び児童生徒の運動機会の充実のための取組を支援し、運動の重要性を理解し主体的に運動を行う子どもたちの育成に取り組みます。
- ・ 体育・保健体育科の学習において自己の健康課題に気づき、解決することができる力の育成を目指して、保健の学習の充実について体育主任連絡協議会等で協議する場を設けます。

② 子どもの体力・運動能力の向上

- ・ 各学校での体力向上推進計画書の策定及び体力・運動能力調査を活用したPDC Aサイクルによる取組を支援し、各学校の実状に応じた子どもたちの体力・運動能力の向上を推進します。
- ・ 体育、保健体育の授業以外で運動に親しむことができるよう、「遊びの王様ランキング」※1、「トップアスリート派遣事業」「とっとり元気キッズ体力向上支援事業」等の活用など、運動に取り組みたくなる場の工夫等について、市町村教育委員会を通じて学校に働きかけるとともに、授業研究会等で助言を行います。
- ・ 「とっとり元気キッズ体力向上支援事業」等で協力をいただいている企業等に「気軽に取り組める運動（仮題）」を紹介していただき、動画及びホームページ等で紹介します。

③ 健康教育の充実

- ・ 子どもたちが健康と命の大切さについて学ぶため、外部講師の活用を含めたがん教育や性に関する指導等の健康教育の充実を図ります。
- ・ 子どもたちが生涯にわたって健康な生活を送るため、基本的な生活習慣の定着などをテーマに学校、家庭、地域が連携した学校保健委員会の充実を図り、心身の健康のバランスのとれた子どもたちの増加を目指します。
- ・ 薬物乱用を絶対にしない、許さない子どもたちを育成するための薬物乱用防止教育の充実を図ります。

④ 食育の推進、安全、安心な学校給食

- ・ 栄養教諭を中心として、学校全体で組織的、体系的に食に関する指導を充実させ、学校と家庭・地域との連携により食育を推進します。
- ・ 生産者や流通関係者等、地域と連携し、県産品の利用促進に努め、安全で安心できる食材を使用した学校給食の提供を目指します。
- ・ 異物混入や食中毒事故を防ぐため、衛生管理講習会を実施するなどして、衛生管理を徹底します。
- ・ 教職員や学校給食担当者を対象とした研修会を開催するなど、食物アレルギーの子どもに対応できる体制整備を進めます。

【数値目標】

指 標	現況値	目標値
鳥取県体力・運動能力調査の総合判定（A～Eの5段階）が、A又はBの割合	(小5)男 36.2%* 女 40.8%* (中2)男 37.6%* 女 57.5%*	(小5)男 42% 女 48% (中2)男 38% 女 66%
鳥取県体力・運動能力調査において、体育の授業を除く1日の運動時間が1時間以上の児童の割合（小学生）	(小5)男 54.0%* 女 30.6%*	(小5)男 70% 女 50%
全国体力・運動能力調査による長座体前屈の偏差値	(小5)男 49.0* 女 48.8* (中2)男 49.5* 女 49.6*	(小5)男 50 女 50 (中2)男 50 女 50
学校給食用食材の地場産物使用率※2	75.3%	80%以上

【現状と課題】

- 鳥取県体力・運動能力調査では、長座体前屈（柔軟性）が全国平均値より低いものの改善傾向が見られます。高等学校ではいずれの種目においても全国平均値より高い水準にありますが、経年比較では低下傾向にあります。また、20mシャトルラン、握力、上体起こしは全校種において低下傾向にあり、運動に取り組む機会の減少や、生活習慣の変化等により日常生活において持久力、握力や腹筋力等を高めることがしづらくなったことが要因と考えられます。体育・保健体育の授業の充実により運動好きの子どもを増やし、授業以外でも運動する子どもを増やしていくことが求められます。
- 年齢が上がるにつれて、テレビの視聴時間及びパソコンや携帯（スマートフォン）の利用時間が長いほど体力が低下傾向にあります。また、朝食を食べない子どもが増加傾向にあり、毎日食べる子どもに比べて体力が低く、体力向上と生活習慣を関連付けて取組を充実させていくことが必要です。
- 性に関する意識の多様化や性情報の氾濫等により、性に関する悩みや不安を抱える子どもが増加傾向にあるなど、健康教育の充実が求められます。
- 青少年の薬物乱用は、大麻などの薬物乱用の増加が見られ憂慮すべき状況であり、新たな薬物も出てくること、近年、低年齢化の傾向が見られること、交流サイト（SNS）などのインターネット経由の事件の増加が見られることなど時代とともに変化している状況であり、薬物乱用の現状及び健康への影響等について継続して学ぶことが必要です。
- 偏った栄養摂取や不規則な食事など、子どもたちの食生活の乱れが問題となっています。朝食を食べる子どもは増えていますが、主食のみで済ませている場合が見られるため、食事内容の充実が必要であることから、食育の重要性が高まっています。
- 学校給食用食材の生産者や流通関係者等、地域と連携した安全で安心できる学校給食の提供が求められています。また、食物アレルギーの児童生徒に対し、学校内における情報共有等の体制整備による適切な対応が必要です。

※1 〈遊びの王様ランキング〉

学校や地域で取り組んだ運動種目をホームページ上でランキング化して競うことにより、子どもたちに運動機会を提供し、運動のきっかけづくりをする取組。

※2 〈地場産物使用率〉

6月と11月の各1週間分を県内の7市町村を対象に実施する全国調査（学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査）による給食に使用した食材のうち地場産物・国産食材が占める金額の割合。

施策5－(19) ライフステージに応じた運動、スポーツ活動の充実

（目指すところ）

- 全ての県民、一人一人が、それぞれの年齢や体力、関心や目的に応じて、いつでも、どこでも、安全にスポーツを楽しむことができる環境の整備を進めます。
- ライフステージに応じた運動、スポーツ活動の充実に取り組み、運動習慣やスポーツ活動の習慣化、定着化を進めます。

【施策項目】

① 幼児期における運動、スポーツの基礎づくり

- ・ 家庭や地域、幼児教育・保育を行う機関に幼児期における運動の大切さの啓発を進めます。
- ・ 家庭及び地域での子どもの運動習慣の形成や体力向上につなげられるよう、遊びの王様ランキングが家庭や地域を巻き込んだ取組となるよう工夫を行います。
- ・ 幼児期運動指針に示されている「たのしくあそぼう！たくさんあそぼう！」の遊び、「幼児期に身に付けさせたい36の動き」等を市町村教育委員会及び保育担当課等を通じて、学校及び幼稚園等に働きかけるとともに、ホームページを活用して、家庭や地域において毎日合計60分以上※1楽しく体を動かすことを啓発します。

② 少年期（小学校～高等学校）の望ましいスポーツ活動の充実

- ・ 体育学習の充実を図り、誰もが運動する喜びを味わいながら、自主的、主体的な活動として、運動（遊び）が日常的に子どもの中に定着し、習慣化されるように努めます。
- ・ 運動機会を充実させるとともに、体力テスト結果を分析し効果的に活用することにより、子どもたちの体力向上を図ります。
- ・ 生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための健康や体力の基礎を培うとともに、人格形成につながるスポーツ活動や運動部活動の充実を図ります。
- ・ 「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、運動部活動が地域、学校、競技種目等に応じて多様な形で最適に実施されるよう、適切な休養日等の設定や複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する合同部活動等の取組を推進します。
- ・ 日本スポーツ協会（JSPO）が開発した「アクティブ・チャイルド・プログラム（ACP）」※2、スポーツ庁が推奨する身体診断「セルフチェック」及び「力を引き出す」ウォーミングアップ動画等、国の専門機関が提唱する資料等を有効活用し、市町村教育委員会及び保育担当課等を通じて学校及び幼稚園等に働きかけるとともに、ホームページを活用して家庭や地域に広く周知・普及させていきます。

③ 成年期からの運動、スポーツ活動の充実

- ・ ウォーキングやサイクリングなど手軽に日常生活の中で取り組むことができる運動や様々なスポーツを日頃から実践していくことを奨励し、運動習慣づくりを進めます。
- ・ 各種大会やスポーツイベントなどの周知、普及・啓発、開催支援等を通じて、年齢、性別、障がい等を問わず、誰もが、関心、適性等に応じてスポーツ活動へ参加しやすい環境を整えます。

④ 障がい者スポーツの推進

- ・ 「知る」「見る」「する」「応援する」など、障がい者スポーツの多様な親しみ方や関わり方について周知、啓発を行います。
- ・ 各特別支援学校児童生徒の障がいの特性及び程度に応じたスポーツの取組の充実を図ります。

- ・ あいサポート条例（愛称）の趣旨に基づき、障がい者が生涯にわたり自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、年少期から高齢期を通じ、障がいの特性及び程度に応じたスポーツを行う機会の確保、必要な環境の整備を行っていきます。
- ・ 鳥取ユニバーサルスポーツセンター「ノバリア」※3 を拠点に、スポーツを始める又は続けるための取組を広げるとともに、一人一人に寄り添ってサポートできる人材を増やすなど、県内のどこにいてもスポーツを楽しむことのできる環境づくりを進めます。

【数値目標】

指 標	現況値	目標値
成人のスポーツ実施率（週1回以上）	50.8%	70%
障がい者のスポーツ実施率（週1回以上）	36.1%(R3)	40%

【現状と課題】

- 核家族化、少子高齢化等の社会の変化により、子どもが遊ぶ場所や仲間、遊び時間の減少などから体を動かして遊ぶ機会が減少し、基本的な体の動きが十分に身についていない子どもや運動を苦手とする子どもの増加が懸念されます。
- 幼児期はリズム感や運動の器用さを担う神経系の発達が著しく、積極的に運動を行い運動技能の習得等に努めるとともに、地域や家庭、保育所等で主体的に体を動かす遊びを中心とした身体活動を幼児期の生活全体の中で確保することが必要です。
- 少年期における体力、運動能力は、昭和60年ごろをピークに低下傾向にあり、特に小、中、義務教育学校において、全国平均値を下回る種目が固定化してきています。
- 学齢期においては、体育学習を担う教員等の一層の資質向上はもとより、運動部活動やスポーツクラブ等の活動においても一定の種目にとらわれず、多様な動き、運動への意欲や関心、フェアプレイの精神、怪我をしないための体の管理などを身に付け、将来にわたって主体的に運動を続けていく子どもの育成の観点で、発達段階に応じた適切な指導が望まれます。学齢期の子どもたちへの指導については、「子どものスポーツ活動ガイドライン」及び「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」に沿った指導が必要です。
- 県民（成人）の週1日以上スポーツ実施率は、令和5年度には50.8%となっており、前回調査47.2%（平成30年度）から3.6ポイント増加していますが、依然として約半数の方が「自由な時間がない」「手軽にできる場所や施設がない」など様々な理由で未実施となっています。引き続き、日常の中でスポーツに親しむことのできる環境の整備を進める必要があります。
- 県内ほとんどの特別支援学校において、部活動又は同好会等の様々な活動形態により、陸上や球技、エアロビクス（ダンス）等の運動に取り組んでいます。近年、各特別支援学校の子どもの実態が重度重複化、多様化しており、県内特別支援学校が一同に介しての交流戦、合同練習等が持ちづらくなっており、個々の特別支援学校の子どもの障がいの特性及び程度に応じた形での運動・スポーツの推進が求められています。
- 障がい者を対象にした各種大会への参加支援をはじめ、障がい者スポーツの振興に向けた取組によって、障がい者が目標や励みを持つこと、障がいのある者と障がいのない者との交流の促進や障がい者への理解につながっています。
- 令和2年7月に日本財団との共同プロジェクトにより布勢総合運動公園内に共生社会実現のためのスポーツ拠点施設・鳥取ユニバーサルスポーツセンター「ノバリア」が開館しました。ノバリアは障がいの有無に関わらず利用でき、障がいのある方へはその特性や適性等に応じて一人一人に寄り添ったスポーツ指導などを行っています。

※1 〈毎日合計 60 分以上〉

スポーツや体育に限らず、様々な身体運動遊びやお手伝い等を合計した時間。

※2 〈アクティブチャイルドプログラム (ACP)〉

日本スポーツ協会が開発した、子どもたちが楽しみながら積極的にからだを動かし、発達段階に応じて身につけておくことが望ましい動きを習得する運動プログラム。

※3 〈鳥取ユニバーサルスポーツセンター「ノバリア」〉

鳥取県・日本財団共同プロジェクトにより布勢総合運動公園内に 2020 年 7 月 11 日に開設した障がい者スポーツを推進するための拠点施設。

施策5－(20) トップアスリートの育成（競技力向上）

（目指すところ）

- ジュニア期から、個人の特性や発達段階に応じた一貫指導体制を整え、オリンピック・パラリンピック等の世界大会や全国大会で活躍できるトップアスリートの育成を目指します。

【施策項目】

- ① ジュニア期からの一貫指導体制の整備
 - ・ 発達段階ごとの到達目標を踏まえて指導内容を検討し、世界や全国で活躍する選手育成のために、ジュニア期からトップレベルに至る体系的な指導体制や指導プログラムの充実を図るとともに、優秀なジュニア競技者の発掘に努めます。
 - ・ 特別支援学校における運動部の指導体制の充実を図ります。
- ② 指導者の確保・育成
 - ・ 優秀なアスリートの育成に向けて、県内の指導者に対し指導力向上のためのきめ細やかな支援を行うとともに、指導者としての活動が継続できる環境整備に努めます。
 - ・ コンプライアンスを欠如する行為（体罰やハラスメントなど）を行わない倫理観や規律意識を備えた指導者の養成を推進します。
- ③ オリンピック・パラリンピックをはじめとする世界大会や国民スポーツ大会（国体）・全国障害者スポーツ大会を見据えた取組の実施
 - ・ オリンピック・パラリンピックや令和15年に鳥取県で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けた競技力向上施策の推進、環境整備などに取り組みます。
 - ・ 競技人口の大小にかかわらず多様なスポーツで世界の頂点を目指して頑張る子どもたちを応援します。

【数値目標】

指 標	現況値	目標値
文化芸術、スポーツ等の分野で、全国で活躍する児童・生徒数（全国3位相当以上）（年間）【再掲6-(24)】	107人	100人

【現状と課題】

- 国民体育大会（令和6年度から国民スポーツ大会）における少年の成績について、生徒数の減少に伴い選手層が薄くなる中、年々得点も落ち込んできており、学校や地域の枠を超えた育成システムの充実が求められます。
- 少子化に伴い、中学校、高等学校での運動部活動における種目数や人数が減少する中で、優秀な選手の発掘・育成、競技拠点施設や練習拠点の整備・確保、並びに健常者、障がい者、競技の枠を超えた指導者間の連携強化に対応する施策の充実が求められています。また、指導者としての資質をより高めるため、現役時代を含めて、専門的なスポーツ指導資格の取得を進めることが必要となっています。
- 近年、指導者によるセクハラ・パワハラなどが全国的に問題となっており、スポーツに携わる全ての人がコンプライアンスを徹底することが求められています。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機に、本県の多くの子どもたちが選手として出場することを夢や目標とし、その実現に向けてチャレンジする子どもたちに対して県としての積極的な

支援策を求める声が高まっています。また、オリンピック・パラリンピック以外の多様なスポーツでも、世界の頂点を目指して日々励んでいる子どもたちがいます。

施策5－(21) 子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の機会確保に係る環境の整備・充実

【目指すところ】

- 将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、部活動改革に取り組んでいきます。
- スポーツ・文化芸術活動ともに、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下、関係機関との連携を密にして、本県ならではの地域連携・地域移行の在り方について方針を定めるとともに推進に努めます。
- これまで中学校等を中心に維持してきた中学生がスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる休日の環境を、学校教育関係者と地域の関係者が連携して学校または地域に構築していくことにより、生徒が活動や経験を通じて学ぶことができる機会を持続可能なものとしていきます。

【施策項目】

- ① 地域の実状に応じたスポーツ・文化芸術活動の環境整備
 - ・ 「鳥取県公立中学校等における部活動の地域連携・地域移行に向けた推進計画」を基に、部活動在り方検討会や各関係機関（県中学校体育連盟、県中学校文化連盟、県吹奏楽連盟、県スポーツ協会、県文化振興財団）との連携・協議を行い、地域の実状に応じたスポーツ・文化芸術活動の環境整備を行います。
 - ・ 令和5年度から令和7年度末までの3年間を「改革推進期間」として位置付け、県、市町村及び関係団体が連携して地域連携・地域移行に取り組みます。
 - ・ 推進計画を踏まえ、市町村の地域連携・地域移行に向けた取組を県教育委員会、県地域スポーツ・文化芸術振興担当部局、県スポーツ・文化芸術関係団体が連携して部活動の地域連携・地域移行に係る課題・問題点等へ対応するために、定期的に情報共有等を行い支援します。
 - ・ 必要に応じて市町村及び学校が設置した協議会等へ参加し指導・助言を行います。
 - ・ 各圏域内の市町村が情報共有できる機会の確保について支援します。

【現状と課題】

- 部活動改革の方向性は定まりつつあるが、その次のステップとして、様々な支援、ルール作り、人材確保等様々な課題があるため、今後も継続して、各地域の方々や競技団体の方々の御理解や御意見を得ながら、市町村や学校と一緒に、子どもたちのスポーツや芸術文化活動の機会の確保とさらなる充実について取組を進める必要があります。
- 環境の整備・充実に向けて、学校や地域、保護者に理解・協力を得るための情報発信が不十分な状況であり、今後、積極的に情報発信を行うことが必要です。
- 文化部活動においては、特に地域連携・地域移行が十分に進んでいないのが現状のため、学校現場のニーズを聞き取り、県として方向性を定めるとともに具体的な支援を行う必要があります。

目標 6

文化、伝統、豊かな自然の継承、再発見、芸術の創造

【社会、教育をめぐる状況等】

- 文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し、尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものです。文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術のさらなる発展・創造につなげるとともに、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等、関連分野における施策と連携を図り、年齢、障がいの有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、全ての人が文化芸術を享受できる環境整備が求められています。
- 子どもたちに対する文化芸術に関する教育の重要性から、学校、関係団体、家庭及び地域における活動の連携強化や子どもの頃から質の高い文化芸術に触れる機会の充実等により、子どもたちの優れた才能や個性を見だし、伸ばしていくとともに、発展を担う人材を育成していく取組が求められます。
- 鳥取県内には、魅力的な史跡やまちなみ、伝統芸能や工芸品、数多くの歴史、文化資産、豊かな自然があり、それらを地域の活性化や観光振興等、総合的に活用し、確実に未来に継承するための取組が必要となっています。
鳥取県が全国に誇る二つの弥生時代の遺跡、青谷上寺地遺跡と妻木晩田遺跡を「とっとり弥生の王国」として一体的な活用を図り、県民の文化活動の場やまちづくり、地域づくりの拠点と位置付け、新たな地域文化を創出することや、三徳山・三朝温泉や大山牛馬市などの県内4地域の日本遺産について、地域住民や観光団体等と連携し、観光振興への活用と未来への継承が求められています。

施 策

- 6－(22) 文化芸術活動の一層の振興
- 6－(23) 美術館整備による文化芸術の創造・発展
- 6－(24) 文化芸術の発展を担う人材の育成
- 6－(25) 文化財の保存、活用、伝承

施策6－(22) 文化芸術活動の一層の振興

(目指すところ)

- 県民一人一人の生活に文化芸術が溶け込み、心豊かで潤いのある生活や創造性と活力ある地域の実現を目指します。
- 子どもたちが、学校や地域において、優れた文化芸術の鑑賞や文化芸術活動へ参加のできる機会を充実し、子どもたちの自己肯定感、社会性、想像力など幅広い力を育てていきます。

【施策項目】

①文化芸術を発表する場や鑑賞する機会の拡充

- ・ 鳥取県美術展覧会、鳥取県ジュニア美術展覧会、鳥取県総合芸術文化祭（とりアート）及び県民主体の文化芸術活動への支援を通して、県民の文化芸術活動の発表や創造の場を創出します。
- ・ 鳥取県文化振興財団による鑑賞事業等により、優れた文化芸術を鑑賞する機会を拡充します。
- ・ 子どもたちの興味・関心に沿った軽音楽などの発表機会の拡充を図ります。
- ・ 文化芸術を活用した新たな取組や地域に根付いた演劇祭、工芸祭などの文化芸術活動を支援し、県民の鑑賞機会の確保や地域の活性化につなげます。

②文化芸術に触れ、豊かな感性を育てる機会の確保

- ・ 子どもたちの感性を高め、創造力や表現力を育むため、学校と連携し、文化芸術に触れたり、文化芸術を活用したワークショップを体験したりする機会を確保します。
- ・ 生涯にわたってアートに親しむきっかけとなるよう、未就学児が早期にアートに触れたり体験したりする機会を提供する取組を、市町村と連携し支援します。
- ・ 「鳥取県文化活動の在り方に関する方針」を踏まえ、文化部はじめ幅広い文化活動を実施する機会を市町村と連携して確保し、活動の活性化及び活動環境の充実を図るための取組を推進します。
- ・ 近畿高等学校総合文化祭鳥取大会の開催により、各地域の伝統文化の継承や新しい芸術文化を創造する機会とするなど、高校生文化芸術活動の振興に向けて取り組みます。

③障がい者による文化芸術活動の推進

- ・ 鳥取県障がい者プランに基づき、障がいのある人が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する活動を促進するとともに、障がいの有無にかかわらず文化芸術活動を通じて共に交流する機会を創出し、障がいのある人の社会参加の推進及び障がいや障がいのある人に対する理解を進めます。
- ・ 特別支援学校の生徒等と他の学校の生徒等との文化芸術活動を通じた交流により、障がいへの理解を進めます。
- ・ 特別支援学校においては障がいの特性及び程度に応じた文化芸術活動を支援することで、子どもたちが文化芸術を鑑賞し、これに参加し、これを創造する活動を促進するとともに、子どもたちの優れた才能や個性を見だし、これを育てることで生涯を通じて心豊かな生活が営むことができるよう、取組を推進します。

【数値目標】

指 標	現況値	目標値
文化芸術に関する活動を年1回以上行った高校生の割合 【再掲6-(24)】	—	(高2) 50%

【現状と課題】

- 本県の文化芸術活動は、平成 14 年度の国民文化祭の開催を契機として高まりを見せ、現在に至るものの、少子高齢化や人口減少、新型コロナウイルス感染症による発表や活動の制限により、新規参加者の減少に伴う活動者の減少、担い手不足に直面している活動団体も少なくありません。本県の文化芸術を支える次世代の育成や活動の円滑な継承に向けた取組が必要です。
- 中学校の休日の部活動について、地域連携・地域移行の取組を進めていくにあたり、市町村と連携し、部活動にはなかったものも含めた多様な文化芸術活動の環境づくりが必要です。
- 障がいのある人が地域社会の中で自分らしく生活できる暮らしやすい社会の実現のためには、障がいのある人の文化芸術活動の更なる推進が必要です。

施策6－(23) 美術館整備による文化芸術の創造・発展

【目指すところ】

- 県立美術館には、次代を担う子どもたちを中心とした「人をつくる」場としての役割、地域とつながり賑わいを創出することでまちづくり・地域活性化に貢献する「まちをつくる」拠点としての役割、そして県民一人一人が主体的に関わる「県民がつくる」機会としての役割が求められています。

地域に根差し県民のアイデアと愛情で運営される「私たちの県立美術館」の実現に向けて、文化芸術の創造・発展、地域づくりの機運を高めることに貢献していきます。

【施策項目】

① 美術館の運営

- ・ 令和7年3月30日の県立美術館開館により子どもたちをはじめすべての人がアートを身近に感じて楽しめることを目指して、PFI事業者と一体となり着実な開館準備業務を進めるとともに、開館後は県とPFI事業者のノウハウを活かしながら運営を行っていきます。
- ・ 開館に向けて、アートを通じたコミュニティづくりや、団体等が取り組む美術館の機運醸成、地域活性化及びネットワーク形成につながる取組を支援します。

② 収集方針に基づく県内外の多彩なコレクションの充実、鑑賞機会の向上

- ・ 県立博物館が収集してきた美術作品等を引き継ぐとともに、県立美術館等での企画展を含む展示事業にあたり、鳥取県にゆかりのある優れた美術作品等を中心としながら、より広範な国内外の優れた美術作品等の収集を継続し、魅力的なコレクションの形成を進めます。
- ・ 館内にある5つのコレクションギャラリーでの通年展示を中心に、企画展の際にも展示内容と関係するコレクションを紹介するなど、鑑賞機会の一層の向上に努めます。

③ 「アート・ラーニング・ラボ(A.L.L.)」による多様なプログラムの研究開発、学校等からの相談に対する提案

- ・ 学校教育との連携に重点を置きながら、幅広い年代や障がいのある方の学びへの支援、地域住民や県内外の専門家等との協働による取組も視野に入れて、美術ラーニングセンター機能「アート・ラーニング・ラボ(A.L.L.)」を稼働させます。
- ・ A.L.L.では、子どもたちがアートに出会う機会を創出し、対話鑑賞プログラムやファシリテーター養成、ワークショップ「アーティストとつুকろう」など「アートを通じた学び」を支援する方法等を実践的に研究・蓄積していきます。

④ 県立美術館を核とした県内どこでも美術館サービスが享受できる環境づくり

- ・ 県立博物館を会場に県立美術館のコレクションを中心とした展覧会の開催、鳥取県アートミュージアム連絡協議会加盟館での共同企画展の開催、小学校などに1日限りで作品を展示するコレクション宅配便などを通じて、県内のどこでも優れた作品を鑑賞することができる環境づくりに努めます。

【数値目標】

指 標	現況値	目標値
県立美術館の年間利用者数【再掲 1-(3)】	—	20万人

【現状と課題】

- 全国初で公立美術館の設計・建設・維持管理・運営のPFI手法を導入しており、県と民間のノウハウを活かし効果的で効率的な事業を推進していくことが求められています。
- 美術館運営に県民参加の仕組みを導入し、これまでのオープンな美術館づくりを継続して、開館後も「県民が『つくる』」機会や地域づくりに貢献する役割を果たしていくことが求められます。
- 美術館の教育普及機能を充実させ、子どもたちの「アートを通じた学び」を学校教育と連携して行うことで、子どもたちが優れたアートと触れ合い、子どもたちの想像力・創造性や、これからの時代に求められる他者理解等のコミュニケーション力を育てていくことが求められています。

施策 6 – (24) 文化芸術の発展を担う人材の育成

【目指すところ】

- 地域や学校などで文化芸術に触れる機会を充実し、子どもたちの豊かな感性や創造性を育むとともに、将来性のある若い活動者等の活躍を支援し、これからの文化芸術を創る人づくりを進めます。

【施策項目】

①次代の文化芸術の発展を担う人材の育成

- ・ 県立博物館等における優れた館蔵資料や美術作品を活用した展示事業や移動博物館・コレクション宅配便などの取組により、県民や子どもたちが質の高い文化芸術へ触れ合うことで、文化芸術に関する感性を高める機会を提供していきます。
- ・ 特に、令和7年3月30日の県立美術館開館後は、学校教育と連携し、毎年、小学4年生全員を招待する「MUSEUM START BUS」プログラムにより、子どもたちが優れたアートと触れ合う鑑賞プログラムを展開していきます。
- ・ 学校や地域の文化施設における鑑賞事業等により、子どもたちに良質な舞台芸術を鑑賞する機会を提供するほか、県内外で活躍するアーティストとの出会いや共演、ワークショップ等を通じた人材育成を進めます。
- ・ 県外コンクールや全国公募展等への参加の後押し、文化芸術団体や文化部活動におけるレベルアップに向けた支援、多様な発表の機会の創出を行います。
- ・ 伝統芸能や民芸等の技能・技術の継承のため、発表の機会の創出や活用促進に向けた情報発信や体験機会の取組を進めます。

【数値目標】

指 標	現況値	目標値
文化芸術に関する活動を年1回以上行った高校生の割合 【再掲 6-(22)】	—	(高2) 50%
文化芸術、スポーツ等の分野で、全国で活躍する児童・生徒数(全国3位相当以上)(年間)【再掲 5-(20)】	107人	100人

【現状と課題】

- 少子高齢化や人口減少が進む中、多彩な文化芸術が継承、発展、創造されるために、鑑賞者やアーティストはもとより、指導者や専門的スキルを持つ者等、本県の文化芸術を牽引する人材の育成が必要です。また、継続的に文化芸術活動に取り組むことができるよう、チャレンジやレベルアップを目指す子どもたちへの積極的な支援が求められます。

施策6－(25) 文化財の保存、活用、伝承

【目指すところ】

- 県民全体の共有財産である文化財は、県の歴史、文化等の正しい理解に欠くことができないものであり、文化財に気軽に接し、楽しめる環境づくりなどを通して、郷土を愛する気持ちを育てていきます。
- 貴重な文化財を確実に保護するとともに、その価値を高め、新しい魅力を創造し、地域文化や地域づくり、地域振興に積極的に活用していきます。

【施策項目】

- ① 県民が、鳥取県の歴史や文化を誇りに思い、文化財を大切にする気運の醸成
 - ・ 県民が、文化財を身近に感じ、県内の歴史や文化についての理解を深めることができるよう、専門職員による学校への出前授業や公民館等での出前講演、文化財巡りや現地見学会により文化財を知り、接する機会を創出します。
 - ・ 伝統的な民俗芸能保存団体や工芸技術（ものづくり）保持者との交流や制作等体験を通して、県民が県内の伝統文化などを学ぶ機会の充実を図ります。
 - ・ 「とっとり郷土芸能まつり」の開催などにより、活躍の場や、伝統芸能の体験、鑑賞の機会を提供し、次世代に継承します。
 - ・ 子どもたちが「郷土とっとり」の歴史や文化を誇りに思い、史跡、自然、まちなみ、民俗芸能、建築物、伝統芸能、民芸等の貴重な財産を大切にする気運、意識の醸成を図ります。
- ② 文化財の保存と活用（再発掘・磨き上げ）の推進
 - ・ 県内文化財の調査研究を進め、学術的な評価を行い、指定等に積極的に取り組みます。
 - ・ 県内の貴重な文化財を災害や犯罪から守るため、所有者や地域住民等の意識啓発を進めるとともに、防災、防犯施設等の整備を促進します。
 - ・ 地域の身近な文化財を訪れる楽しさを伝えるとともに、祭り行事などの身近な無形民俗文化財を地域で伝承していく活動を支援します。
 - ・ 妻木晩田遺跡や青谷上寺地遺跡をはじめとする県内の史跡、浦富海岸や鳥取砂丘など名勝天然記念物等を県民が訪ね、楽しめる環境を整備し、活用を促進します。
 - ・ 青谷上寺地遺跡について、発掘調査や出土人骨のDNA※1分析の成果などを反映した整備を行い、文化財を活かした観光拠点等として地域の振興に寄与できる史跡公園とすることを目指します。
 - ・ たたらや鉄道遺産などの県内の優れた文化遺産を地域振興や教育活動に活用するため、その魅力の再発掘を行い、より効果的な活用方法を講じるとともに、地域での取組を支援します。
 - ・ 「とっとり弥生の王国」※2を「考古学」の観点だけでなく、「考現学」※3という観点から新たな磨き上げを行うことで、考古学ファンだけでなく新たなファン層の開拓を図ります。あわせて、学校教育でも新たな学習教材などを作成することで、歴史だけでなく他の学習領域での活用を目指します。
 - ・ 三徳山・三朝温泉や大山牛馬市など、県内で認定されている4地域の日本遺産※4について、深く知る機会を創出し、地域住民や観光団体と連携しながら周遊等活用を進めていきます。
- ③ 地域の自然、歴史、文化等から学ぶ体験活動、探究的な学習の充実
 - ・ 各教科や総合的な学習の時間・総合的な探究の時間等において、高等教育機関とも連携しながら、探究的な学習や自然体験活動、集団宿泊体験等を充実し、子どもたちの豊かな人間性や自己肯定感を育みます。【再掲 2-(5)-②】

- ・ 関係諸国との教育分野における交流により、異文化に対する理解、アイデンティティを培っていくなど、子どもたちが世界に視野を広げる取組を充実します。【再掲 2-(5)-②】
- ・ 博物館等が保管する資料を活用した授業、伝統工芸品の制作体験、民俗芸能の鑑賞、史跡や、山陰海岸ジオパーク等のフィールドを活用した実体験を伴う講座など、子どもたちが地域の自然、歴史・民俗、美術への理解を深め、豊かな感性を育む機会を提供します。【再掲 2-(5)-②】

【数値目標】

指 標	現況値	目標値
県指定文化財の新規指定件数（計画期間中）	合計 33 件 (R1～R4)	合計 15 件
むきばんだ史跡公園来園者数（年間）	20,681 人	3 万人
青谷かみじち史跡公園来園者数（年間）	—	3 万人

【現状と課題】

- 文化財は県民全体の共有財産であり、県の歴史、文化等の正しい理解に欠くことができないものです。文化財に、気軽に接し、楽しめる環境づくりなどを通して、郷土を愛する気持ちを育てていくことが大切です。
- 小学校、中学校、義務教育学校では、総合的な学習の時間や社会科、理科の学習、行事等を通して、文化財や自然に触れ、学ぶ機会を確保していますが、更なる充実を図るため、文化財の価値をしっかりと伝えるための指導者育成を含む研修の一層の充実が望まれます。
- 地域固有の伝統行事や民俗芸能などの伝統文化は、少子高齢化や過疎化などにより伝承が困難になっている地域があることから、地域や学校における伝承活動や後継者などの人材育成、用具整備等への支援が必要です。
- 県内には、その魅力や価値に気づかれないまま眠っている文化財や、気づいていても十分に活用しきれしていない文化財がまだまだあります。眠っている文化財を掘り起こし、磨き上げを行うことや、新たな観点でより効果的な活用方法を示すことが必要です。特に、未来を担う子どもたちに、地域の文化財について楽しく学び、地域に誇りを持ってもらうように、文化財を教育の中に効果的に取り入れていくことも大切です。
- 妻木晩田遺跡、青谷上寺地遺跡については、関係機関や地域との更なる連携強化を図り、「とっとり弥生の王国」として両遺跡の一体的な活用及び情報発信を推進することが求められます。
- 文化財の指定や登録に向けた取組の推進、情報発信と活用方策の検討、指定後も継続的な保護を図るためのフォローアップが必要です。また、全国的に仏像の盗難、建造物への放火、あるいは災害による文化財の毀損といった文化財への犯罪や災害被害が発生しており、その対策が求められています。

※1 〈DNA〉

デオキシリボ核酸（DeoxyriboNucleic Acid）。ヒトでは細胞内小器官である核とミトコンドリア内に存在する遺伝情報を担っている物質。

※2 〈とっとり弥生の王国〉

遺跡の歴史や暮らしの様子を体験し、「弥生時代」を学ぶ機会を効果的に提供するため、国内最大級の弥生時代集落「妻木晩田遺跡」と地下の弥生博物館「青谷上寺地遺跡」の二大遺跡の呼び名。

※3 〈考現学〉

現在まで残ってきたモノを見つめ直し、過去とのつながりを発見し、その特徴を理解するとともに、未来を創造すること。

※4 〈日本遺産〉

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が「日本遺産」として認定するもの。

第五章 鳥取県教育振興基本計画の推進に向けた体制

鳥取県教育委員会では、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、市町村教育委員会との連携により、未来を担う子どもたちの育成に取り組んでいます。

また、社会や時代の変革に合わせて必要となる人間像を的確に捉えるとともに、教育課題や県民の意見等に真摯に向き合い、これからの未来を担う子どもたちのことを中心に据え、社会の動きに柔軟に対応した教育を行っていく必要があります。

そのため、本計画を指針として、県民全体で鳥取県教育を推進していくことができるよう、学校、家庭、企業、地域社会、行政機関などが、連携し、協働体制を整えるとともに、計画の評価、検証をし、必要な施策や事業を実施します。

(1) 県民やNPO、企業、地域団体との連携・協働による計画の推進

① 県民等の意見の把握と県民とともにある教育の推進

知事と教育委員会との協議・調整の場である総合教育会議等において、鳥取県知事と鳥取県教育委員会が子どもたちを取り巻く様々な教育課題の認識を共有するとともに、連携して鳥取県全体で子どもたちの未来を拓く教育に取り組めます。

また、教育長等と学校長等との意見交換や、教育委員がスクールミーティング等により、子どもたちや学校と意見交換を行うなど、様々な機会を捉えて教育現場の課題やニーズ、県民の意見等を把握し、施策に反映させていきます。

計画の推進に当たっては、地域学校協働活動の推進など、ボランティア、NPO、企業、地域団体等の様々な主体と連携・協働し、情報交換や交流、ネットワークづくりを進め、基本理念を共有し、その実現に向けて取り組んでいきます。

② 教育課題等への迅速かつ的確な対応

直面する多種多様な教育課題に対し、教育行政の第一義的な責任者である教育長の下で、迅速な対応を行うとともに、教育長・教育委員で組織する教育委員会の会議等で速やかに議論し、的確に対応していきます。

また、専門化し、対応が困難な問題に対し、関係機関との連携や専門家の活用等を行いながら、市町村教育委員会と連携して学校現場等を支援し、迅速かつ適切に対応します。

(2) 市町村、国、高等教育機関など関係機関との連携・協力の推進

① 市町村との連携・協力体制の充実

県と市町村の役割分担と責務を明確にししながら、市町村教育委員会のみならず市町村長との連携、協力体制の構築、充実を図ります。

また、広域自治体である県の役割を踏まえ、市町村教育委員の資質向上に向けた研修の実施など、必要な支援を充実します。

② 高等教育機関等との連携、協力の一層の推進

県内の高等教育機関、学校、教育委員会等が、より一層の連携を図り、相互の特色ある機能を活用し、それぞれの教育力の向上を図るとともに、研究機関等とも連携し、鳥取県教育の充実を図ります。

また、山陰教師教育コンソーシアムによる島根大学、島根県教育委員会との連携を強化し、教員養成・育成を推進します。

(3) 進捗管理

① 進捗状況の点検及び計画の見直し

事業量だけでなく、成果を指標とする目標を設定し、定期的に点検・評価し、結果をフィードバックすることが必要です。

このため、毎年度実施する「教育行政の点検及び評価」※1の中で、年度ごとの成果の進捗状況を点検・評価し、結果を次の施策に反映させます。

② 毎年度の具体的な取組

本計画は、今後5年間の大きな施策の方向性を示すものであり、年度ごとの具体的な取組については、当該年度の施策をまとめたアクションプランを策定し、実施します。

アクションプランの策定に当たっては、教育現場や県民の意見等を大切にして、具体的な施策や個別の事業を立案、実施します。

③ 新たに検討が必要となる事項への対応

県は、今後5年間で、本計画に基づいて本県教育の振興に取り組みますが、一方で、急速に変化する社会情勢の中で、対応すべき教育課題も刻々と変化していきます。

このため、特段の必要があれば、計画期間内であっても、計画の改訂をするなど、柔軟に対応します。

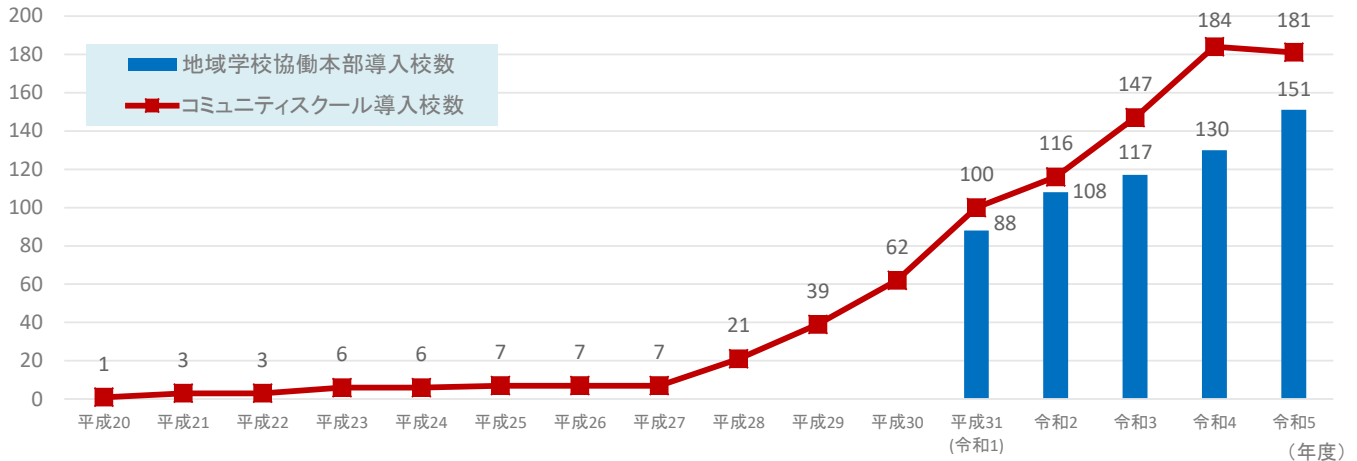
※1〈教育行政の点検及び評価〉

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することとされている。

【参考資料】

1 社会全体で学び続ける環境づくり

(1) コミュニティ・スクール導入校数と地域学校協働本部の導入校数



※地域学校協働本部導入校数は平成31(令和1)年度より集計
 ※令和5年度数値は5月1日時点のものであり、未確定

2 主体的に学び力を育む学校教育の推進

(1) 令和5年度全国学力・学習状況調査結果 平均正答率

○国語、算数、理科の調査結果(平均正答率)【小6年生】

	国語A	国語B	算数A	算数B	理科
鳥取県 (公立)	67% (R4 : 64%) (R3 : 64%) (H31 : 63%) (H30 : 71%) (H29 : 76%) (H28 : 75.2%) (H27 : 71.5%)	— % (H30 : 55%) (H29 : 57%) (H28 : 58.0%) (H27 : 66.8%)	62% (R4 : 62%) (R3 : 69%) (H31 : 66%) (H30 : 62%) (H29 : 77%) (H28 : 77.0%) (H27 : 74.6%)	— % (H30 : 50%) (H29 : 46%) (H28 : 46.8%) (H27 : 45.2%)	— % (H30 : 60%) (H27 : 60.1%)
全国 (公立)	67.2% (R4 : 65.6%) (R3 : 64.7%) (H31 : 63.8%) (H30 : 70.7%) (H29 : 74.8%) (H28 : 72.9%) (H27 : 70.0%)	— % (H30 : 54.7%) (H29 : 57.5%) (H28 : 57.8%) (H27 : 65.4%)	62.5% (R4 : 63.2%) (R3 : 70.2%) (H31 : 66.6%) (H30 : 63.5%) (H29 : 78.6%) (H28 : 77.6%) (H27 : 75.2%)	— % (H30 : 51.5%) (H29 : 45.9%) (H28 : 47.2%) (H27 : 45.0%)	— % (R4 : 63.3%) (H30 : 60.3%) (H27 : 60.8%)

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に係る学校教育への影響等により、調査の実施は見送った。

※平成29年度からは、全国平均正答率は小数値、県平均正答率は整数値で結果公表。

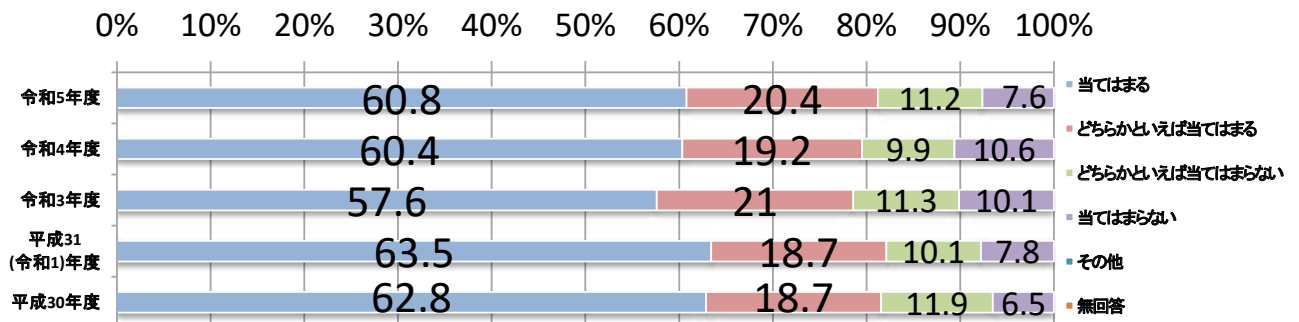
※平成28年度は、熊本地震の影響により、熊本県並びに宮崎県及び大分県の一部の小中学校は調査の結果の数値には含まれない。

○国語、数学、理科、英語の調査結果(平均正答率)【中3年生】

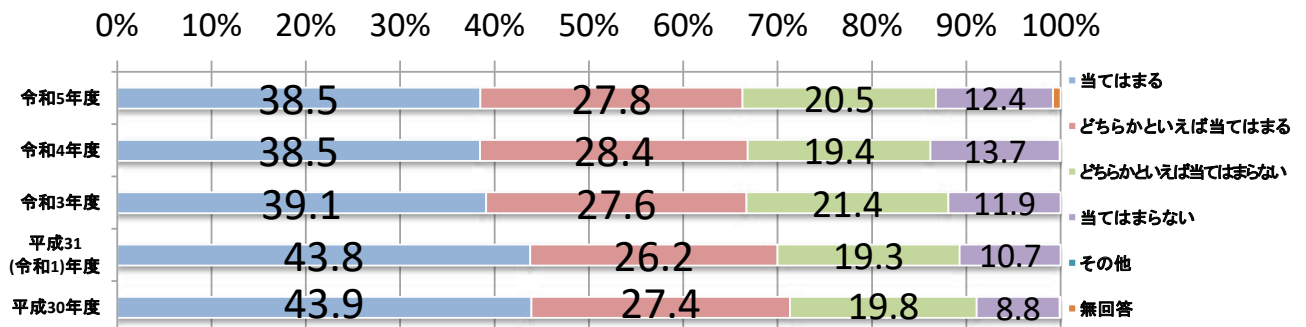
	国語 A	国語 B	数学 A	数学 B	理科	英語
鳥取県 (公立)	69% (R4:68%) (R3:63%) (H31:73%) (H30:76%) (H29:77%) (H28:76.7%) (H27:76.9%)	— % (H30:60%) (H29:72%) (H28:67.1%) (H27:66.2%)	50% (R4:51%) (R3:56%) (H31:60%) (H30:66%) (H29:63%) (H28:63.2%) (H27:64.3%)	— % (H30:45%) (H29:48%) (H28:44.4%) (H27:41.2%)	— % (R4:49%) (H30:66%) (H27:53.0%)	42% (H31:54%)
全国 (公立)	69.8% (R4:69.0%) (R3:64.6%) (H31:72.8%) (H30:76.1%) (H29:77.4%) (H28:75.6%) (H27:75.8%)	— % (H30:61.2%) (H29:72.2%) (H28:66.5%) (H27:65.8%)	66.1% (R4:51.4%) (R3:57.2%) (H31:59.8%) (H30:66.1%) (H29:64.6%) (H28:62.2%) (H27:64.4%)	— % (H30:46.9%) (H29:48.1%) (H28:44.1%) (H27:41.6%)	— % (R4:49.3%) (H30:66.1%) (H27:53.0%)	45.6% (H31:56.0%)

(2) 将来の夢や目標を持っている (肯定的な回答：全国学力・学習状況調査 児童・生徒質問紙)

【小学校】

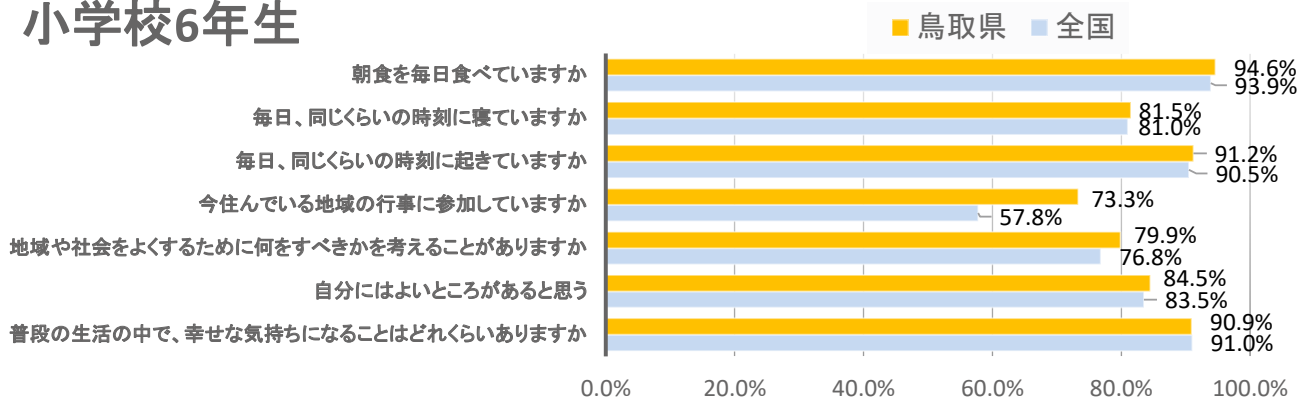


【中学校】

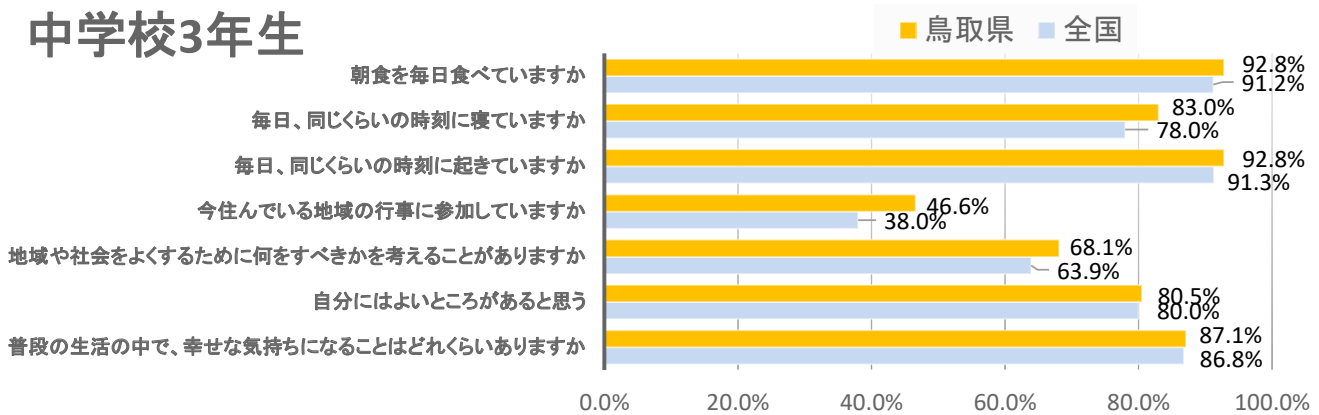


(3)生活習慣、地域参画、自己肯定感 (肯定的な回答：令和5年度全国学力・学習状況調査 児童・生徒質問紙)

小学校6年生

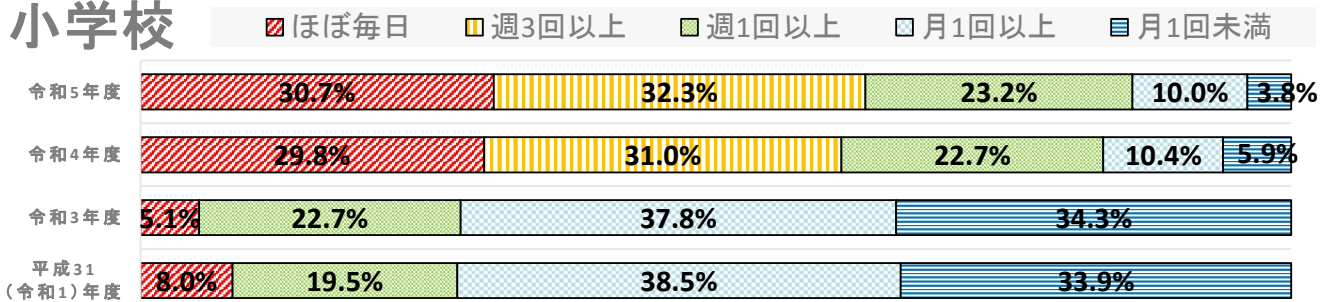


中学校3年生

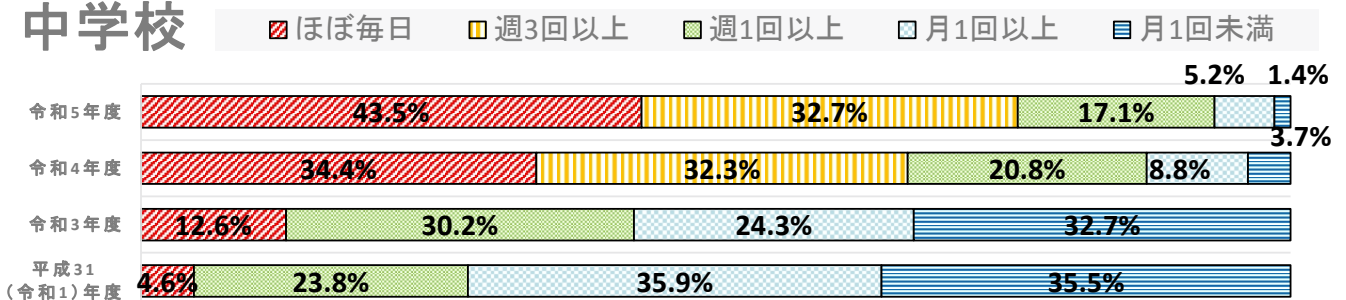


(4)授業でのICT機器の使用頻度 (全国学力・学習状況調査 児童・生徒質問紙)

小学校



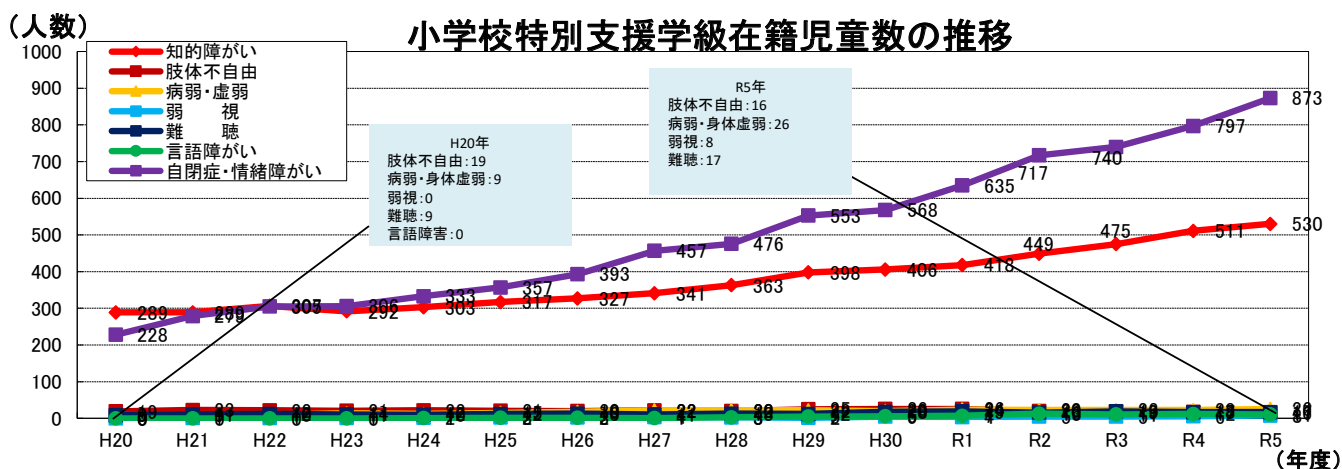
中学校



※「週3回以上」の選択肢はR4年度より追加

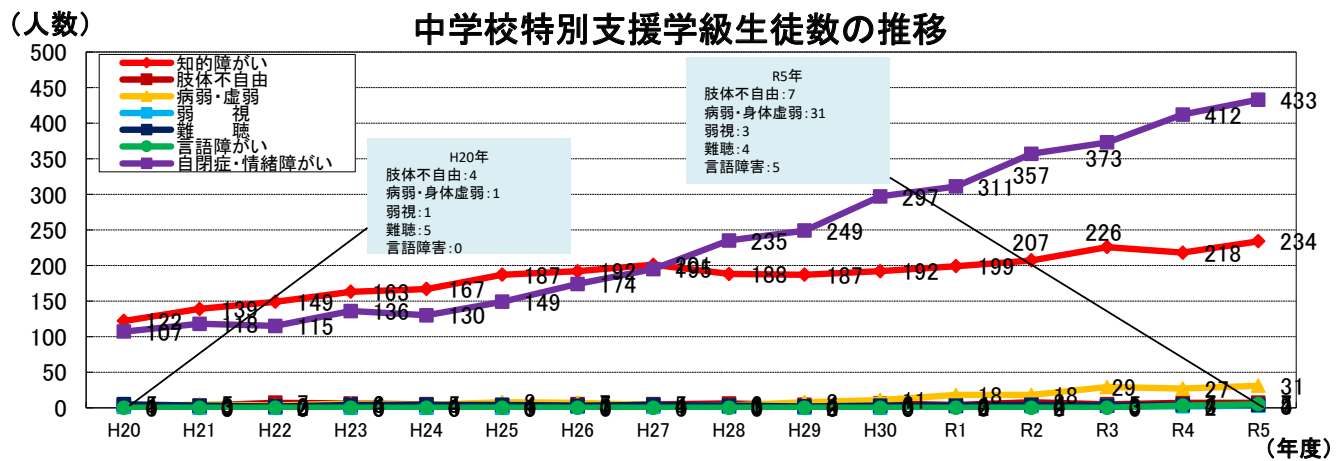
3 多様なニーズに応じた誰一人取り残さない学びの創造

(1) 特別支援学級の在籍者数



<特別支援学級数の推移>

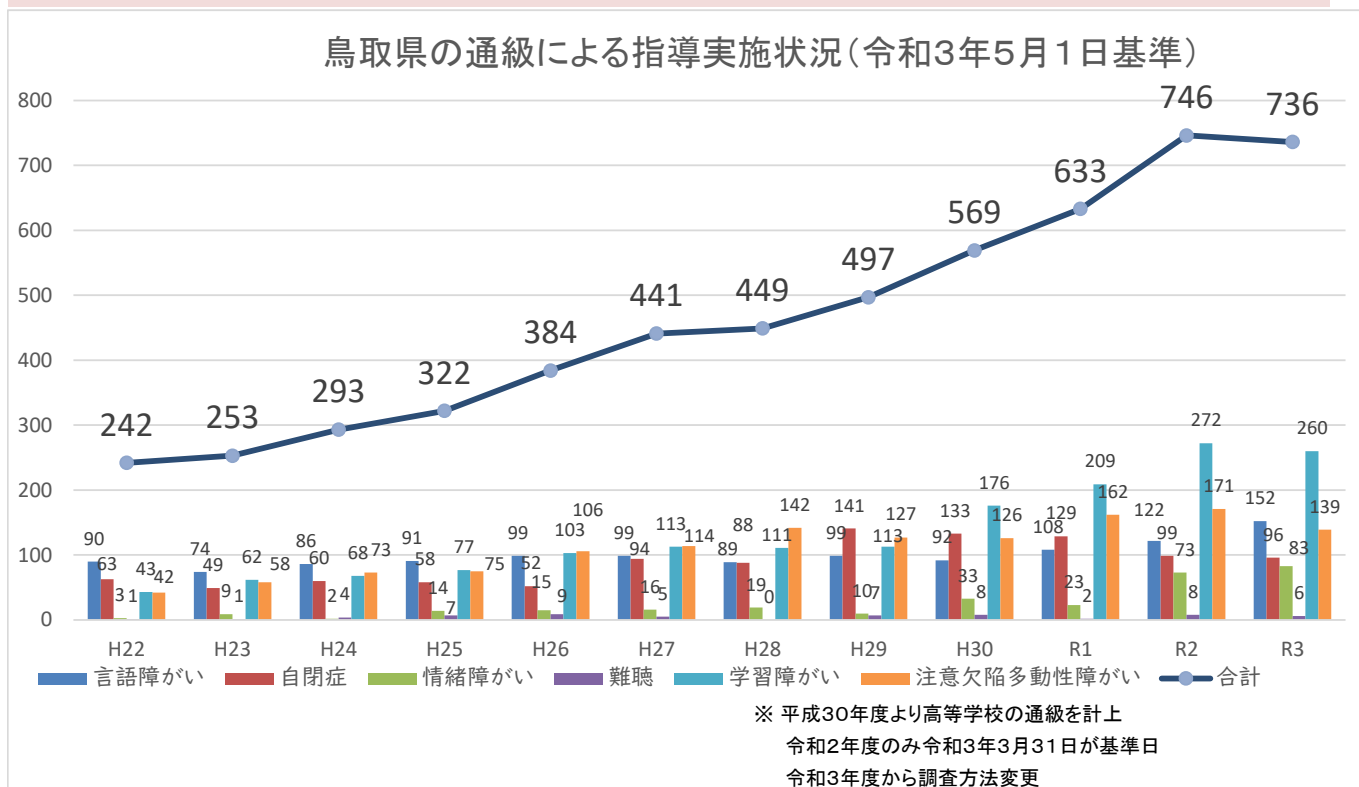
小学校	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
知的障がい	106	109	102	106	104	104	110	111	118	119	123	119	122	128	135	137
肢体不自由	16	21	21	19	21	21	19	21	20	24	24	25	20	19	17	15
病弱・虚弱	5	4	7	8	8	10	15	16	17	16	14	19	17	20	19	18
弱視	0	1	1	1	2	3	3	4	3	2	5	4	5	5	6	7
難聴	9	11	12	10	10	10	11	10	13	12	17	18	14	17	15	14
言語障がい	0	0	0	0	1	2	2	1	3	5	5	5	8	8	8	8
自閉症・情緒障がい	105	116	114	111	119	111	119	124	128	139	134	143	155	161	165	176
合計	241	262	257	255	265	261	279	287	302	317	322	333	341	358	365	375



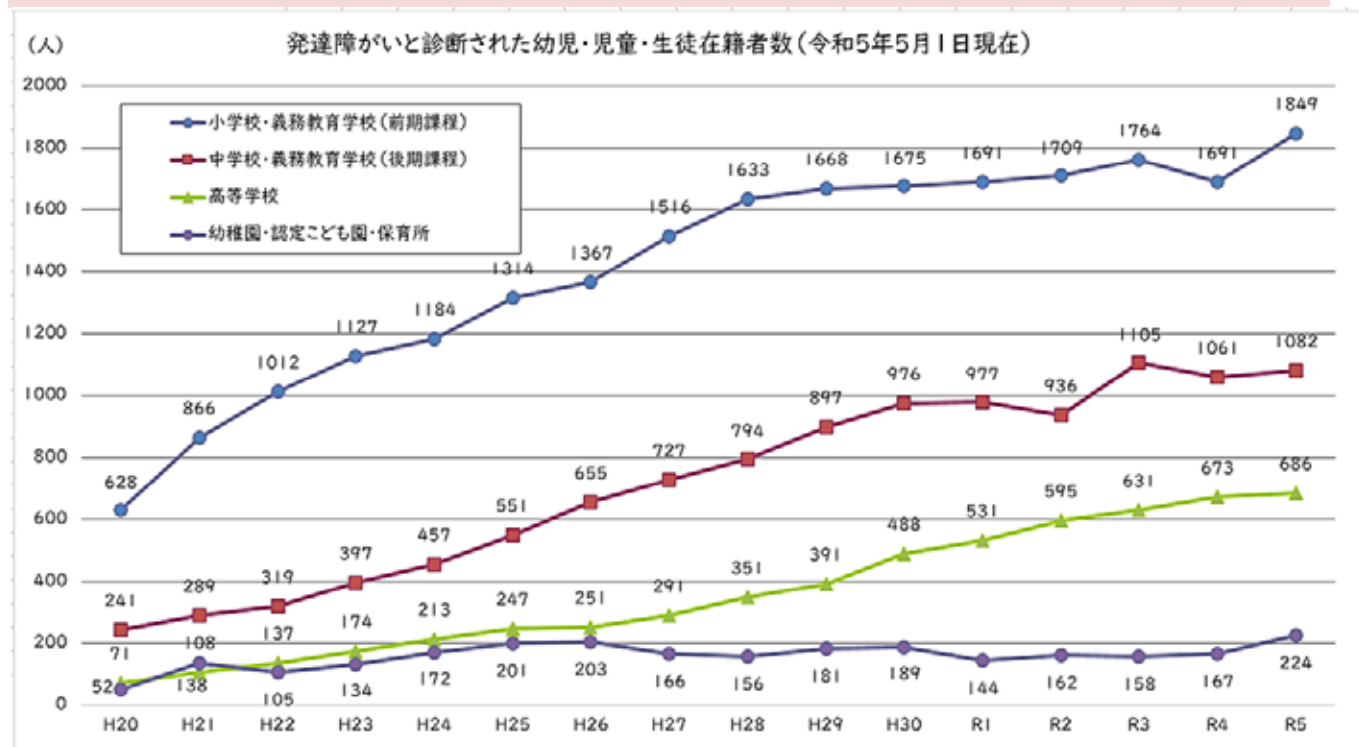
<特別支援学級数の推移>

中学校	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
知的障がい	49	53	56	55	54	53	57	56	54	54	57	57	59	60	60	65
肢体不自由	4	3	6	5	4	1	5	5	6	4	6	4	6	4	5	7
病弱・虚弱	1	3	3	3	4	8	6	4	3	8	9	15	13	16	13	15
弱視	1	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	2	2	3	2	3
難聴	5	3	2	4	4	4	3	4	3	2	3	3	4	3	4	4
言語障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	4
自閉症・情緒障がい	40	45	49	50	49	53	57	62	63	63	73	77	83	82	86	85
合計	100	107	116	117	115	119	129	132	130	131	148	158	167	168	173	183

(2) 鳥取県の通級による指導実施状況 (令和3年5月1日基準)

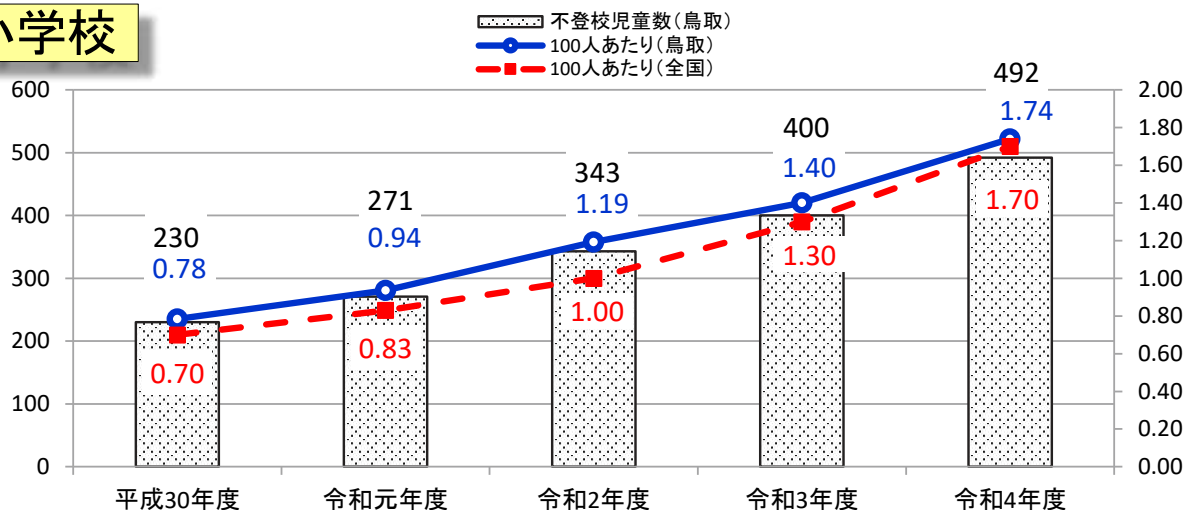


(3) 発達障がいと診断された幼児・児童・生徒在籍者数 (令和5年5月1日現在)

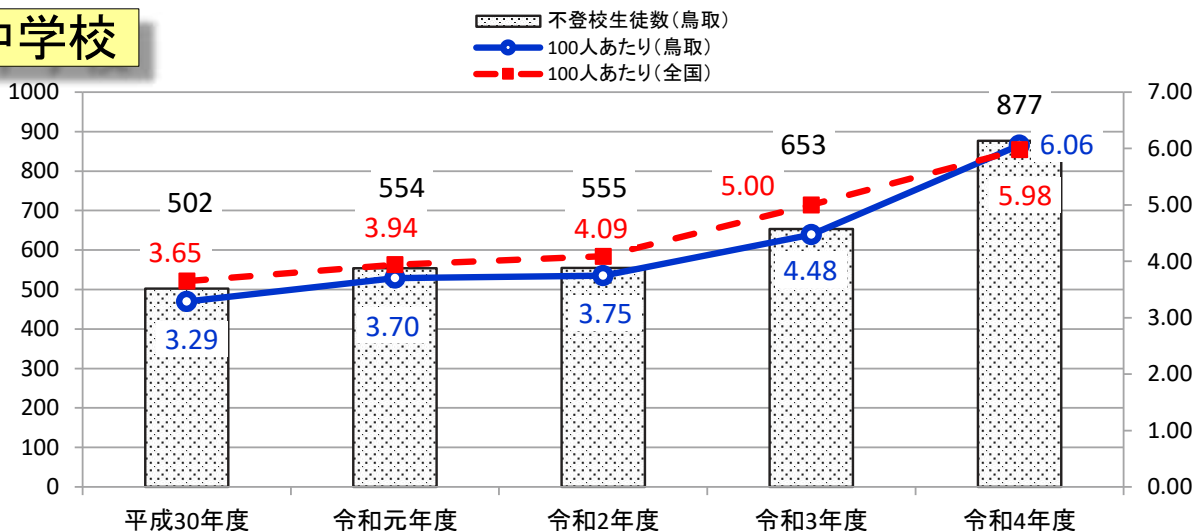


(4)不登校児童生徒数等の年次推移（平成30年度～令和4年度）

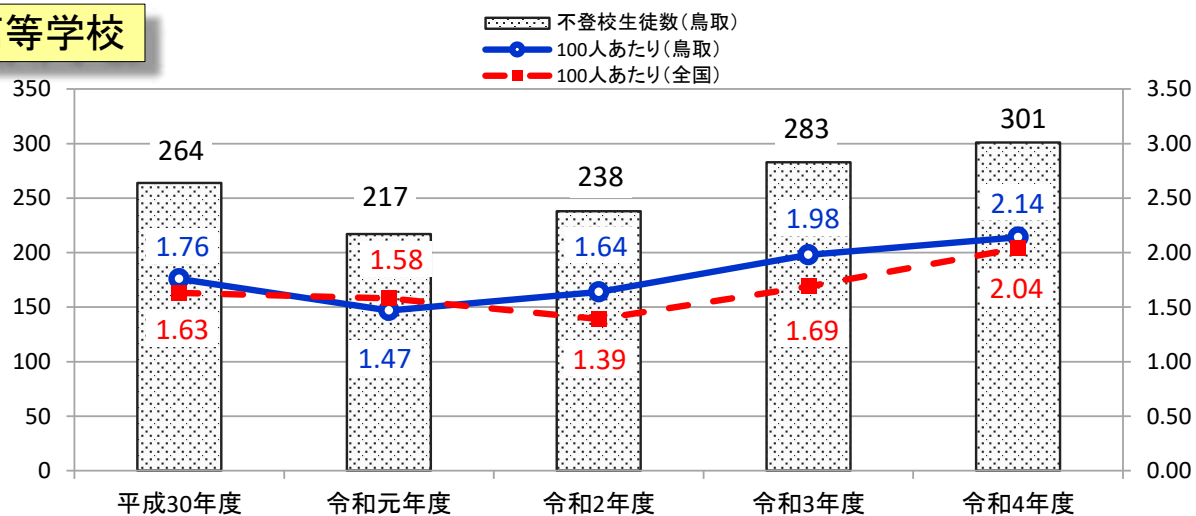
小学校



中学校

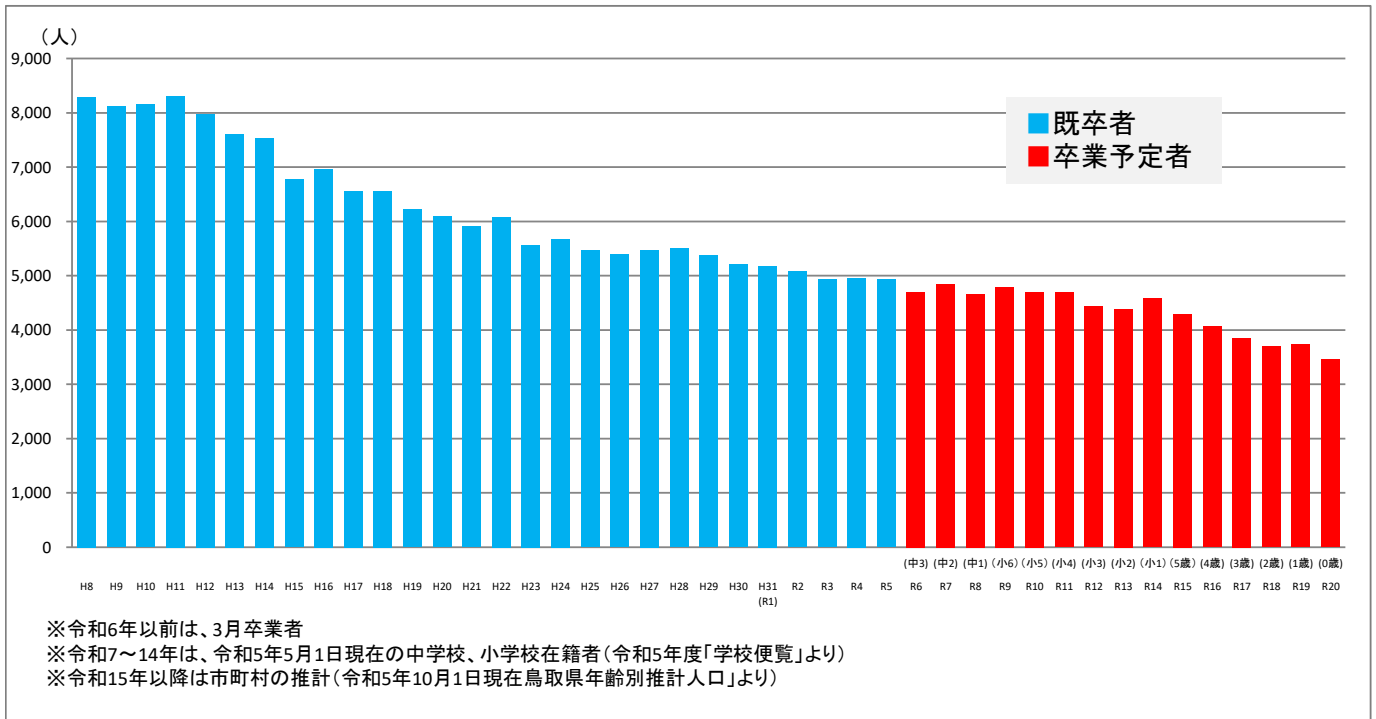


高等学校

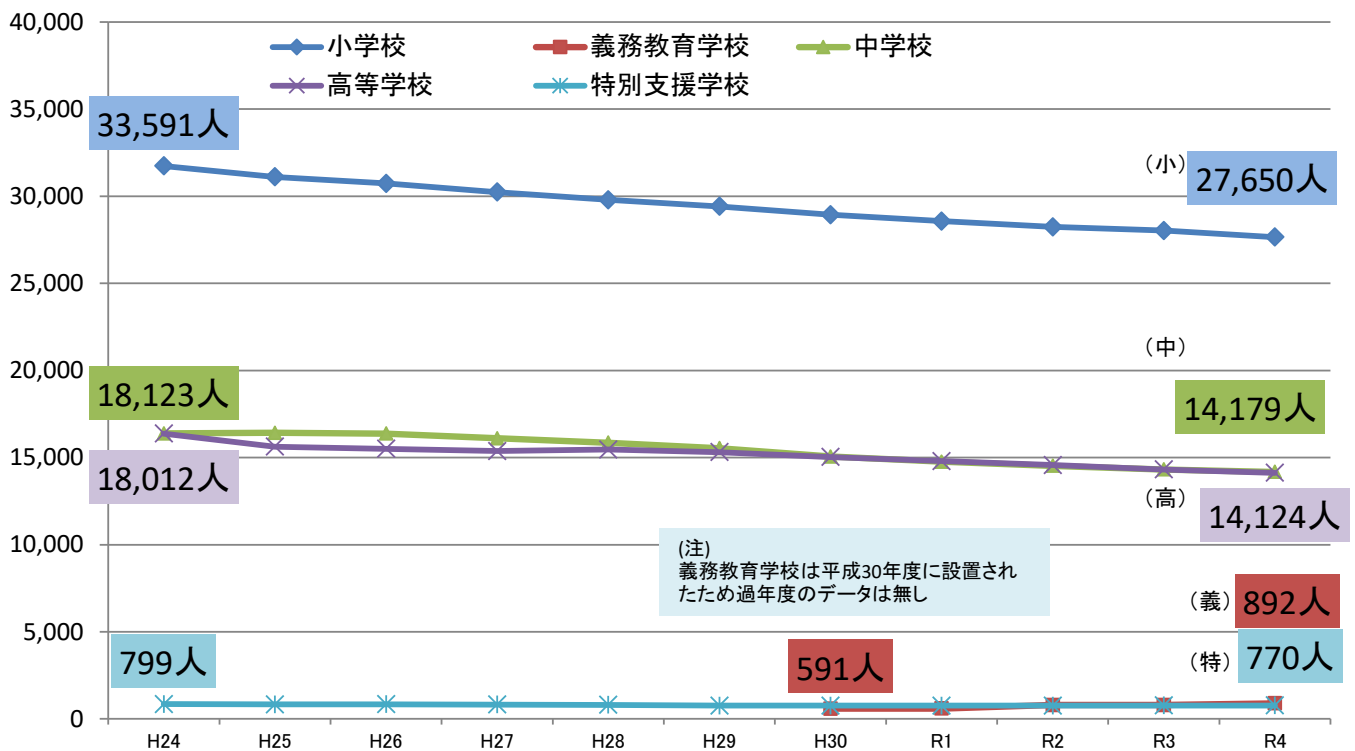


4 学びを支える教育環境の充実

(1) 中学校卒者及び卒業予定者の推移



(2) 在学者数の推移 (12年間)



5 生涯にわたる健やかな体づくりと運動、スポーツの推進

(1)実技に関する集計結果・全国との比較 ※令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

【小5男子】

	握力 (Kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横跳び (回)	シャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅跳び (cm)	ボール投げ (m)	合計得点 (点)
県 平均値	16.15	19.03	33.11	41.73	53.17	9.46	151.59	21.27	53.41
全国 平均値	16.13	19.00	33.99	40.61	46.91	9.48	151.16	20.51	52.60

【小5女子】

	握力 (Kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横跳び (回)	シャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅跳び (cm)	ボール投げ (m)	合計得点 (点)
県 平均値	15.91	18.18	37.39	40.20	43.71	9.74	144.28	13.62	55.12
全国 平均値	16.02	18.05	38.47	38.74	36.81	9.71	144.34	13.22	54.29

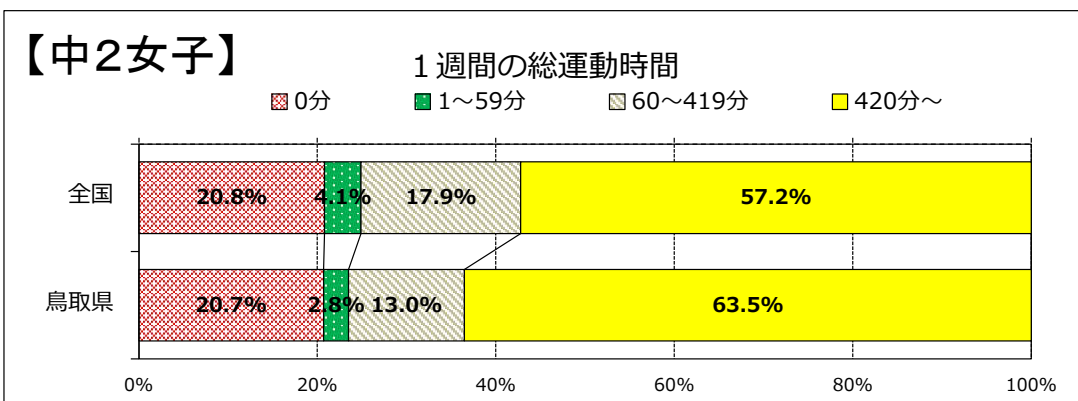
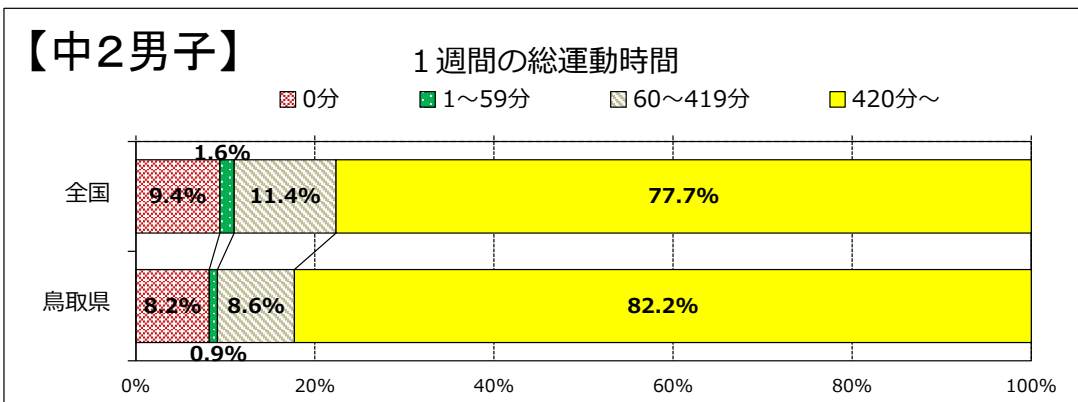
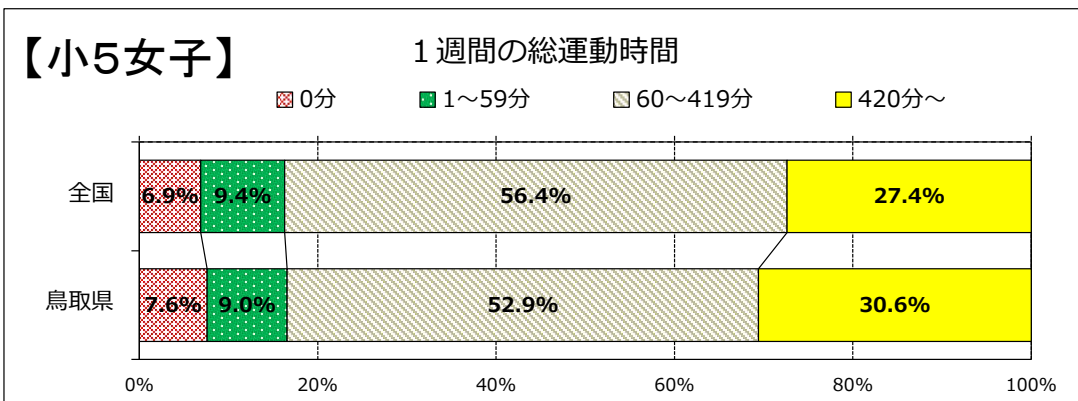
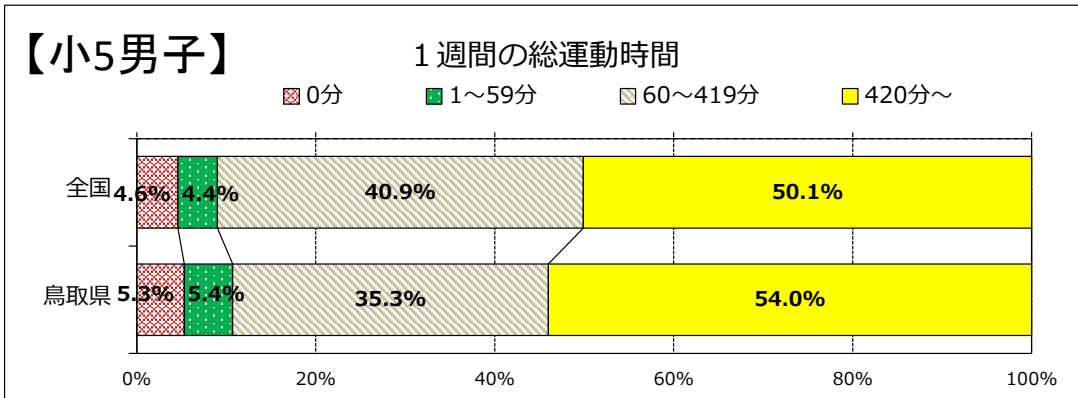
【中2男子】

	握力 (Kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横跳び (回)	シャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅跳び (cm)	ボール投げ (m)	合計得点 (点)
県 平均値	29.64	25.73	43.65	52.36	82.47	7.89	200.77	20.49	42.68
全国 平均値	28.98	25.71	44.04	51.19	77.76	8.01	196.97	20.32	41.18

【中2女子】

	握力 (Kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横跳び (回)	シャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅跳び (cm)	ボール投げ (m)	合計得点 (点)
県 平均値	23.32	21.85	45.89	47.67	54.88	8.87	167.90	12.45	48.64
全国 平均値	23.12	21.53	46.26	45.65	50.46	8.95	166.21	12.36	47.08

(2) 1週間の総運動時間（体育・保健体育の授業は除く） ※令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査



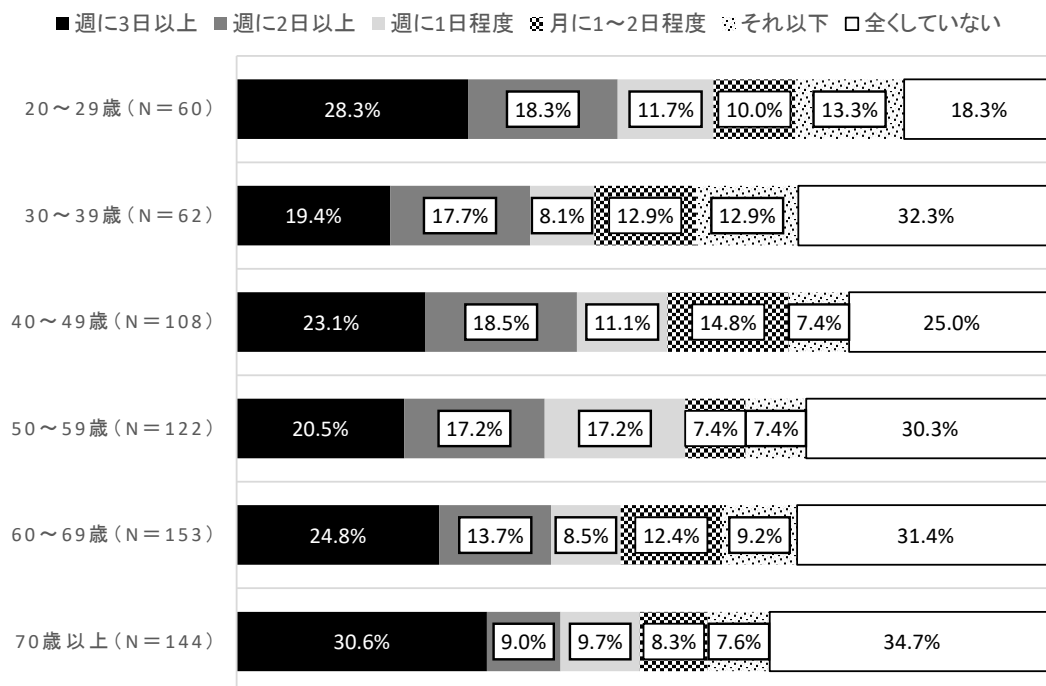
(3) スポーツ実施率（週1回以上）の推移

年度	本県推定値	全国推定値	全国との比較
H16年度	44.3%	38.5%	5.8%
H21年度	51.7%	45.3%	6.4%
H26年度	54.8%	47.5%	7.3%
H30年度	47.2%	51.5%	-4.3%
R5年度	50.8%	— %	— %

※R5年度全国推定値は年度末に公表予定

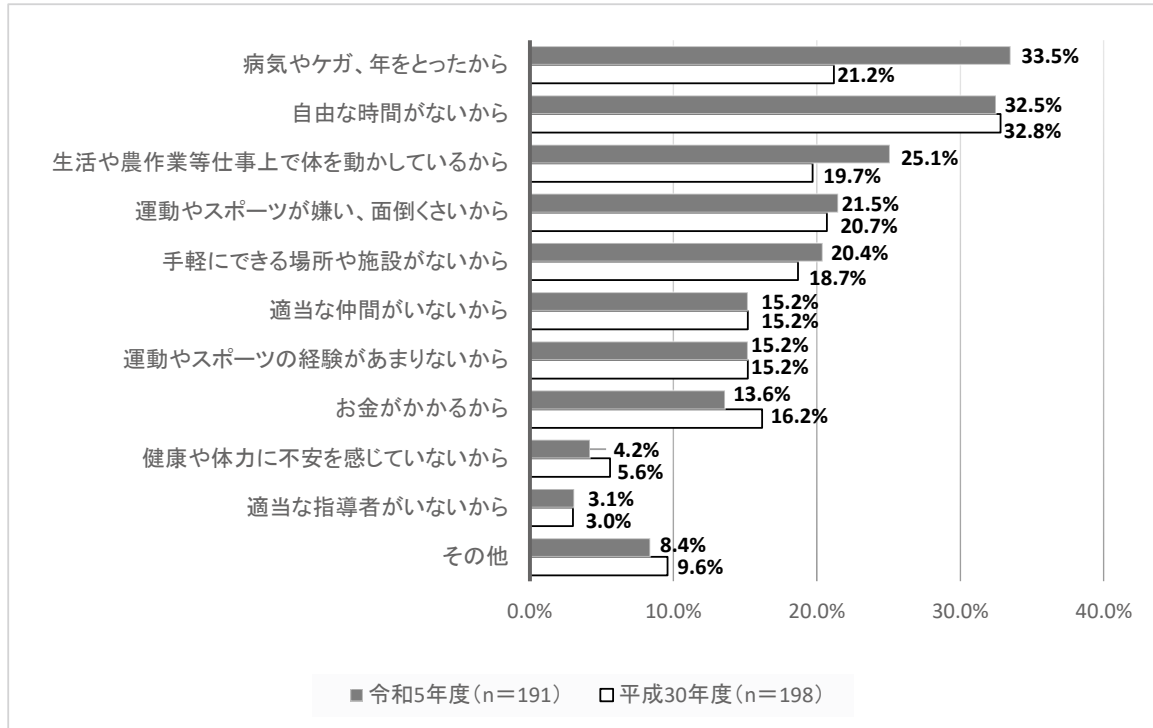
(4) 年代別のスポーツ実施率

令和5年度県民の運動・スポーツに関する意識・実態調査



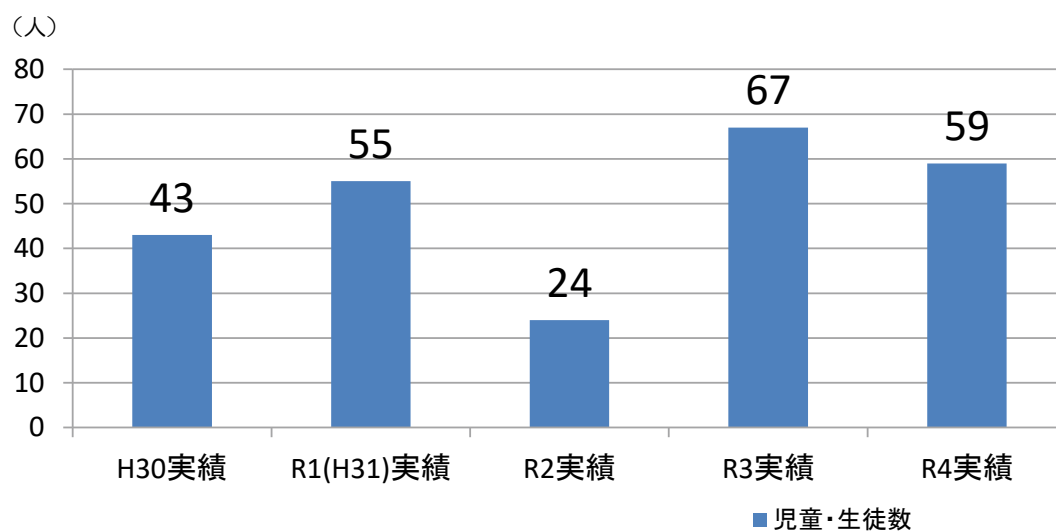
(5) 運動やスポーツをしなかった理由

令和5年度県民の運動・スポーツに関する意識・実態調査



6 文化、伝統、豊かな自然の継承、再発見、芸術の創造

文化・芸術、スポーツ等の分野で、全国で活躍する児童・生徒数(全国3位相当以上)(年間)





[鳥取県教育振興基本計画に関するお問い合わせ先]

鳥取県教育委員会事務局教育総務課総務企画担当

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 271 番地

電話：0857-26-7914

ファクシミリ：0857-26-8185

電子メール：kyouikusoumu@pref.tottori.lg.jp

[鳥取県教育振興基本計画に関するホームページアドレス]

<https://www.pref.tottori.lg.jp/shinkoukihonkeikaku/>

